

令和 6 年 第 1 回

大 仙 市 議 会 定 例 会 会 議 録

令和 6 年 2 月 22 日 開会

令和 6 年 3 月 15 日 閉会

大 仙 市 議 会

令和 6 年第 1 回大仙市議会定例会会議録目次

○第 1 日目（2 月 2 2 日）

議事日程第 1 号	1
出席議員	4
欠席議員	5
遅刻議員	5
早退議員	5
説明のため出席した者	5
事務局職員出席者	5
開 会	5
市長招集あいさつ	6
開 議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定（2 3 日間）	6
諸般の報告	7
施政方針演説	7
休 憩	1 9
再 開	1 9
議案説明・質疑・討論・表決	1 9
議案第 1 号から議案第 3 号まで	1 9
議案説明・質疑・委員会付託	2 0
報告第 1 号から議案第 8 号まで	2 0
休 憩	2 3
再 開	2 3
委員長報告・質疑・討論・表決	2 3
各 常 任 委 員 長（報告第 1 号）	2 4
総務企画常任委員長（議案第 4 号）	2 5
〃 （議案第 6 号）	2 5
〃 （議案第 7 号）	2 5
教育厚生常任委員長（議案第 5 号）	2 6
各 常 任 委 員 長（議案第 8 号）	2 7
議案説明	2 9
議案第 9 号から議案第 3 4 号まで	2 9
議案第 3 5 号及び議案第 3 6 号	3 7

議案第 37 号から議案第 51 号まで	38
議案第 52 号	45
議案第 53 号から議案第 55 号まで	46
休会の件	48
散 会	48

○第 2 日目（3 月 4 日）

議事日程第 2 号	49
出席議員	49
欠席議員	49
遅刻議員	49
早退議員	49
説明のため出席した者	49
事務局職員出席者	50
開 議	50
一般質問	50
○石 塚 柏 議員	50
休 憩	59
再 開	59
○秩 父 博 樹 議員	59
○橋 本 琢 史 議員	73
休 憩	80
再 開	80
○大 山 利 吉 議員	80
○佐 藤 文 子 議員	88
散 会	96

○第 3 日目（3 月 5 日）

議事日程第 3 号	97
出席議員	97
欠席議員	97
遅刻議員	97
早退議員	97
説明のため出席した者	97
事務局職員出席者	98

開 議	9 8
一般質問	9 8
○小笠原 昌 作 議員	9 8
○挽 野 利 恵 議員	1 0 3
散 会	1 1 2

○第4日目（3月6日）

議事日程第4号	1 1 3
出席議員	1 1 6
欠席議員	1 1 7
遅刻議員	1 1 7
早退議員	1 1 7
説明のため出席した者	1 1 7
事務局職員出席者	1 1 7
開 議	1 1 7
質疑・委員会付託	1 1 7
議案第 9号から議案第36号まで	1 1 7
議案第37号から議案第55号まで	1 1 8
休 憩	1 2 9
再 開	1 2 9
委員会付託	1 4 3
陳情第35号から陳情第39号まで	1 4 3
休会の件	1 4 3
散 会	1 4 3

○第5日目（3月15日）

議事日程第5号	1 4 5
出席議員	1 5 1
欠席議員	1 5 1
遅刻議員	1 5 1
早退議員	1 5 1
説明のため出席した者	1 5 1
事務局職員出席者	1 5 2
開 議	1 5 2
諸般の報告	1 5 2

委員長報告・質疑・討論・表決	1 5 2
総務企画常任委員長（議案第 9 号）	1 5 2
〃（議案第 1 0 号）	1 5 3
〃（議案第 1 1 号）	1 5 2
〃（議案第 1 2 号）	1 5 3
〃（議案第 1 3 号）	1 5 3
〃（議案第 1 4 号）	1 5 2
〃（議案第 2 1 号）	1 5 3
教育厚生常任委員長（議案第 1 5 号）	1 5 4
〃（議案第 1 6 号）	1 5 4
〃（議案第 1 7 号）	1 5 5
〃（議案第 2 0 号）	1 5 4
〃（議案第 2 2 号）	1 5 5
産業建設常任委員長（議案第 1 8 号）	1 5 6
〃（議案第 1 9 号）	1 5 6
〃（議案第 2 3 号）	1 5 6
〃（議案第 2 4 号）	1 5 6
〃（議案第 2 5 号）	1 5 7
〃（議案第 2 6 号）	1 5 7
〃（議案第 2 7 号）	1 5 7
各 常 任 委 員 長（議案第 2 8 号）	1 5 7
総務企画常任委員長（議案第 3 4 号）	1 5 8
教育厚生常任委員長（議案第 2 9 号）	1 5 9
〃（議案第 3 0 号）	1 5 9
〃（議案第 3 1 号）	1 5 9
〃（議案第 3 3 号）	1 5 9
産業建設常任委員長（議案第 3 2 号）	1 6 2
〃（議案第 3 5 号）	1 6 2
〃（議案第 3 6 号）	1 6 2
休 憩	1 6 3
再 開	1 6 3
各 常 任 委 員 長（議案第 3 7 号）	1 6 3
総務企画常任委員長（議案第 4 6 号）	1 6 4
〃（議案第 4 7 号）	1 6 4
〃（議案第 4 8 号）	1 6 4

総務企画常任委員長（議案第４９号）	164
〃（議案第５０号）	164
〃（議案第５１号）	164
教育厚生常任委員長（議案第３８号）	167
〃（議案第３９号）	167
〃（議案第４０号）	167
〃（議案第４１号）	168
〃（議案第４４号）	167
〃（議案第５２号）	168
産業建設常任委員長（議案第４２号）	172
〃（議案第４３号）	172
〃（議案第４５号）	172
〃（議案第５３号）	172
〃（議案第５４号）	173
〃（議案第５５号）	173
委員長報告・質疑・討論・表決	178
産業建設常任委員長（陳情第３５号）	178
〃（陳情第３７号）	178
〃（陳情第３９号）	178
議案説明・質疑・討論・表決	182
議案第５６号	182
議案第５７号	183
議案第５８号から議案第８５号まで	184
休憩	185
再開	185
追加日程の件	185
議案説明・質疑・討論・表決	186
議案第８６号	186
各委員会から閉会中の継続審査及び調査の申し出について	187
代表監査委員から発言	187
閉会	188
○署名	189

○參考資料

日程表.....	1 9 1
一般質問通告者.....	1 9 4
予算質疑通告者.....	1 9 5
議案等一覧.....	1 9 6
議案.....	1 9 6
報告.....	2 0 2
陳情.....	2 0 2

令和 6 年第 1 回大仙市議会定例会会議録第 1 号

令和 6 年 2 月 22 日（木曜日）

議 事 日 程 第 1 号

令和 6 年 2 月 22 日（木曜日）午前 10 時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定（23 日間）

第 3 議長報告

- ・専決処分報告（法第 180 条関係）
- ・財政援助団体等監査の結果について
- ・例月現金出納検査結果
- ・議会動静報告書

第 4 施政方針演説

第 5 議案第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
(説明・質疑・討論・表決)

第 6 議案第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
(説明・質疑・討論・表決)

第 7 議案第 3 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
(説明・質疑・討論・表決)

第 8 報告第 1 号 専決処分報告について（令和 5 年度大仙市一般会計補正予算
(第 13 号)）
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)

第 9 議案第 4 号 大仙市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)

第 10 議案第 5 号 大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第 1 1 議案第 6 号 大仙市（荒川、峰吉川、船岡、淀川）財産区管理会条例の制定
について
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 1 2 議案第 7 号 大仙市（荒川、峰吉川、船岡、淀川）財産区基金条例の制定に
ついて
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 1 3 議案第 8 号 令和 5 年度大仙市一般会計補正予算（第 1 4 号）
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 1 4 議案第 9 号 大仙市役所部等設置条例の一部を改正する条例の制定について
（説 明）
- 第 1 5 議案第 1 0 号 大仙市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の
一部を改正する条例の制定について（説 明）
- 第 1 6 議案第 1 1 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例の制定について（説 明）
- 第 1 7 議案第 1 2 号 大仙市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定に
ついて（説 明）
- 第 1 8 議案第 1 3 号 大仙市空き家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定に
ついて（説 明）
- 第 1 9 議案第 1 4 号 大仙市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部
を改正する条例の制定について（説 明）
- 第 2 0 議案第 1 5 号 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関す
る条例の一部を改正する条例の制定について（説 明）
- 第 2 1 議案第 1 6 号 大仙市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例及び大仙市家庭的保育事業等の設備及び
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に
ついて（説 明）
- 第 2 2 議案第 1 7 号 大仙市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
（説 明）

第 2 3	議案第 1 8 号	大仙市立武道館に関する条例の一部を改正する条例の制定について	(説 明)
第 2 4	議案第 1 9 号	大仙市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	(説 明)
第 2 5	議案第 2 0 号	大仙市神岡福祉センター条例を廃止する条例の制定について	(説 明)
第 2 6	議案第 2 1 号	大仙市神岡市民センター条例の制定について	(説 明)
第 2 7	議案第 2 2 号	大仙市コスモス奨学基金条例の制定について	(説 明)
第 2 8	議案第 2 3 号	中里温泉改築事業（建築）工事請負契約の締結について	(説 明)
第 2 9	議案第 2 4 号	中里温泉改築事業（機械設備）工事請負契約の締結について	(説 明)
第 3 0	議案第 2 5 号	市道の路線の認定及び廃止について	(説 明)
第 3 1	議案第 2 6 号	令和 6 年度大仙市企業団地整備事業特別会計への繰入れについて	(説 明)
第 3 2	議案第 2 7 号	令和 6 年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入れについて	(説 明)
第 3 3	議案第 2 8 号	令和 5 年度大仙市一般会計補正予算（第 1 5 号）	(説 明)
第 3 4	議案第 2 9 号	令和 5 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	(説 明)
第 3 5	議案第 3 0 号	令和 5 年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第 4 号）	(説 明)
第 3 6	議案第 3 1 号	令和 5 年度大仙市奨学資金特別会計補正予算（第 1 号）	(説 明)
第 3 7	議案第 3 2 号	令和 5 年度大仙市企業団地整備事業特別会計補正予算（第 3 号）	(説 明)
第 3 8	議案第 3 3 号	令和 5 年度大仙市太陽光発電事業特別会計補正予算（第 1 号）	(説 明)
第 3 9	議案第 3 4 号	令和 5 年度大仙市峰吉川財産区特別会計補正予算（第 1 号）	(説 明)

第 4 0	議案第 3 5 号	令和 5 年度大仙市上水道事業会計補正予算（第 2 号）	（説 明）
第 4 1	議案第 3 6 号	令和 5 年度大仙市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	（説 明）
第 4 2	議案第 3 7 号	令和 6 年度大仙市一般会計予算	（説 明）
第 4 3	議案第 3 8 号	令和 6 年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算	（説 明）
第 4 4	議案第 3 9 号	令和 6 年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算	（説 明）
第 4 5	議案第 4 0 号	令和 6 年度大仙市学校給食事業特別会計予算	（説 明）
第 4 6	議案第 4 1 号	令和 6 年度大仙市奨学資金特別会計予算	（説 明）
第 4 7	議案第 4 2 号	令和 6 年度大仙市企業団地整備事業特別会計予算	（説 明）
第 4 8	議案第 4 3 号	令和 6 年度大仙市スキー場事業特別会計予算	（説 明）
第 4 9	議案第 4 4 号	令和 6 年度大仙市太陽光発電事業特別会計予算	（説 明）
第 5 0	議案第 4 5 号	令和 6 年度大仙市小水力発電事業特別会計予算	（説 明）
第 5 1	議案第 4 6 号	令和 6 年度大仙市内小友財産区特別会計予算	（説 明）
第 5 2	議案第 4 7 号	令和 6 年度大仙市大川西根財産区特別会計予算	（説 明）
第 5 3	議案第 4 8 号	令和 6 年度大仙市荒川財産区特別会計予算	（説 明）
第 5 4	議案第 4 9 号	令和 6 年度大仙市峰吉川財産区特別会計予算	（説 明）
第 5 5	議案第 5 0 号	令和 6 年度大仙市船岡財産区特別会計予算	（説 明）
第 5 6	議案第 5 1 号	令和 6 年度大仙市淀川財産区特別会計予算	（説 明）
第 5 7	議案第 5 2 号	令和 6 年度市立大曲病院事業会計予算	（説 明）
第 5 8	議案第 5 3 号	令和 6 年度大仙市上水道事業会計予算	（説 明）
第 5 9	議案第 5 4 号	令和 6 年度大仙市簡易水道事業会計予算	（説 明）
第 6 0	議案第 5 5 号	令和 6 年度大仙市下水道事業会計予算	（説 明）

出席議員（24人）

1 番 大 山 利 吉	2 番 戸 嶋 貴美子	3 番 佐 藤 文 子
4 番 佐 藤 隆 盛	5 番 挽 野 利 恵	6 番 秩 父 博 樹
7 番 青 柳 友 哉	8 番 安 達 成 年	9 番 高 橋 徳 久
1 0 番 佐 藤 芳 雄	1 1 番 橋 本 琢 史	1 2 番 小笠原 昌 作
1 3 番 小 松 栄 治	1 4 番 本 間 輝 男	1 5 番 佐 藤 育 男

16番 山 谷 喜 元	17番 石 塚 柏	18番 高 橋 敏 英
19番 橋 村 誠	20番 渡 邊 秀 俊	21番 金 谷 道 男
22番 後 藤 健	23番 鎌 田 正	24番 古 谷 武 美

欠席議員（0人）

遅刻議員（0人）

早退議員（0人）

説明のため出席した者

市 長	老 松 博 行	副 市 長	佐 藤 芳 彦
副 市 長	今 野 功 成	教 育 長	伊 藤 雅 己
代 表 監 査 委 員	武 田 哲 也	上下水道事業管理者	舩 谷 祐 幸
総 務 部 長	福 原 勝 人	企 画 部 長	伊 藤 公 晃
市 民 部 長	伊 藤 敬	健 康 福 祉 部 長	佐々木 隆 幸
農 林 部 長	渡 邊 重 美	経 済 産 業 部 長	富 樫 真 司
観光文化スポーツ部長	加 賀 貢 規	建 設 部 長	佐々木 英 樹
病 院 事 務 長	藤 原 孝 之	教育委員会事務局長	山信田 浩
総務部次長兼総務課長	小 林 孝 至		

議会事務局職員出席者

局 長	斎 藤 秋 彦	主 幹	佐 藤 和 人
主 幹	佐々木 孝 子	主 査	藤 澤 正 信
主 任	小山田 竜 司		

午前10時 開 会

○議長（古谷武美） おはようございます。

これより令和6年第1回大仙市議会定例会を開会いたします。

市長から招集の挨拶がございます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） おはようございます。

本日、令和6年第1回大仙市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご参集をいただきまして誠にありがとうございます。

今次定例会におきましてご審議をお願いいたします案件は、専決処分報告1件、人事案3件、条例案18件、単行案5件、補正予算案10件及び令和6年度当初予算案19件の合計56件であります。

このうち、補正予算に係る専決処分報告1件、人事案3件、条例案4件及び補正予算案1件につきましては、本日採決をお願いするものであります。

なお、準備が整い次第、監査委員並びに協和地域の荒川、峰吉川、船岡及び淀川の4財産区管理会の財産区管理委員に係る人事案につきまして、追加提案いたしたいと存じます。

各案件につきまして、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げまして招集の挨拶といたします。

【老松市長 降壇】

午前10時01分 開 議

○議長（古谷武美） これより本日の会議を開きます。

○議長（古谷武美） 本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長（古谷武美） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において8番安達成年議員、9番高橋徳久議員、10番佐藤芳雄議員を指名いたします。

○議長（古谷武美） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月15日までの23日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって、会期は23日間と決定いたしました。

○議長（古谷武美） 日程第３、この際、諸般の報告をいたします。

議会の委任による専決処分報告が市長から、財政援助団体等監査の結果について及び例月現金出納検査結果が市監査委員から提出されておりますので、お手元に配付のとおり報告いたします。

併せて、１２月定例会初日から昨日までの議会動静報告書をお手元に配付のとおり報告いたします。

また、去る１２月１９日に、議会改革推進会議及び議員定数等検討会議が開催され、議会改革推進会議委員長に７番青柳友哉議員、同副委員長に９番高橋徳久議員が、議員定数等検討会議委員長に９番高橋徳久議員、同副委員長に１１番橋本琢史議員が選出されましたのでご報告いたします。

○議長（古谷武美） 日程第４、市長からの施政方針演説のため、発言の申し出がありましたので、これを許します。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 令和６年第１回大仙市議会定例会に当たり、令和６年度の市政運営の基本方針と施策の概要について申し述べます。

はじめに、元日に発生した能登半島地震において、お亡くなりになられた皆様のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

このたびの地震では、新しい年の家族団らんの方が一瞬で奪われ、多くの命が失われたほか、今なお、避難生活を余儀なくされ、大変な思いをされている方も多くおられます。豊かな恵みをもたらす反面、時として非情な天災をもたらす自然の脅威を改めて思い知らされるとともに、時と場所を選ばず突然発生する災害への備えの重要性を強く実感したところでありますが、一方で、こうした厳しい状況の中にあっても、避難されている皆様が、互いを気遣い、支え合っている姿に、絆の力、共助の重要性を再認識させられたところであります。

市では、一般社団法人助けあいジャパンと連携し、１月１２日に被災地へトイレトレーラーを派遣したほか、２月１２日からは、日本水道協会の要請を受け給水車を派遣しており、当番制で応急給水活動に当たっております。

今後、支援のフェーズは段階的に変わっていきますが、全国の自治体と連携し、被災

者の皆様に寄り添いながら、できる限りの支援と最大限の役割を果たしてまいりたいと考えております。

今般の震災を受け、本市において大規模な地震が発生した際の対策や対応を再点検するよう関係各課に指示したほか、2月27日には、北関東を中心にコンテナホテルを展開する株式会社デベロップとの間で、災害時の宿泊施設提供を目的とする協定を締結することとしております。また、くしくも1月23日には、冬季における大規模地震の発生を想定し、10回目となるシェイクアウト訓練を実施しており、市民の皆様には、これまで以上に緊張感をもって参加いただけたものと考えております。

今後も「大仙市地域防災計画」や「大仙市国土強^{じん}靱化地域計画」に基づき、防災・減災対策を総合的かつ計画的に進めるとともに、災害を想定したこうした機会を定期的に創出し、防災意識の向上を図りながら、自主防災組織を中心とした地域の防災力を高め、「災害に強いまちづくり」を一層進めてまいります。

さて、令和5年を振り返りますと、感染症法上の分類見直しにより、3年余り続いた新型コロナウイルスとの闘いに大きな区切りを迎えた年となりました。人々の往来が回復するとともに、社会経済活動が活発化する中で、近年にない絶好の条件の下、盛大に開催された第95回全国花火競技大会「大曲の花火」や、中仙地域出身で、マラソン選手の鈴木優花さんのパリオリンピックへの出場内定、日本将棋界を代表する藤井聡太竜王をお招きしての祝賀会の開催、待望の「ふれあいスポーツランド ソラーレ」のオープンなど、本市が大いに盛り上がり、まさに再スタートにふさわしい年であったと思っております。

一方で、大雨や記録的な猛暑に加え、過去最多となったクマの出没など、地球温暖化の影響と思われる心配な出来事も多く見られた年でもありました。今年の干支である「^{きのえたつ}甲辰」は、成長や発展の年と言われており、^{じっかん}十干の1番目である^{きのえ}甲は、新たな10年の始まりの年であります。社会経済環境の変化は著しく、そのスピードは加速しており、加えて喫緊の課題である少子化対策をはじめ、長引く物価高騰や激甚化・頻発化する災害への対応など、多くの課題が山積しておりますが、「雲外蒼天」、困難を乗り越えた先には、必ずや明るい未来があると信じ、大空へ駆け上がる龍のように、大仙市のさらなる飛躍、発展に向け、誠心誠意、全力で市政運営に当たってまいります。

次に、令和6年度における重点施策について、「第2期大仙市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の体系に基づいて申し上げます。

はじめに、新時代に向けた農業振興策の強化についてであります。

世界的な人口増加などを背景に食料需要が増加する一方で、国際情勢の悪化や常態化が懸念される異常気象などにより高まる食料安全保障上のリスクに加え、人口減少に伴う国内需要の縮小や担い手不足など、顕在化する諸課題の克服に向け、1999年以来となる「食料・農業・農村基本法」の改正が進められており、我が国の農業政策は大きな転換期を迎えております。

この転換期を成長産業への転換に向けたチャンスと捉え、本市農業の指針となる「第4次大仙市農業振興計画」の下、全国有数の米どころであり、県内随一の大豆生産地である強みを生かしながら、稲作を基盤に畑作・園芸との複合経営や6次産業化などを一層促進し、持続可能なだいせん農業の確立に向けて取り組みを進めてまいります。

稲作につきましては、効率的で安定的な経営に向けて農地の集約化や集積化を図るとともに、引き続き需要に応じた生産や特色ある米づくりの促進とブランド化などに取り組んでまいります。また、大豆の高品質化・収量確保に向けた取り組みや、枝豆・花き等園芸作物の生産振興に係る機械導入等を支援し、特色ある作物の産地化を進めてまいります。

次に、地元企業の振興と企業誘致の強化についてであります。

地域の経済や雇用を支え、本市発展の原動力となっている産業のさらなる振興に向け、事業拡大や新たな事業分野への進出をはじめとした地元企業のチャレンジ、起業・創業を幅広く応援するとともに、女性活躍の推進や男性の育児休暇取得の促進、SDGsやDX、GXへの対応など、企業の魅力や競争力の向上につながる取り組みを後押ししてまいります。また、深刻さを増す人手不足の解消に向け、合併時から続く雇用助成金の見直しを進めるとともに、適正な価格転嫁や賃金の引き上げに踏み出すことができるよう、支援策を検討してまいります。

企業誘致の強化につきましては、大曲企業団地の第2期造成事業が今年11月の完成に向け順調に進捗しているところであり、企業の設備投資意欲が高まっているこの機を捉え、本市の充実した支援制度、雇用の優位性などを首都圏等の企業に広くPRしながら積極的な誘致活動に努めてまいります。また、新たな企業誘致対策として、情報関連産業をはじめとした若者にとって魅力のある多様な企業の進出を促進するため、サテライトオフィスの誘致に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、移住定住の促進と若者がチャレンジできる環境づくりについてであります。

移住・定住の促進につきましては、「第3期移住・定住促進アクションプラン」に基づき、引き続き「住宅取得支援等補助金」や「雪国暮らし支援金」などによる支援を行うほか、コロナ禍で開催を控えていた対面イベントの充実を図ってまいります。また、課題となっている若年女性の移住・定住に向け、主に首都圏に在住する女性をターゲットに、市の魅力体験や先輩移住者との交流等を盛り込んだ新たなツアーを実施するほか、地域おこし協力隊を増員し、情報発信の強化や移住に向けたサポート体制の充実を図り、若者や女性、子育て世代を中心に、移住・定住を積極的に促進してまいります。

若者がチャレンジできる環境づくりにつきましては、その拠点となる「だいせんLabo」のさらなるPRに努めるとともに、地域おこし協力隊の経験やスキルを生かし、相談体制の充実・強化を図りながら、様々な分野で挑戦する若者をサポートしてまいります。また、若者チャレンジ応援補助金による支援に加え、高校生や大学生、女性にフォーカスした取り組みを積極的に展開し、夢や希望に向かって活動する若者のエネルギーを推進力に、活力ある大仙市を創造してまいります。

次に、結婚・出産の希望をかなえ、子育てしやすい環境づくりについてであります。

出会い・結婚支援につきましては、若者の出会いや結婚に対する意識、価値観が多様化する中、「あきた結婚支援センター」への入会支援に加え、民間活力もお借りしながら多種多様な出会いの機会を創出するとともに、「結婚新生活支援事業」による新婚生活の経済的負担軽減などを通じて、結婚の希望を持つ皆様を積極的に応援してまいります。

出産・子育て支援につきましては、重点施策の中でも特に重要な分野と位置付け、子育て世帯に寄り添った手厚い支援体系の構築に努めてきたところであり、昨年8月には、市の「こども条例」に掲げる理念と軌を一にする「こどもまんなか宣言」に賛同し、「こどもまんなか応援サポーター」への就任を宣言しております。

こうした取り組みをさらに加速・推進するため、新年度には、本市におけるこども・子育て政策の司令塔となる「こども未来部」を設置することとしております。今後、策定を進める大仙市版「こども計画」の下、企画から実施に至るまで一貫性があり、年齢や進学による切れ目のない支援体系を構築するとともに、相談や支援等を一体的に提供する「こども家庭センター」の下で、子どもに関する全ての相談を受け付け、一人一人の状況に合わせた適切な支援につなげてまいります。

その一環として、子育て世帯のニーズが高い「仕事と子育ての両立」をさらに後押し

するため、市が独自に実施している保育料無償化制度の対象を0・1歳児に拡大するとともに、その受け皿となる保育施設の整備や保育士の確保、処遇改善、医療行為を必要とする園児の保育に係る看護師の配置を支援するなど、保育環境のさらなる充実を図るほか、放課後児童クラブの増設を進めてまいります。

また、妊婦健康診査における超音波断層検査や、おたふくかぜの予防接種に対する助成制度を拡充するとともに、在宅で保育されている児童に対する支援の対象拡大や、食材費の高騰に伴う給食費の負担抑制などの経済的負担の軽減にも取り組んでまいります。

神岡中央公園エリアに計画している屋内遊び場施設につきましては、「子育てに優しいまち」を象徴する拠点として、季節や天候を問わず親子で遊べる場、多様な交流の場として何度でも足を運んでいただけるよう、子育て世帯のニーズを伺いながら整備を進めてまいります。

このほか、本格的にスタートする「こども未来戦略」の加速化プランに基づく制度も積極的に活用しつつ、子どもや子育て世帯の目線を各種施策に取り入れ、地域全体で子ども育み、そして子育てを応援し、子どもの成長に喜びを感じながら、安心して子育てができる「こどもに寄り添い、子育てに優しいまち」づくりに取り組んでまいります。

次に、共に支え合い、誰もが活躍できる地域づくりについてであります。

人生100年時代に突入した今、SDGsの目標の一つである「すべての人が健康と福祉を享受できる社会づくり」に取り組む意義は一層高まっており、市民の皆様一人一人が健康で、地域の支え合いの下、住み慣れた地域で安全・安心に暮らせる社会づくりを進めてまいります。

取り組みの柱となる「健幸まちづくりプロジェクト」につきましては、現在、約2万6千人の皆様から参加をいただいているほか、参加企業は380社を超えております。今後も健幸の輪がさらに広がるよう、ポイント事業やウオーキングなどの各種イベントの充実を図るとともに、蓄積されたデータを活用した健康プログラムの提供などにより、企業の皆様の健康経営に向けた取り組みを後押ししてまいります。

安全・安心に暮らせる社会の構築につきましては、「つながる・ささえる」ネットワーク会議の下、事業の周知や各主体間の連携の強化、アウトリーチ支援の充実を図り、様々な困難を抱える方や制度のはざまにある声なき声を受け止め、重層的かつ包括的に支援してまいります。

次に、地方創生への挑戦についてであります。

地方創生の「第一の矢」として位置付ける「大仙市花火産業構想」につきましては、現在、関係団体と策定を進めている「花火産業推進プロジェクト」の下、令和10年に開催予定の第100回全国花火競技大会を見据えた、グローバルな花火産業基盤の確立を目指し、各種取り組みを推進してまいります。この7月には、大曲の花火実行委員会が、カナダのモントリオールで開催される国際花火競技大会に出場する予定となっており、その財源として、ガバメント・クラウド・ファンディングを通じ、全国の花火ファンの皆さんをはじめ広く寄付を募ってまいりたいと考えております。また、市内の小学3年生及び6年生の希望する親子を対象に「大曲の花火 秋の章」に招待する「花火ふるさと教育事業」を実施するほか、各種メディアを通じて「大曲の花火」の魅力を国内外に広く発信してまいります。

地方創生「第二の矢」である「農業と食に関する活性化基本構想」につきましては、この4月に市内全域で供用を開始するRTK基地局を活用しながら、農作業の省力化や低コスト化、高収量の確保に向けたスマート農業を一層推進してまいります。引き続き、秋田県と秋田県立大学との連携による「秋田版スマート農業モデル創出事業」や、クボタグループとの連携協定による実証事業を進めるほか、自動操舵付き農業機械や農業用ドローンをはじめとしたスマート農業機械の普及を促進してまいります。

また、同グループとの連携により、新規就農希望者や女性などを対象に農業機械講習会等を開催するほか、県や関係機関と連携を図りながら、新規就農者研修施設で研修する若手就農者への支援の充実を図り、次代の地域農業を担う人材の確保・育成に努めてまいります。

西仙北地域の農産物直売施設「大綱^{つな}の里」につきましては、新たに菓子や惣菜の加工室を増設するほか、売り場の改装を行うこととしており、地域における6次産業化の拠点として機能強化を図ってまいります。

地方創生の「第三の矢」となる新たな活性化構想の中核を成す「大仙市文化財保存活用地域計画」につきましては、本市が誇る文化財や史跡などの保存と活用を総合的に行う計画として、引き続き国の認定を目指すとともに、観光分野と有機的に結び付けた歴史文化ツーリズムの企画や地域の伝統文化の保存支援などを進め、貴重な文化財等の継承を図りながら、効果的に活用し、地域の活性化につなげてまいります。

こうした重点施策を着実に進め、持続可能なまちづくりを実現していくための土台となるSDGsやDX、GXなどへの取り組みも積極的に展開してまいります。

S D G s の推進につきましては、様々な機会や媒体を通じた情報発信の強化に加え、「S D G s 取組宣言プロジェクト」を展開し、その理念のさらなる浸透と具体的な行動に向けた機運を醸成してまいります。また、「大仙市 S D G s 未来都市計画」が計画の最終年度を迎えることから、引き続き「Well-beingにあふれ 未来に向けて持続発展する 田園交流都市だいせん」の実現に向けた取り組みを着実に進めるとともに、次期計画の策定を進めてまいります。

D X の推進につきましては、デジタル時代のパスポートとも表現されるマイナンバーカードの申請率が約 90 パーセントとなっており、普及から活用拡大のフェーズに移行しております。「大仙市行政サービス改革大綱」及び「大仙市 D X 推進ビジョン」の下、マイナンバーカードを積極的に活用しながら「来庁者にやさしい市役所」「行かなくて済む市役所」の実現を目指すとともに、デジタルに不慣れな方へのサポートや、デジタル化によって生まれた時間を窓口サービスの充実につなげるなど、「誰一人取り残さない人に優しいデジタル化」を進めてまいります。

デジタル技術を活用した窓口改革として、新たなシステムを導入し、書類の記入が最小限で済む「簡単な窓口」への転換を進めるほか、スポーツ施設を対象に構築を進めているオンライン予約システムについて、対象となる公共施設を拡大してまいります。また、より簡単に迅速に行政サービスを利用できるよう、公式 L I N E アカウントからの申請や届け出が可能となる新たな機能の導入も進めてまいります。

G X につきましては、「ゼロカーボンシティだいせん」の実現に向けた具体的な行動指針として策定を進めている「大仙市地球温暖化対策実行計画区域施策編」の下、市民や事業者の皆様、行政が一体となり、全市を挙げて実効性のある取り組みを進めてまいります。計画の策定に先駆けて実施している住宅への太陽光発電設備の導入や E V 車の購入などに対する支援に加え、公共施設の省エネ化や太陽光発電設備の導入、道の駅などへの E V 充電設備の設置を進めるほか、再生可能エネルギー発電設備を導入する民間事業者への支援、Z E H^{ゼッチ}住宅の普及促進など、本市の地勢や地域の実情に応じた取り組みの実施を検討してまいります。

また、2月16日に、株式会社秋田銀行と丸紅株式会社との間で、森林由来の J ークレジットの創出と販売に関する協定を締結したところであり、森林資源の循環利用を促進することで、温室効果ガスの森林吸収量の確保・強化につなげてまいります。

さらに、プラスチック資源の循環利用体制を構築するため、県及び大曲仙北広域市町

村圏組合と連携し、大曲地域を対象に実証試験を行った家庭系廃棄物のプラスチック分別収集について、多くの市民の皆様から前向きな声をいただいたことから、令和7年度の本格実施に向け、市内全域にエリアを拡大し、実証を重ねることとしております。

次に、令和6年度当初予算（案）の概要について申し上げます。

当初予算につきましては、コロナ禍から社会経済活動が正常化しつつある中、物価高騰が市民生活や行政運営に与える影響を考慮し、「変化する社会情勢に対応した施策の実施、市民満足度の向上」と「10年先を見据えた持続可能な行財政の構造改革」の2点を基本方針に掲げ、予算の編成に当たってまいりました。

エネルギー価格の高止まりや社会基盤の更新、脱炭素やデジタル社会の実現に向けた新たな行政需要への対応などから、財政調整基金に頼らざるを得ない厳しい編成となりましたが、子ども・子育て施策やDX、GXなど、未来への積極的な投資を重点に「地方創生へのチャレンジ」や「企業誘致の強化と地元企業の振興」「新時代に向けた農業振興策の強化」などの六つの重点施策には、優先的かつ積極的に配分したところであり、前年度比14億1,600万円増となる144億5,800万円を計上しております。

その結果、一般会計につきましては、前年度に比べ3.8パーセント増の464億780万円となっており、平成25年度・26年度に次ぐ過去3番目の規模となる未来を志向した積極型の予算となっております。

その他の会計の予算総額につきましては、14特別会計で114億2,003万円、4企業会計で97億5,091万円となっております。

また、財政調整基金につきましては、不足する一般財源を補うため、8億3,000万円を取り崩しておりますが、令和5年度の財政運営において可能な限り積み増しを行い、年度末に45億円程度の残高を確保できるよう努めてまいります。

3年間にわたるコロナ禍を経て、賃金の上昇や企業の設備投資意欲の高まりなど、経済の持続的な成長が期待される一方で、不安定な世界情勢を背景に先行きは依然として不透明であり、社会保障をはじめとした義務的経費の増加や待ったなしの少子化対策、インフラの更新、学校施設の再編をはじめとした公共施設の統廃合などによる歳出の増大が見込まれており、今後も厳しい状況が続くものと考えております。こうした見通しの下、既存事業の効果検証に基づくより踏み込んだ事業の選択と集中や、公共施設等総合管理計画に基づく施設の統廃合を着実に進めるなど、将来にわたり憂いのない行財政運営に努めてまいります。

次に、令和6年度の主な施策の概要について、総合計画の体系に基づいて申し上げます。

はじめに、産業振興・雇用などについてであります。

農業生産基盤の整備につきましては、新たに農地中間管理機構関連は場整備事業として採択予定となっている仙北地域「戸地谷北部地区」をはじめ12地区で実施される県営は場整備事業を進めてまいります。

畜産振興につきましては、「大仙市畜産振興プラン」の下、繁殖牛の増頭に係る支援を継続するとともに、県やJA、畜産関係団体、地域の若手畜産農家などと連携を図りながら、3年後に北海道で開催される「第13回全国和牛能力共進会」特別区への出品を目指す大曲農業高等学校の挑戦を支援してまいります。

林業振興につきましては、伐期を迎えた市有林材の活用と再生林を推進するため、令和7年度にかけて資源量調査を実施するほか、県や林業経営体と連携し、ICT技術を活用したスマート林業の導入に向けた検討を進めるとともに、私有林の再生林や下刈りに対するかさ上げ補助などにより、森林の循環利用を促進してまいります。

水産振興につきましては、歴史あるサケ漁文化の継承と、持続可能な水産資源の確保を目的に進めている市営サケふ化場の移転改築について、地下水調査の結果を受け、関係者で構成する検討委員会を設置し、整備内容を具体化する基本計画の策定を進めてまいります。

観光の振興につきましては、「第3次大仙市観光振興計画」の下、国内外からの人流回復の機を捉え、首都圏でのプロモーションの強化やインバウンド観光の推進に取り組むとともに、「大仙市東部エリア観光ビジョン」に基づく取り組みを具体化するアクションプランの策定を進めてまいります。また、昨今の円安を契機に増加する地酒の海外輸出の拡大に向けた支援や、昨年の竜王戦「勝負めし」で盛り上がった「食」に関するPRなど、物産振興につながる取り組みを企画してまいります。さらに、建設から27年が経過する「道の駅かみおか」の再整備に向けた検討を本格的にスタートするほか、令和7年のオープンに向け、中里温泉の改築事業を着実に進めてまいります。

次に、子育て、健康・福祉などについてであります。

保健・医療の充実につきましては、自身の健康に関心を持ち、早期に生活習慣病の予防に取り組んでいただけるよう、20代と30代の健診内容を拡充するほか、50歳以上の方を対象に助成している帯状疱疹^{ほうしん}予防接種について、不活化ワクチンの助成額を引

き上げるとともに、既に接種済みの方に対して追加助成を行うこととしております。

高齢者福祉の充実につきましては、リハビリ専門職等による通所型の運動機能向上支援の強化を図るなど、介護予防活動のさらなる促進を図るとともに、引き続き医療・介護の連携強化や認知症対策の充実により、「地域包括ケアシステム」のさらなる深化を図ってまいります。

スポーツの推進につきましては、令和6年度にスタートする「第4次大仙市スポーツ推進計画」の下、全国・全県500歳野球大会の開催をはじめ、本市のスポーツ振興に向けた各種事業を着実に進めてまいります。また、昨年オープンし、人気を博している多目的人工芝グラウンド「ふれあいスポーツランド ソラーレ」について、スポーツによる地方創生や市民の健康増進に資する拠点として、さらなる利用促進に取り組むとともに、官民連携の下、スポーツ合宿の誘致強化や「奥羽太田ロードレース大会」の充実などによりスポーツツーリズムを推進し、交流人口の拡大と地域の活性化につなげてまいります。

次に、安全・安心体制の充実、都市整備などについてであります。

安全・安心体制の充実につきましては、消防団員の活動環境の整備として、装備品や消防積載車の計画的な更新を進めるとともに、OB団員の再入団制度などに加え、新たにジュニア消防団を発足し、団員の確保につなげるほか、消防団音楽隊の活動を後押しするなど、団員の士気高揚と消防団活動の活性化につなげてまいります。

空き家対策につきましては、「空き家等解体補助金」のさらなる周知に努めるとともに、関係部局や福祉施設などと連携し、空き家の発生を未然に防止する取り組みを重点に、引き続き空き家の利活用、適正管理、解体の各段階に応じた総合的な対策を講じてまいります。

市街地の整備につきましては、これまで検討が進められてきたJR大曲駅西口民有地の整備にあわせ、隣接する大曲駅前広場の一体的な整備の可能性を探るため、JR東日本秋田支社と大曲商工会議所との連携の下、勉強会を開催してまいります。

道路及び橋りょうの整備につきましては、計画的な道路改良や舗装補修等により交通インフラの維持強化を図るとともに、「大仙市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋りょうの維持管理に努めてまいります。

雄物川中流部の水害対策につきましては、南外地域物渡台地区の皆様の一日も早い安全を確保するため、防災集団移転促進事業を推進するとともに、無堤防・暫定堤防区間

の解消や内水氾濫対策に対する支援など、さらなる水害対策の充実について国に要望してまいります。

上水道事業につきましては、老朽化した配水管の計画的な改良工事と橋りょう添架管、水管橋の長寿命化対策を進めるとともに、大曲地域内小友東部地区において区域拡張事業を進めてまいります。

簡易水道事業につきましては、刈和野地区簡易水道の老朽化対策と強靱化に加え、浄水場の効率化と維持管理費の縮減を図るため、神岡地域神宮寺地区と西仙北地域大野地区の統合事業を進めてまいります。

下水道事業につきましては、引き続き公共下水道の長寿命化対策事業を進めるほか、農業集落排水施設の老朽化対策や、将来人口を見据えた再構築事業を進めてまいります。

住環境の整備につきましては、木造住宅の耐震診断や耐震改修に対する助成に加え、子育て世帯への支援に重点を置いた「住宅リフォーム支援事業」について、市外から移住し、購入した空き家をリフォームする世帯に対する支援を拡充することとしており、住環境のさらなる向上と子育て世代や市外からの移住・定住を促進してまいります。

次に、教育、生涯学習、芸術・文化などについてであります。

学校教育の充実につきましては、県及び県内市町村と共同で「次世代統合型校務支援システム」を導入することとしており、業務の効率化や各種データ連携の充実を図ることで、教職員が児童・生徒一人一人に向き合う時間を確保するとともに、教育の質の向上につなげてまいります。

生涯学習の推進につきましては、市民が主役のまちづくり講座「大仙アカデミー」を引き続き開催し、各界で活躍されている皆様の講演を通じて、市民の皆様一人一人がまちづくりの当事者であることを再認識し、地域の課題解決や活性化に向けて主体的に参画する機運を高めていただく有意義な機会としてまいります。

学校と地域の連携につきましては、少子高齢化の進行などにより、学校と地域の課題が複雑化・多様化する中、地域学校協働活動とコミュニティ・スクールを一体的に推進し、地域社会に開かれた学校の実現と地域教育力の向上を図り、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支える環境づくりを進めてまいります。

芸術・文化の振興につきましては、「国指定史跡弘田柵跡」や「国指定名勝旧池田氏庭園」をはじめとした文化財の適切な保存管理に努めるとともに、法隆寺での特別展示を機に全国的に注目度が高まっている鈴木空如筆「法隆寺金堂壁画」について、計画的

な修復と積極的な公開活用を推進してまいります。また、「国登録有形文化財旧本郷家住宅」を核とする「川のまち歴史交流の杜」の整備を引き続き進めるとともに、今年の「竜王戦」効果により県内外から来館者数が増加し、駐車場不足や交通安全の確保が課題となっていることを踏まえ、駐車場の確保にも取り組み、文化観光資源として積極的な活用を図ってまいります。

地域間交流につきましては、神奈川県座間市との友好交流都市協定締結10周年を記念し、本市において記念演奏会を開催するほか、宮崎県宮崎市、岩手県宮古市と幅広い分野で交流事業を推進し、相互理解と相互発展につなげてまいります。

国際交流につきましては、友好交流都市である韓国唐津市タンジンとの文化交流に加え、台湾新北市シンペイとの教育交流の実現に向けた協議を進めてまいります。

次に、地域社会の維持・活性化等についてであります。

男女共同参画の推進につきましては、「第3次大仙市男女共同参画プラン」が計画の最終年度を迎えることから、これまでの取り組みを検証するとともに、未婚女性が理想とするライフコースであり、市内の多くの子育て世帯が望む「仕事と家庭や子育ての両立」を促進する観点から、女性の声を伺いながら、地域や企業等のさらなる理解と行動の促進、女性自身の意識改革の両面からのアプローチを念頭に、次期計画の策定を進めてまいります。

結びに、来る令和6年度は、大仙市が誕生してから20年を迎える節目の年です。この記念すべき節目を市民の皆様とお祝いし、喜びを分かち合うとともに、これまでの歩みを振り返り、ふるさとへの誇りと愛着、そして地域の絆を深め、さらなる飛躍と発展に向けて新たな一步を踏み出す覚悟と決意の機会にしたいと考えております。

私たちは今、長引くロシアによるウクライナ侵攻、緊迫化する中東情勢などの不安定な世界情勢、これらを背景とした物価高騰など、合併当時には想像できなかった大きな変化に加え、コロナ禍も相まって急速に進行する少子化と加速する人口減少、SDGsやDX、GXなど社会的な要請とも言うべき多くの課題に直面しております。さらに、コロナ禍は人々の価値観や行動、働き方やライフスタイルなど、社会のあらゆる場面に変革をもたらしており、まさに歴史的な大変革期ともいえるべき時代を迎えております。

明治維新という我が国の大きな変革の時代を精神的に支えた吉田松陰の言葉に、「夢なき者に成功なし」という名言がありますが、かつてないほど不確実性が高まる時代に、今を生きる私たちが成すべきことにも通ずるものであり、私たち一人一人が当事者とし

て地域の将来を思い描きながら、変化を恐れず、自ら行動に移していくことが、受け継がれてきたふるさとの未来を切り拓き、そして次代に誇れる大仙市を創造する力になるものと考えております。

これまでの成果を礎に、さらなる進行が見込まれる少子高齢化、人口減少に伴い生ずる社会課題に的確に対応しつつ、コロナ禍で生まれた変革も追い風に「Daisen Transformation（大仙市の変革）」を起動し、地域全体の持続可能性を高めながら「地域のすみずみまで元気なまち」そして「住み良さを実感し、将来に希望が持てるまち」を市民の皆様とともに創り上げてまいります。

以上、令和6年度における市政運営の基本方針と施策の概要について申し上げます。市民の皆様並びに議員各位からのより一層のご支援とご協力をお願い申し上げまして、令和6年度の施政方針といたします。

【老松市長 降壇】

○議長（古谷武美） この際、暫時休憩をいたします。10時50分に再開いたしますのでよろしくお願いしたいと思います。

午前10時41分 休 憩

.....

午前10時49分 再 開

○議長（古谷武美） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（古谷武美） 日程第5、議案第1号から日程第7、議案第3号までの3件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 議案第1号から議案第3号までの人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

資料ナンバー1の議案書の2ページから4ページまでをご覧いただきたいと思います。存じます。

本市人権擁護委員であります遠藤まき氏、中村^{たけひで}健秀氏並びに鈴木^{ますみ}真澄氏の任期が来る令和6年6月30日をもって満了することに伴い、その後任候補者の推薦について、秋田地方法務局から依頼があったところであります。

本３案は、遠藤まき氏、中村健秀氏並びに鈴木真澄氏を再推薦するため、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

【老松市長 降壇】

○議長（古谷武美） これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本３件については、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本３件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 討論なしと認めます。

これより、議案第１号から議案第３号までの３件を一括して採決いたします。本３件は、同意と決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本３件は、同意することに決しました。

○議長（古谷武美） 日程第８、報告第１号から日程第１３、議案第８号までの６件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福原総務部長。

【福原総務部長 登壇】

○総務部長（福原勝人） はじめに、報告第１号、令和５年度大仙市一般会計補正予算（第１３号）の専決処分報告について、ご説明申し上げます。

資料はナンバー２、補正予算書〔１月専決〕をご覧ください。

１ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、国の交付金を活用した低所得世帯やその世帯の１８歳以下の児童を対象とした給付金のほか、大雨被災世帯への見舞金の補正を行ったもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ２億５５５万５千円を追加し、補正後の予算総額を４８５億３，９３０万７千円としたものであります。

概要について、歳入からご説明申し上げます。

６ページをお願いいたします。

１５款国庫支出金は、地方創生臨時交付金として２億４５４万７千円の補正、２０款繰越金は前年度繰越金として８千円の補正、２１款諸収入は災害見舞金として１００万円の補正であります。

７ページをお願いいたします。

歳出につきまして、３款民生費は２億５５５万５千円の補正であります。

主な内容といたしまして、住民税均等割のみ課税世帯への支援事業費は、物価高騰における国の低所得者支援として、令和５年度住民税均等割のみ課税世帯に対し、７万円を追加給付するもので、１億５，１３９万７千円の補正、低所得子育て世帯への支援事業費は、令和５年度住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯の１８歳以下の子ども１人につき５万円を給付するもので、５，３１５万円の補正であります。

以上、ご説明申し上げましたが、国の交付金を活用した給付金並びに大雨被災世帯への見舞金につきまして、年度内に速やかに支給するため、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、令和６年１月１８日付で専決処分させていただきましたので、同条第３項の規定により、議会に報告し、ご承認をお願いするものであります。

続きまして、資料ナンバー１、議案書をご覧ください。

５ページから７ページをお願いいたします。

議案第４号、大仙市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、より多角的な視点による監査の実施により、一層の行政の健全性及び透明性の確保を図ることを目的として、監査体制の見直しを行うものであります。

内容といたしましては、現在常勤である識見監査委員の勤務形態を非常勤とし、識見監査委員を１名増員し、議選監査委員と合わせて定数を３名とするとともに、識見監査委員の報酬の額を定めるもので、所要の条文整理のほか関係条例の改廃を行い、令和６年４月１日から施行するものであります。

次に、議案第５号、大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書は８ページから１０ページまでをご覧ください。

本案は、戸籍法が改正され、戸籍謄本等の広域交付や戸籍電子証明書提供用識別符号の発行などに係る事務が開始されることに伴い、手数料を徴収する事項及び手数料の額を規定するもので、令和６年３月１日から施行するものであります。

次に、議案第６号大仙市（荒川、峰吉川、船岡、淀川）財産区管理条例の制定について、ご説明申し上げます。

１１ページから１４ページをご覧ください。

各財産区管理条例の設置根拠といたしまして、これまで旧協和町条例を暫定的に運用してまいりましたが、本案は、この暫定例規の取り扱いを廃止し、本市条例として整備するもので、所要の経過措置を設け、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第７号、大仙市（荒川、峰吉川、船岡、淀川）財産区基金条例の制定について、ご説明申し上げます。

１５ページから１７ページをご覧ください。

本案は、財産区基金に係る旧協和町条例につきまして、同様に暫定例規の取り扱いを廃止し、本市条例として整備するもので、令和６年４月１日から施行するものであります。

次に、議案第８号、令和５年度大仙市一般会計補正予算（第１４号）について、ご説明申し上げます。

資料ナンバー３、補正予算書〔３月補正①〕をご覧ください。

１ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、市直営及び指定管理者が運営する市所有の温泉施設の設備改修費のほか、物価高騰対策に係る事業者支援経費の補正をお願いするもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ８，２６９万６千円を追加し、補正後の予算総額を４８６億２，２００万３千円とするものであります。

４ページをお願いいたします。

繰越明許費につきまして、市所有温泉施設の改修及び実施設計委託料の計３件を追加するものであります。

補正の概要について、歳入からご説明申し上げます。

8 ページをお願いいたします。

20 款繰越金は、前年度繰越金として5, 789 万6 千円の補正、22 款市債は、温泉施設整備事業債として2, 480 万円の補正であります。

9 ページをお願いいたします。

歳出につきまして、4 款衛生費は、保健センター維持管理費で、ヒカリオイイベント広場の無散水設備の地中配管漏水に係る修繕費として226 万6 千円の補正であります。

10 ページをお願いいたします。

7 款商工費は、8, 043 万円の補正であります。

主な内容といたしまして、貨物自動車運送事業者支援事業費は、燃料費の高騰により厳しい経営環境にある貨物自動車運送事業者に対する支援であり、県事業のかさ上げ補助金として560 万円の補正、嶽の湯温泉管理費は、照明LED 化や浴室トップライト修繕工事費として3, 096 万5 千円の補正であります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【福原総務部長 降壇】

○議長（古谷武美） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております報告第1 号から議案第8 号までの6 件は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（古谷武美） この際、常任委員会審査のため、暫時休憩をいたします。再開時刻は後ほど、ご連絡いたします。

午前11時00分 休 憩

午後 1時58分 再 開

○議長（古谷武美） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（古谷武美） 日程第8、報告第1 号を再び議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。はじめに、総務企画常任委員長 10 番佐藤芳雄議員。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、10 番。

【10 番 佐藤芳雄議員 登壇】

○総務企画常任委員長（佐藤芳雄） 報告第 1 号、当常任委員会に審査付託となりました事件につきまして、本会議休憩中に委員会を開催し、関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

報告第 1 号「専決処分報告について（令和 5 年度大仙市一般会計補正予算（第 13 号））」につきましては、当局の説明を了とし、質疑・討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、承認すべきものと決した次第でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【10 番 佐藤芳雄議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、教育厚生常任委員長 16 番山谷喜元議員、お願いします。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、16 番。

【16 番 山谷喜元議員 登壇】

○教育厚生常任委員長（山谷喜元） 当常任委員会に審査付託となりました事件につきまして、本会議休憩中に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

報告第 1 号「専決処分報告について（令和 5 年度大仙市一般会計補正予算（第 13 号））」につきましては、当局からの内容説明に対し、質疑において、子ども支援課所管の低所得子育て世帯への支援事業費（物価高騰対策）について、委員から「この事業の支給対象児童の 18 歳以下の児童というのは、どう捉えればよいのか。」との質疑があり、当局からは「18 歳の高校 3 年生卒業までの方が対象と捉えていただきたい。」との答弁がありました。

その他、質疑等はなく、当局からの内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出

席委員の一致をもちまして、本件は承認すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【 16 番 山谷喜元議員 降壇】

○議長（古谷武美） これより討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 討論なしと認めます。

これより報告第 1 号を採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。
本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本件は、承認することに決しました。

○議長（古谷武美） 次に、日程第 9、議案第 4 号から日程第 12、議案第 7 号までの 3 件を一括して再び議題といたします。

本 3 件に関し、委員長の報告を求めます。総務企画常任委員長 10 番佐藤芳雄議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、10 番。

【 10 番 佐藤芳雄議員 登壇】

○総務企画常任委員長（佐藤芳雄） ご報告いたします。

議案第 4 号「大仙市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局の説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 6 号「大仙市（荒川、峰吉川、船岡、淀川）財産区管理会条例の制定について」及び議案第 7 号「大仙市（荒川、峰吉川、船岡、淀川）財産区基金条例の制定について」の 2 件につきましては、一括して審査いたしました。

当局の説明に対し、委員から「当市の合併から 20 年も経過することとなるが、今になって改正するのはどうしてか。」との質疑があり、「地方自治法施行令上では、新市での条例が施行されるまでは従来の条例を施行できることとなっていたため、従来のも

のを用いていたが、今般の人事案等の上程に合わせる形で同条例を制定する運びとなったものである。」との答弁がありました。

その他、質疑・討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本２件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【１０番 佐藤芳雄議員 降壇】

○議長（古谷武美） これより討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 討論なしと認めます。

これより議案第４号から議案第７号までの３件を一括して採決いたします。本３件に対する委員長報告は原案可決であります。本３件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本３件は、原案のとおり可決されました。

○議長（古谷武美） 次に、日程第１０、議案第５号を再び議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。教育厚生常任委員長１６番山谷喜元議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、１６番。

【１６番 山谷喜元議員 登壇】

○教育厚生常任委員長（山谷喜元） ご報告いたします。

議案第５号「大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局の内容説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【１６番 山谷喜元議員 降壇】

○議長（古谷武美） これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 討論なしと認めます。

これより、議案第５号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（古谷武美） 次に、日程第１３、議案第８号を再び議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。はじめに、教育厚生常任委員長１６番山谷喜元議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、１６番。

【１６番 山谷喜元議員 登壇】

○教育厚生常任委員長（山谷喜元） ご報告いたします。

議案第８号「令和５年度大仙市一般会計補正予算（第１４号）」につきましては、当局からの補正内容の説明に対し、質疑において、健康増進センター所管の保健センター維持管理費（健康増進センター中央）について、委員から「漏水の原因はどういったものだったのか。」との質疑があり、当局からは「漏水を引き起こすような大きな刺激があったわけではないため、経年劣化によるものと考えている。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局からの補正内容の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【16番 山谷喜元議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、産業建設常任委員長5番挽野利恵議員。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、5番。

【5番 挽野利恵議員 登壇】

○産業建設常任委員長（挽野利恵） 休憩前の本会議において当委員会に審査付託となりました事件について、本会議休憩中に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第8号「令和5年度大仙市一般会計補正予算（第14号）」につきましては、観光交流課が所管する予算説明に対しましては、質疑がありませんでした。

次に、商工業振興課所管の貨物自動車運送事業者支援事業費（物価高騰対策）について、委員から「今回、個人事業主も補助対象者としているようだが、前回令和4年度に実施した際、個人事業主は対象外だったのか。」との質疑があり、当局からは「令和4年度に実施した際も個人事業主を対象としていたが、月間の走行距離が補助要件となっており、該当しなかった個人事業主がいた。今回は走行距離に関係なく補助するため、運送業を営む事業者が所有する台数を計上した。」との答弁がありました。

次に、温泉施設対策室所管の嶽の湯温泉管理費について、委員から「嶽の湯では消雪に関して電気は使用しているのか。」との質疑があり、当局からは「地下水をくみ上げるポンプの稼働に係る電気料が発生している。」との答弁がありました。

また、西仙北ぬく森温泉管理費について、委員から「現在ユメリアは雨漏りが原因で利用制限している箇所もあり、利用者に不便な思いをさせている。工事費は次期定例会で上程したいとの説明だったが、まだ2、3カ月もある。施設の腐食と損傷の進行や、利用者のことを考えると、できる限り早期に発注すべきと考えるがいかがか。」との質疑があり、当局からは「調査・設計業務は3月中に契約し、発注させていただく。設計額確定後は定例会を待たずして、臨時議会等の機会があれば上程させていただくなど、早め早めの対応に努めてまいりたい。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局からの補正内容の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【5番 挽野利恵議員 降壇】

○議長（古谷武美） これより討論を行います。討論はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 討論なしと認めます。

これより、議案第8号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（古谷武美） 次に、日程第14、議案第9号から日程第39、議案第34号までの26件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福原総務部長。

【福原総務部長 登壇】

○総務部長（福原勝人） はじめに、議案第9号、大仙市役所部等設置条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

資料はナンバー1、議案書の18ページと19ページをご覧ください。

本案は、こども関連施策の、より一層の推進を図るため、新たにこども未来部を設置し、現在、健康福祉部及び企画部において所掌している子ども関連施策に係る事務を執らせることとするもので、令和6年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第10号、大仙市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書は20ページから23ページまでとなります。

本案は、任期が6カ月以上の会計年度任用職員について、一般職の職員の例により勤勉手当を支給することとするなどの改正を行うもので、令和6年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第 11 号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

24 ページと 25 ページをご覧ください。

本案は、関係 3 条例において、地方自治法の改正に伴う条項ずれの整理を行うもので、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものであります。

次に、議案第 12 号、大仙市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

26 ページから 28 ページまでとなります。

本案は、行政財産である土地の使用のうち、課税取引となるものに係る使用料について、消費税相当額を加算して徴収することとするなどの改正を行うもので、所要の経過措置を設け、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものであります。

次に、議案第 13 号、大仙市空き家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書は 29 ページと 30 ページをご覧ください。

本案は、空き家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、条項ずれの整理を行うもので、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第 14 号、大仙市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書は 31 ページと 32 ページとなります。

本案は、いわゆるマイナンバー法が改正され、情報連携の迅速化が図られたことに伴い、本市のマイナンバーの利用範囲について、法改正に準じた規定の整備を行うもので、改正法の施行の日または条例の公布の日のいずれか遅い日から施行するものであります。

次に、議案第 15 号、大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

33 ページと 34 ページをご覧ください。

本案は、子ども・若者支援地域協議会について、本年度に新設した、つながる・ささえる支援会議等においてその機能を担うこととし、当該協議会を廃止したことに伴い、同協議会委員の報酬に係る規定を削るもので、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第 16 号、大仙市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関

する基準を定める条例及び大仙市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書は３５ページから３７ページまでをご覧ください。

本案は、事業の参酌基準を定める内閣府令及び厚生労働省令の改正等に伴い、施設の重要事項について、インターネットを利用して閲覧できるようにしなければならないこととするなどの改正を行うもので、一部を除き公布の日から施行するものであります。

次に、議案第１７号、大仙市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書は３８ページと３９ページとなります。

本案は、病院事業に従事する職員の病気休暇や休職または育児休業等の制度利用時において、フルタイムの職員を確保し柔軟な配置に努めるため、病院事業の職員定数を「６５人」から「７０人」に改めるもので、令和６年４月１日から施行するものであります。

次に、議案第１８号、大仙市立武道館に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書の４０ページと４１ページをご覧ください。

本案は、仙北武道館について、施設の経年劣化により利用者の安全を確保できない状況となっていることから、令和５年度をもって廃止するものであります。

次に、議案第１９号、大仙市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書は４２ページと４３ページとなります。

本案は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が公布され、水道整備・管理行政に関する権限が厚生労働大臣から国土交通大臣に移管されることに伴い、引用省令名に係る文言整理を行うもので、令和６年４月１日から施行するものであります。

次に、議案第２０号、大仙市神岡福祉センター条例を廃止する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書は４４ページと４５ページです。

本案は、神岡福祉センターについて、施設の経年劣化に伴い、令和５年度をもって廃止するものであります。

次に、議案第２１号、大仙市神岡市民センター条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書は４６ページから４８ページまでをご覧ください。

本案は、神岡支所庁舎に隣接する神岡福祉センターの廃止に伴い、支所庁舎の配置の見直しを行い、その一部を神岡市民センターとして供用するもので、令和６年４月１日から施行するものであります。

次に、議案第２２号、大仙市コスモス奨学基金条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書は４９ページと５０ページをご覧ください。

本案は、経済的理由により大学等における修学が困難な者に対し、寄附金を財源として給付型奨学金を支給するため、コスモス奨学基金を設置するもので、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第２３号及び議案第２４号につきましては、関連がございますので一括してご説明させていただきます。

議案書は５１ページと５２ページとなります。

本２案は、中里温泉改築事業に係る工事請負契約を締結することについて、大仙市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議決をお願いするものであります。

議案第２３号は、荒屋舗建設・高禮建設・佐々木組特定建設工事共同企業体と５億７，７５０万円で、建築工事に係る請負契約を締結するもので、議案第２４号は、山二施設・大曲施設特定建設工事共同企業体と２億４，０９０万円で、機械設備工事に係る請負契約を締結するものであります。

次に、議案第２５号、市道の路線の認定及び廃止について、ご説明申し上げます。

議案書は５３ページから５５ページまでとなります。

本案は、市道１４路線を認定し、８路線を廃止することについて議決をお願いするものであります。

次に、議案第２６号、令和６年度大仙市企業団地整備事業特別会計への繰入れについて、ご説明申し上げます。

議案書は５６ページをご覧ください。

本案は、令和６年度において、一般会計から同特別会計に１，２１１万４千円以内を

繰り入れることについて、地方財政法第6条の規定により、議決をお願いするものであります。

次に、議案第27号、令和6年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入れについて、ご説明申し上げます。

議案書は、最後の57ページをご覧ください。

本案は、令和6年度において、一般会計から同特別会計に4,170万7千円以内を繰り入れることについて、地方財政法第6条の規定により、議決をお願いするものであります。

次に、議案第28号、令和5年度大仙市一般会計補正予算（第15号）について、ご説明申し上げます。

資料はナンバー4、補正予算書〔3月補正②〕をご覧ください。

1ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、国の令和5年度第1号補正予算の採択事業や過年度精算による国庫支出金の返還のほか、暖冬に伴う除雪経費の残額を活用した道路維持管理費などの補正をお願いするもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ13億5,981万8千円を追加し、補正後の予算総額を499億8,182万1千円とするものであります。

5ページをお願いいたします。

繰越明許費につきまして、国の第1号補正予算の採択事業や完了時期の前倒しによる事業など26件を追加するものであります。

6ページに移ります。

繰越明許費の水害対策費については、9月補正計上時に排水ポンプ車の導入経費について設定済みであります。国土交通省との河川協議に時間を要し、可搬式ポンプの導入が一部遅れていることから、その繰越額を追加することによる変更であります。

7ページをお願いいたします。

債務負担行為につきましては、放課後児童クラブの増設経費やペアーレ大仙の電気料・燃料費の高騰に伴う指定管理料の追加分であります。

概要について、歳入から順にご説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。

15款国庫支出金は、障がい福祉サービス事業費負担金や地方創生臨時交付金などとして4,686万2千円の補正、13ページに移りまして、16款県支出金は、国民健

康保険保険基盤安定負担金や国土調査事業費補助金などとして5,045万5千円の補正、14ページに移りまして、17款財産収入は、各基金の預金利子として21万6千円の補正、15ページに移りまして、18款寄附金は339万1千円の補正、20款繰越金は、前年度繰越金で5億4,456万2千円の補正、21款諸収入は、地域総合整備資金貸付金元金収入及び町内集落会館整備費貸付金元金収入として4,313万2千円の補正、16ページに移りまして、22款市債は、県営土地改良事業債及び臨時財政対策債の借換債などとして6億7,120万円の補正であります。

17ページをお願いいたします。

続きまして、歳出について、2款総務費は2億2,960万9千円の補正であります。

主な内容といたしまして、減債基金積立金は、令和6年度及び7年度の2カ年分の臨時財政対策債の償還財源として追加配分された1億2,226万9千円のほか、本年度の財政運営における剰余金5,000万円を市債繰上償還の財源として積み増しを図るもので1億7,227万4千円の補正、大仙市庁舎整備基金積立金は、庁舎整備の財源確保のため積み増しを図るもので利子分を含め1億2千円の補正であります。

18ページをお願いいたします。

3款民生費は、2億1,972万2千円の補正であります。

主な内容といたしまして、障がい福祉サービス給付費は、各給付サービスの報酬単価の上昇による扶助費増額などとして1億3,819万6千円の補正、生活扶助費等は、過年度精算による国庫支出金の返還金として4,676万円の補正であります。

19ページをお願いいたします。

4款衛生費は、環境保全基金積立金で、基金利子分について積み増しを図るもので、3千円の補正であります。

20ページをお願いいたします。

5款労働費は、大仙市雇用助成金で、実績見込みによる補助金の増により、150万円の補正であります。

21ページをお願いいたします。

6款農林水産業費は、3億8,722万8千円の補正であります。主な内容といたしまして、県営土地改良事業費負担金（国補正予算分）及び県営林道事業費（国補正予算分）は、国の令和5年度第1号補正予算の採択に伴う市負担金として、それぞれ3億7,781万7千円、1,350万円の補正であります。

22ページをお願いいたします。

7款商工費は1,683万6千円の補正であります。内容といたしまして、大綱サロン管理費は、増築に向けた実施設計委託料として183万6千円の補正、指定管理施設等支援事業費（物価高騰対策）は、市所有温泉施設における物価高騰支援として1,500万円の補正であります。

23ページをお願いいたします。

8款土木費は、3,405万2千円の減額補正であります。

主な内容といたしまして、道路維持管理費は、暖冬の影響により除排雪経費に不用額が生ずることから、除雪対策費減額による一般財源不用額の倍額を道路や側溝の維持補修経費として計上するもので1億6,300万円の補正、道路維持管理費（社会資本整備総合交付金事業）及び除雪機械購入費は、国の当初予算配分に伴うもので、それぞれ3,665万2千円、7,431万4千円の減額補正であります。

24ページをお願いいたします。

9款消防費は、消防団音楽隊管理運営費で、音楽隊隊員の夏服購入経費として、179万4千円の補正であります。

25ページをお願いいたします。

10款教育費は、1億5,768万1千円の補正であります。

主な内容といたしまして、大仙市学校施設再編整備基金積立金は、市内小・中学校の再編整備に係る財源確保のため積み増しを図るもので、利子分を含め1億2千円の補正、学校施設改修事業費は、神岡小学校舎の屋上防水改修工事費として2,918万3千円の補正であります。

26ページをお願いいたします。

11款災害復旧費は、農地等災害復旧事業費補助金で、実績見込みにより、1,123万8千円の減額補正であります。

27ページをお願いいたします。

12款公債費は、3億9,073万5千円の補正であります。

内容といたしまして、長期債元金償還金は、県市町村振興資金を財源に民間資金から借り入れている市債の借り換えや任意の繰上償還のほか、地域総合整備事業貸付金の転貸債の繰上償還として4億773万5千円の補正、長期債利子償還金は、実績見込みにより、1,700万円の減額補正であります。

続きまして、特別会計についてご説明申し上げます。

31ページをお願いいたします。

議案第29号、令和5年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、保険給付費の増や財政安定化支援事業繰入金の増額に伴う財政調整基金積立金の補正であり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,995万3千円を追加し、補正後の予算総額を86億3,283万7千円とするものであります。

41ページをお願いいたします。

議案第30号、令和5年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、東部学校給食センター換気設備改修工事や牛乳保冷库の更新経費などの補正であり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,978万4千円を追加し、補正後の予算総額を11億4,726万9千円とし、併せて、繰越明許費を設定するものであります。

51ページをお願いいたします。

議案第31号、令和5年度大仙市奨学資金特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度繰越金などを奨学資金へ積み立てる補正であり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,389万8千円を追加し、補正後の予算総額を3,909万7千円とするものであります。

59ページをお願いいたします。

議案第32号、令和5年度大仙市企業団地整備事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、第2期企業団地の用地買収に伴う公有財産購入費及び造成工事費の契約締結に基づく減額補正であり、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,000万円を減額し、補正後の予算総額を4億1,480万3千円とし、併せて、造成工事費について継続費の総額及び年割額の変更を行うものであります。

71ページをお願いいたします。

議案第33号、令和5年度大仙市太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度繰越金などを地球温暖化対策基金へ積み立てる補正であり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,239万8千円を追加し、補正後の予算総額を1億4,076万7千円とするものであります。

79ページをお願いいたします。

議案第34号、令和5年度大仙市峰吉川財産区特別会計補正予算（第1号）につきましては、分収契約に基づく立木売り払いの交付金を基金へ積み立てる補正であり、歳入

歳出予算の総額にそれぞれ 1 5 2 万 5 千円を追加し、補正後の予算総額を 4 6 2 万 7 千円とするものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【福原総務部長 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、日程第 4 0、議案第 3 5 号及び日程第 4 1、議案第 3 6 号の 2 件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。舩谷上下水道事業管理者。

【舩谷上下水道事業管理者 登壇】

○上下水道事業管理者（舩谷祐幸） 議案第 3 5 号、令和 5 年度大仙市上水道事業会計補正予算（第 2 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

資料ナンバー 4、補正予算書〔3 月補正②〕の 8 7 ページをご覧ください。

今回の補正予算は、国の補正予算採択に伴う建設改良費の補正をお願いするものであります。

第 2 条資本的収入及び支出については、予算に定めた資本的収入に国庫補助金 2 8 1 万 6 千円を補正し、補正後の額を 1, 9 3 8 万 7 千円とし、同じく資本的支出に建設改良費 1, 9 7 6 万 7 千円を補正し、補正後の額を 3 億 9, 0 2 4 万 3 千円とするものであります。

これに伴い、予算第 4 条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3 億 7, 0 8 5 万 6 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2, 0 5 4 万 6 千円、減債積立金 1 億円、過年度分損益勘定留保資金 2 億 5, 0 3 1 万円で補填するものとする。」に改めるものであります。

続きまして、議案第 3 6 号、令和 5 年度大仙市下水道事業会計補正予算（第 2 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

9 5 ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、国の補正予算採択に伴う建設改良費の補正をお願いするものであります。

第 3 条資本的収入及び支出については、予算に定めた資本的収入に企業債、国庫補助金合わせて 6, 8 0 0 万円を補正し、補正後の額を 1 6 億 2, 8 1 8 万 6 千円とし、同

じく資本的支出に建設改良費 7, 0 2 0 万 4 千円を補正し、補正後の額を 2 3 億 9, 8 6 2 万円とするものであります。

これに伴い、予算第 4 条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 7 億 7, 0 4 3 万 4 千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2, 2 5 5 万 8 千円、過年度分損益勘定留保資金 3 億 1, 5 3 6 万 6 千円、当年度分損益勘定留保資金 4 億 3, 2 5 1 万円で補填するものとする。」に改めるものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【舩谷上下水道事業管理者 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、日程第 4 2、議案第 3 7 号から日程第 5 6、議案第 5 1 号までの 1 5 件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐藤副市長。

【佐藤副市長 登壇】

○副市長（佐藤芳彦） 議案第 3 7 号の令和 6 年度大仙市一般会計予算につきまして、ご説明をいたします。

資料はタブレット掲載の資料ナンバー 5 になります。

1 ページをお願いいたします。

一般会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 6 4 億 7 8 0 万円で、前年度当初予算に比べ 1 6 億 9, 1 8 0 万円、率にしまして 3. 8 パーセントの増となっております。

令和 6 年度の当初予算につきましては、「変化する社会情勢に対応した施策の実施、市民満足度の向上」と、「1 0 年先を見据えた持続可能な行財政の構造改革」の 2 点を基本方針に掲げ、地方創生へのチャレンジをはじめとする六つの分野に予算を重点配分をしております。

それでは、当初予算の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

7 ページをお願いいたします。

債務負担行為の関係でございます。

公営住宅管理システム構築経費など、合わせて 4 件につきまして新たに設定をしております。

次に、事項別明細書によりまして、歳入から順にご説明をいたします。

18ページをお願いいたします。

1款市税は、固定資産税の評価替えや個人市民税の定額減税の影響を勘案し、対前年度比3.2パーセント減の75億9,806万8千円を計上しております。

主な税目としましては、市民税は、対前年度比5.2パーセント減の30億1,306万7千円、固定資産税は、対前年度比3.2パーセント減の36億9,312万1千円となっております。

次に、19ページになります。

2款地方譲与税は、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税の三つの項目を合わせ、対前年度比5.5パーセント増の8億5,718万5千円を計上しております。

3款利子割交付金は、対前年度比81パーセント増の181万円の計上、4款配当割交付金は、対前年度比27.2パーセント減の1,878万2千円を計上しております。

20ページになります。

5款株式等譲渡所得割交付金は、対前年度比21.9パーセント減の1,552万円の計上、6款法人事業税交付金は、対前年度比3.9パーセント減の1億1,643万7千円の計上であります。

7款地方消費税交付金は、令和5年度の交付見込額や県の算定を参考に、対前年度比6.9パーセント減の19億1,425万7千円の計上、8款ゴルフ場利用税交付金は、対前年度比39.4パーセント減の813万3千円を計上しているものであります。

21ページをお願いいたします。

9款環境性能割交付金は、対前年度比14.6パーセント増の3,832万6千円、10款地方特例交付金は、新たに個人市民税の定額減税の補填額を見込んだことによりまして、対前年度比499.4パーセント増の3億4,851万7千円の計上であります。

11款地方交付税は、普通交付税と特別交付税を合わせ、対前年度比2.1パーセント増の177億1,291万3千円を計上しております。

22ページになります。

12款交通安全対策特別交付金は、対前年度比6.2パーセント減の1,143万5千円の計上です。

13 款分担金負担金は、0・1 歳児の保育料の無償化の実施による保育料負担金の皆減などによりまして、対前年度比 65 パーセント減の 1,304 万 6 千円を計上しております。

23 ページになります。

14 款使用料及び手数料は、対前年度比 0.3 パーセント減の 5 億 5,370 万 5 千円を計上しております。

主な項目としましては、23 ページから 26 ページに記載しておりますが、市直営の温泉施設であります柵の湯や八乙女温泉さくら荘の使用料、市営住宅の使用料、一般廃棄物処理手数料などであります。

次に、26 ページから 29 ページになります。

15 款国庫支出金は、対前年度比 6 パーセント増の 5 億 8,182 万 8 千円を計上しております。

主な項目としまして、障がい福祉サービス事業費負担金や生活保護費の負担金のほか、通学路の整備や橋りょうの長寿命化対策に関わります防災・安全社会資本整備交付金、防災集団移転事業費補助金などがございます。

次に、30 ページになります。

16 款県支出金は、対前年度比 3.2 パーセント増の 3 億 4,403 万 8 千円を計上しております。

主な項目としましては、30 ページから 36 ページに記載しておりますが、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の保険基盤安定負担金や夢ある園芸産地創造事業費補助金、県民税徴収交付金などがございます。

37 ページをお願いいたします。

17 款財産収入は、土地貸付収入や物品売払収入など 1 億 497 万 9 千円を計上しております。

38 ページになります。

18 款寄附金は、ふるさと応援寄附金など 1,350 万 1 千円を計上しております。

19 款繰入金は、一般財源不足を補うため、対前年度比 27.7 パーセント増の 2 億 3,840 万 9 千円を計上しております。

主な項目としましては、財政調整基金繰入金のほかに地域振興に資する事業や公共施設の維持修繕に関わる基金からの繰入金などがございます。

40ページをお願いいたします。

20款繰越金は、前年度と同額の3億円を計上しております。

21款諸収入は、対前年度比1パーセント減の12億7,256万3千円を計上しております。

次に、47ページをお願いいたします。

22款市債は、対前年度比15.9パーセント増の40億4,434万8千円を計上しております。

主な項目としましては、47ページから48ページになりますが、総務債として南小学区コミュニティセンターの改築事業に関わる整備事業債、衛生債として中央し尿処理センターの建築事業債、商工債として中里温泉改築に関わる温泉施設整備事業債などでございます。

次に、歳出につきまして、ご説明を申し上げます。

49ページをお願いいたします。

1款議会費は、議員報酬・期末手当及び共済費や議会広報発行経費など対前年度比1.3パーセント増の2億9,144万9千円の計上でございます。

次に、50ページから64ページになります。

2款総務費は、南小学区コミュニティセンター改築事業費やデジタル改革推進費、基幹業務システムの標準化移行経費など、対前年度比10パーセント増の44億6,903万4千円の計上であります。

次に、65ページから73ページになります。

3款民生費は、おおたわんぱくランドの未満児棟の改修に関わる法人立保育所の補助金や全年齢層の保育料無償化に関わる経費など、対前年度比1パーセント増の134億4,913万7千円の計上でございます。

次に、74ページから79ページになります。

4款衛生費は、大曲仙北広域市町村圏組合事業となります広域中央し尿処理センターの改築に関わる負担金のほか、脱炭素化に関わるゼロカーボンシティ推進事業費やプラスチック資源循環事業費などとして、対前年度比15.5パーセント増の59億79万6千円の計上でございます。

80ページをお願いいたします。

5款労働費は、市内企業の人材獲得のための取り組みに対する人材獲得応援事業費や

入社準備助成金など、合わせて7, 048万7千円の計上でございます。

次に、81ページから87ページになります。

6款農林水産業費は、農業と食に関する基本構想に基づく活性化推進事業費や、森林環境譲与税を活用した豊かな森づくり推進事業費など、対前年度比では1.6パーセント減となりますが、32億4, 112万7千円の計上でございます。

次に、88ページから92ページになります。

7款商工費は、中里温泉改築事業費、大曲駅の市の所有施設であります観光情報センターのエレベーター等の改修に関わる観光拠点施設整備事業費など、対前年度比64.1パーセント増の25億5, 478万1千円の計上でございます。

次に、93ページから97ページになります。

8款土木費は、橋りょう長寿命化及び除雪機械購入費や、太田の横沢公園のにぎわい創出に関わる地域拠点公園整備事業費など、対前年度比では1.1パーセントの減となりますが、46億4, 301万1千円の計上であります。

次に、98ページから100ページになります。

9款消防費は、空き家等対策費やJ-アラートの更新に係る防災対策費など、18億6, 528万4千円の計上でございます。

次に、101ページから122ページになります。

10款教育費は、校務支援システムの導入に係る経費やドンパルの空調改修に関わる中仙市民会館管理費など、対前年度では6.2パーセント減となりますが、46億9, 079万4千円の計上でございます。

123ページになります。

11款災害復旧費は、前年度と同額の615万円を計上しているものでございます。

124ページになります。

12款公債費は、対前年度比3.9パーセント減の51億7, 575万円を計上しております。

125ページになります。

13款予備費は、前年度と同額の5, 000万円を計上しております。

以上が一般会計でございます。

次に、議案第38号から議案第51号までの令和6年度の各特別会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。

飛びますが、１４７ページになります。

議案第３８号、令和６年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ８５億２，５０５万９千円でございます。

主な経費としては、保険給付費、国民健康保険事業費納付金などを計上しているものであります。

次に、１７９ページになります。

議案第３９号、令和６年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出それぞれ１１億３，９１４万円でございます。

主な経費としては、管理事務費や後期高齢者医療広域連合納付金などを計上しているものであります。

次に、１９９ページになります。

議案第４０号、令和６年度大仙市学校給食事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ１１億５，３６９万９千円でございます。主な経費としては、市内４カ所の給食センターの給食材料費や管理及び運営費、学校給食協会への調理運搬業務委託経費などを計上しているものでございます。

次に、２２３ページになります。

議案第４１号、令和６年度大仙市奨学資金特別会計予算は、歳入歳出それぞれ２，１１７万５千円でございます。貸付金を予算計上するほか、ふるさと就職者償還免除制度につきましても継続して実施をいたします。

次に、２３３ページをお願いいたします。

議案第４２号、令和６年度大仙市企業団地整備事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ３億９，３１２万１千円でございます。

主な経費としましては、第２期の造成に関わります工事請負費を計上しているものであります。

次に、２４５ページになります。

議案第４３号、令和６年度大仙市スキー場事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ４，１７３万７千円であります。市内三つのスキー場の運営経費を計上しているものであります。

次に、２５９ページになります。

議案第４４号、令和６年度大仙市太陽光発電事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ

1 億 3, 6 2 6 万 7 千円でございます。

主な経費としましては、一般管理費や太陽光発電施設のリース料に関わる太陽光発電事業費などを計上しております。

次に、2 7 3 ページになります。

議案第 4 5 号、令和 6 年度大仙市小水力発電事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ 2 0 0 万円でございます。真木関根小水力発電施設の施設管理費や施設の修繕費に充てるための基金の積立金を計上しております。

次に、2 8 3 ページになります。

議案第 4 6 号、令和 6 年度大仙市内小友財産区特別会計予算は、歳入歳出それぞれ 3 9 万 6 千円でございます。

次に、2 9 5 ページになります。

議案第 4 7 号、令和 6 年度大仙市大川西根財産区特別会計予算は、歳入歳出それぞれ 4 3 万 6 千円でございます。

次に、3 0 7 ページになります。

議案第 4 8 号、令和 6 年度大仙市荒川財産区特別会計予算は、歳入歳出それぞれ 1 4 8 万 3 千円でございます。

次に、3 2 1 ページになります。

議案第 4 9 号、令和 6 年度大仙市峰吉川財産区特別会計予算は、歳入歳出それぞれ 1 2 5 万 7 千円でございます。

次に、3 3 5 ページになります。

議案第 5 0 号、令和 6 年度大仙市船岡財産区特別会計予算は、歳入歳出それぞれ 1 7 4 万 6 千円でございます。

次に、3 4 9 ページになります。

議案第 5 1 号、令和 6 年度大仙市淀川財産区特別会計予算は、歳入歳出それぞれ 2 5 0 万 8 千円でございます。

各財産区特別会計の主な内容としましては、管理会費などのそれぞれの所要額を計上しているものでございます。

以上が令和 6 年度の一般会計予算及び各特別会計予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

【佐藤副市長 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、日程第５７、議案第５２号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。藤原市立大曲病院事務長。

【藤原病院事務長 登壇】

○病院事務長（藤原孝之） 議案第５２号、令和６年度市立大曲病院事業会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

資料ナンバー５、令和６年度予算書の３６３ページをお願いいたします。

はじめに、第２条業務の予定量についてであります。

年間患者数については、入院を３万５，０４０人と見込んでおります。これは一日平均患者数を９６人としたものであります。

また、外来については、一日平均患者数を５４人と見込み、年間患者数は１万３，１２２人を予定しております。

訪問看護・指導につきましては、１カ月当たりを５８人と見込み、年間患者数は６９６人を予定しております。

次に、第３条収益的収入及び支出の予定額について、ご説明申し上げます。

収益的収入及び支出は、病院の経営活動によって発生する収入と費用となります。

第１款病院事業収益は９億８，７７８万７千円を見込んでおります。

主な内容といたしまして、第１項医業収益は、入院収益や外来収益などで６億２２万１千円、第２項医業外収益は、一般会計からの負担金と長期前受金戻入益などで３億８，７５６万６千円であります。

次に、支出の部、第１款病院事業費用は９億７，９１４万１千円を見込んでおります。

主な費用は、職員の給与費、医薬品などの材料費、光熱水費など病院施設管理のための経費、それに減価償却費などであります。

３６４ページをお願いいたします。

第４条資本的収入及び支出は、建設改良費や企業債の償還元金などであり、資産を形成するための経費として計上しております。

第１款資本的収入は９，９４０万４千円を見込んでおり、主な内訳は、一般会計からの出資金であります。

次に、支出の部、第１款資本的支出は１億６，０５９万円を見込んでおります。

主な内訳は、ノートパソコン等の更新に係る建設改良費のほか、企業債の元金償還金などであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、減債積立金のほか過年度分損益勘定留保資金などで補填するものであります。

第5条以下につきましては説明を割愛させていただきます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【藤原病院事務長 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、日程第58、議案第53号から日程第60、議案第55号までの3件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。舩谷上下水道事業管理者。

【舩谷上下水道事業管理者 登壇】

○上下水道事業管理者（舩谷祐幸） 議案第53号、令和6年度大仙市上水道事業会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。

資料ナンバー5、令和6年度予算書の391ページをご覧ください。

はじめに、業務の予定量であります。給水戸数を1万5,509戸と見込み、年間総配水量は437万9,416立方メートルを予定しております。

次に、第3条収益的収入及び支出の予定額についてであります。

上水道事業収益は8億8,359万9千円を見込んでおり、主な営業収益は、水道料金収入であります。上水道事業費用は、8億2,888万6千円を見込んでおり、主な費用は、給与費のほか、水道料金等徴収業務委託料、浄水場などの施設や配水管に係る修繕費、減価償却費などあります。

次に、392ページになります。

第4条資本的収入及び支出についてであります。

資本的収入は1億8,263万4千円を見込んでおり、内訳は、県からの補償金や一般会計からの出資金などあります。

資本的支出は5億4,074万5千円を見込んでおり、主な内訳は、配水管の改良に係る建設改良費のほか、企業債に係る元金償還金などあります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、過年度分損益

勘定留保資金等で補填することとしております。

第5条以下につきましては、説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案第54号、令和6年度大仙市簡易水道事業会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。

予算書423ページをお願いいたします。

はじめに、業務の予定量であります。給水戸数を8,924戸と見込み、年間総配水量は265万2,748立方メートルを予定しております。

次に、第3条収益的収入及び支出の予定額についてであります。

簡易水道事業収益は12億7,174万3千円を見込んでおり、主な営業収益は、水道料金収入であります。

簡易水道事業費用は11億2,726万7千円を見込んでおり、主な費用は、給与費のほか、水道料金等徴収業務委託料、浄水場などの施設や配水管に係る修繕費、減価償却費などであります。

次に、424ページになります。

第4条資本的収入及び支出についてであります。

資本的収入は2億5,112万3千円を見込んでおり、内訳は負担金と企業債であります。

資本的支出は8億8,485万6千円を見込んでおり、主な内訳は、神宮寺地区及び刈和野地区簡易水道事業の建設改良費のほかに、企業債に係る元金償還金などあります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で補填することとしております。

第5条以下は、説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案第55号、令和6年度大仙市下水道事業会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。

予算書457ページをお願いいたします。

はじめに、業務の予定量であります。接続戸数を1万5,741戸と見込み、年間総処理水量は479万6,476立方メートルを予定しております。

次に、第3条収益的収入及び支出の予定額についてであります。

下水道事業収益は32億8,185万2千円を見込んでおり、主な営業収益は、下水

道使用料収入であります。

下水道事業費用は２８億１，５２６万８千円を見込んでおり、主な費用は、給与費のほか、下水道使用料徴収業務負担金、管渠・処理場施設の維持管理費、減価償却費などです。

次に、４５８ページになります。

第４条資本的収入及び支出についてであります。

資本的収入は１６億４，１６１万８千円を見込んでおり、主な内訳は、企業債や一般会計からの出資金、国庫補助金などです。

資本的支出は２４億１，４１５万２千円を見込んでおり、主な内訳は、処理場改築工事に係る建設改良費のほか、企業債に係る元金償還金などです。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填することとしております。

５条以下は、説明を割愛させていただきます。

以上、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

【舩谷上下水道事業管理者 降壇】

○議長（古谷武美） これにて、本定例会に上程された議案についての説明が終了いたしました。

○議長（古谷武美） お諮りいたします。議案等調査のため、２月２３日から３月３日までの１０日間、休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって、２月２３日から３月３日までの１０日間、休会することに決しました。

○議長（古谷武美） 以上で本日の日程は、全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会し、来る３月４日、本会議第２日を定刻に開議いたします。
ご苦労様でした。

午後 ３時１４分 散 会

令和6年第1回大仙市議会定例会会議録第2号

令和6年3月4日（月曜日）

議事日程第2号

令和6年3月4日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

出席議員（24人）

1 番 大 山 利 吉	2 番 戸 嶋 貴美子	3 番 佐 藤 文 子
4 番 佐 藤 隆 盛	5 番 挽 野 利 恵	6 番 秩 父 博 樹
7 番 青 柳 友 哉	8 番 安 達 成 年	9 番 高 橋 徳 久
10 番 佐 藤 芳 雄	11 番 橋 本 琢 史	12 番 小笠原 昌 作
13 番 小 松 栄 治	14 番 本 間 輝 男	15 番 佐 藤 育 男
16 番 山 谷 喜 元	17 番 石 塚 柏	18 番 高 橋 敏 英
19 番 橋 村 誠	20 番 渡 邊 秀 俊	21 番 金 谷 道 男
22 番 後 藤 健	23 番 鎌 田 正	24 番 古 谷 武 美

欠席議員（0人）

遅刻議員（0人）

早退議員（0人）

説明のため出席した者

市 長	老 松 博 行	副 市 長	佐 藤 芳 彦
副 市 長	今 野 功 成	教 育 長	伊 藤 雅 己
代 表 監 査 委 員	武 田 哲 也	上下水道事業管理者	舩 谷 祐 幸
総 務 部 長	福 原 勝 人	企 画 部 長	伊 藤 公 晃
市 民 部 長	伊 藤 敬	健 康 福 祉 部 長	佐々木 隆 幸

農 林 部 長	渡 邊 重 美	経 済 産 業 部 長	富 樫 真 司
観光文化スポーツ部長	加 賀 貢 規	建 設 部 長	佐々木 英 樹
病 院 事 務 長	藤 原 孝 之	教育委員会事務局長	山信田 浩
総務部次長兼総務課長	小 林 孝 至		

議会事務局職員出席者

局 長	斎 藤 秋 彦	主 幹	佐 藤 和 人
主 幹	佐々木 孝 子	主 査	藤 澤 正 信
主 任	小山田 竜 司		

午前 10 時 00 分 開 議

○議長（古谷武美） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

○議長（古谷武美） 本日の議事は、議事日程第 2 号をもって進めます。

○議長（古谷武美） 日程第 1、一般質問を行います。

順次質問を許します。はじめに、17 番石塚柏議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、17 番。

【17 番 石塚柏議員 登壇】

○議長（古谷武美） 1 番の項目について質問を許します。

○17 番（石塚 柏） だいせんの会の石塚柏でございます。それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。よろしくご答弁をお願い申し上げます。

小・中学校の統廃合計画についての質問と、長く続いた小・中学校の 6・3 制の学制を根本から変える小中一貫教育についての質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

統廃合の問題は、3 年前から 3 名の大仙市議会議員の方々、小中一貫教育については 1 名の議員の方が一般質問をされております。この 4 名の方の議事録を拝見させていただきましたが、統廃合の議論は相当煮詰まってきたと感じておりますし、期は熟したと

感じた次第です。そこで質問です。

最初に、統廃合に必要な児童・生徒の推定数についてお尋ねいたします。

昨年、令和５年に国立社会保障・人口問題研究所より人口の推計が発表されました。

一方、市で出された学校施設長寿命化計画の児童・生徒数は、国土交通省の附属機関である国土技術政策総合研究所の平成２７年度版「将来人口・世帯数予測ツールⅤ２」で予測されております。

当然この数字では、校舎の設計の準備がされておるわけですが、実はこの人口予測は新たに令和２年度の国勢調査に基づいて更新の作業が現在進められております。完成は令和６年４月、来月なんです。

そこで、今回の令和５年に発表された国立社会保障・人口問題研究所の推計と４月に公開される国土技術政策総合研究所の推計を基に、再度計画を見直してはいかがでしょうか。

また、その数字を太田中学校区、中仙中学校区、大曲西中学校区、大曲南中学校区、仙北中学校区についても、児童数・生徒数を検証されることをお願いをしたいと思います。ですが、いかがでしょうか。

複式学級の出現が早まるのではないかと思いますし、そもそも学校そのものが存続していけるものだろうかと心配をしております。改めて、一緒に検討していただくことをお願いをします。

次に、現在、大仙市には令和２年度に策定された学校施設長寿命化計画があるわけですが、これは主に学校の施設計画であります。統合までもっていく手順や行程、全体の計画が必要と思いますが、いかがでしょうか。

また、学校の統廃合の持ち方について質問をさせていただきます。

最終の統廃合に至るまでの協議を、進行状態の分かる計画、これが必要ではないでしょうか。こうすることで、市も議会も地域の方も、市全体の把握をできるのではないのでしょうか。こうした日程に関する資料も必要だと思います。

もう一つですが、過去に統合を終えた小中校の統合の検証も必要ではないでしょうか。ＰＴＡ、現場の教師の皆さんと、教育委員会として、平成２０年代に統廃合が行われた協和中学校区、西仙中学校区、通学による父兄や行政の時間的・経済的負担や環境の変化に児童・生徒の学校生活にどう現われているのか。いわゆる「中１ギャップ」と言われる不登校、学力の不振、校内暴力など発生件数の現況など、統廃合に関する全体的な

評価は必要なのではないでしょうか。お尋ねいたします。

また今後、小・中学校の統合を進める際、大仙市教育委員会は地元の市会議員、地域関係者、PTAの役割を、どう考えて協議をされていくのかお尋ねをいたします。

これで小中校の統廃合の質問は終わります。

次に、中学校の一貫教育の導入についての質問に入らせていただきます。

平成17年10月、国の中央教育審議会の答申で「義務教育を中心とする学校種間の連携・接続を改善するための仕組みについて十分に検討する必要がある。」と提言が出されました。3年後の平成19年6月に、各種学校段階の目的・目標を明記した「学校教育法」が一部改正されました。さらに、平成27年6月に学校教育法の一部改正で、小中一貫教育と義務教育学校が制度化されました。

こうした法律の改正の流れは、戦後、小・中学校の6・3制度が制定された時期から比べると、児童・生徒の肉体的な成長や精神面での変化が、2学年ほどの成長の違いがあることも背景にあるようです。全国の都道府県の教育委員会では、北海道、埼玉県、栃木県など、そのほかにもあるようですが、小中一貫教育の推進ガイドを作成して努力をされております。

小中一貫校の大きな目的は、「中1ギャップ」の抑制だと言われております。中学校に進学すると、環境の変化にストレスを抱える生徒は少なくありません。心理面や勉強面にうまく適応できず、成績が落ちてしまったり、不登校になってしまうのです。

小中一貫校の数は、今から3年度前の2020年度の文部科学省の学校基本調査によりますと1,175校になります。その数は毎年20パーセント程度増加しております。さらに最近では、全国的に、少子化による学校の統廃合も目立ってきております。

秋田県では、一貫校が、公立で小坂町立小学校・中学校、上小阿仁村立上小阿仁小・中学校の2校と義務教育学校が井川町立井川義務教育学校と藤里町立義務教育学校、北秋田市立阿仁義務教育学校と3校が開校されております。

一貫教育の導入の多くは、校舎の改築の機会に持ち上がっております。小学校、中学校の建て替えの時期にあわせて、どちらかの校舎を生かし、どちらかの校舎を廃止をするという方法をとって建設費を軽減させております。

次に学童・生徒の激減の時代にふさわしい学校の建築工法についてお尋ねをいたします。

学校は建てる計画は、計画を策定した時点での児童・生徒数で設計します。完成は、

計画を始めてから５年後になるでしょう。そうすると、現在の大仙市の児童・生徒数の激減の状態からすると、築１０年後で空き教室の問題が出てくるのではないのでしょうか。そこで質問です。

三種町の統合中学１校の工事費が、資材や労務費の高騰で５８億円がかかると秋田魁新聞で報道されました。大仙市では５校の学区で統合の計画が示されております。小中学校の校舎は鉄筋コンクリート構造でないといけないのでしょうか。ご承知のとおり、鉄骨コンクリート構造はコストが大変にかかります。鉄骨の校舎は、基準では難しいのでしょうか。今後、児童・生徒数が減った場合、校舎の縮小が考えられます。鉄骨の構造であれば、建築と解体はたやすく、経費の大幅な縮減になるのではないのでしょうか。

最後であります、学校の統合や補修には多大の費用が必要となります。今の基金の積立金で十分なのかお尋ねいたします。ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） １番の項目に対する答弁を求めます。伊藤教育長。

【伊藤教育長 登壇】

○教育長（伊藤雅己） 石塚柏議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、小・中学校の統合についてであります、はじめに、児童・生徒数の分析につきましては、これまでは平成２７年度版の国立社会保障・人口問題研究所のデータを使用しております。令和５年１２月に令和５年度版のデータが公表されたことから、今後はこのデータを基に児童・生徒数の検証を行うこととしております。

本データの数値は年齢の推計が５歳刻みであることに加え、地域別の詳細な分析を行うなど多くの時間を要します。今後提供される推計ツールも活用しながら、詳細な分析を行ってまいります。

次に、学校統廃合に係る全体計画につきましては、市教育委員会では平成１９年３月に学校づくりの指針となる「新しい時代の学校教育だいせんビジョン」を策定し、学校規模の適正化を図ってまいりました。しかしながら、想定を超えるスピードで少子化が進んでいること、一方で１人１台タブレットをはじめとするＩＣＴの活用など、計画策定当時から子どもを取り巻く環境は大きく変化しております。こうした状況を踏まえ、令和５年４月１日に学校再編について、まちづくりや社会教育、地域公共交通、児童クラブなどの様々な視点から総合的に検討するため「大仙市学校再編庁内検討会議」を設置し、全庁体制による議論を進めているところであります。令和２年に策定した「大仙市学校施設長寿命化計画」の結果も踏まえながら、引き続き庁内検討会議において、新

たな学校再編計画の策定に向けて検討してまいります。

次に、統廃合までの協議につきましては、学校は子どもたちの健やかな成長はもとより、地域のコミュニティの中心的役割も担っていることから、地域住民の想いや意向を尊重していく必要があると認識しております。そのため、庁内検討会議において、一定の方向性がまとまったところで関係地域の皆様にお示しいたします。その後、地域ごとに学校再編の具体案を検討するための委員会を設置し、その地域に合った学校の在り方を検討してまいります。具体案が固まり次第、統合のための準備委員会を設置し、準備を進めていくことを想定しております。

次に、統廃合に関する評価につきましては、協和・西仙北地域を含む統合した地域においては、小・中学校とも充実した学校経営が営まれていると捉えております。通学区が広範囲であることから、登下校に時間を要する児童・生徒もおりますが、大きな支障は報告されておられません。

地域と小・中学校の連携を強化した「大仙教育メソッド」の推進により、より広い範囲での地域行事への参加など、学校と地域、児童・生徒や保護者、地域の方々のつながりは良好な状態であります。統合前との比較は難しいものの、不登校の発生状況等については、市全体の状況と同様の傾向にあるなど、生徒指導面についても大きな問題はないものと認識しております。

次に、地元議員・地域関係者・PTAの役割につきましては、先ほど申し上げました協議の場において、それぞれの立場からご意見をいただくなどして、地域に合った学校の在り方について共に検討してまいりたいと考えております。

次に、小中一貫教育に対する考え方につきましては、小中一貫教育には、義務教育学校・小中一貫校の二つの形態があります。どちらも9年間を通じて目指す子供像を設定し、教育課程を編成するものであり、義務教育学校は小学校と中学校を一体化し、1年生から9年生までとするものであります。小中一貫校は学校の区分を残し、小学校1年生から6年生、中学校1年生から3年生までとするものであります。

校舎の配置については、いずれの形態においても、一体型、隣接型、分離型があります。本市においては、義務教育学校や小中一貫校を設置しておりませんが、「大仙教育メソッド」により、小学校と中学校が連携した学校教育を推進しております。小中一貫教育においては、柔軟な教育課程の編成が可能となることや、中1ギャップの解消が期待されるなどの指摘があります。

一方、義務教育学校では、小学校卒業や中学校入学の大きな節目がなくなることや、小規模な場合、固定化した人間関係が長く続くことなどの指摘があります。そのため、学校の形態や配置を決めるに当たっては、地域の状況や学校規模を踏まえ、慎重に検討をしていく必要があります。

次に、校舎の建築工法につきましては、学校は長年にわたり活用することが前提であることや災害への対応、積雪量が多い地域の特性などから、鉄筋コンクリート造での建築が主流であると捉えております。今後、建築する際には、その建物の規模や技術の進歩を踏まえながら、最も適切な建築工法の検討を行ってまいります。

最後に、現在の基金積立額につきましては、この基金は学校施設の整備に対応するため、既存の「公共施設適正管理基金」とは区分し、可視化したもので、令和5年3月に新設したものになります。

学校建設につきましては、国からの補助対象となる部分がありますが、不足する部分については一般財源から支出していく形となります。したがって、建設時期や規模により必要な金額が変わるものの、多額の予算を必要とすることから、できるだけ多くの積み立てを図っていく必要があります。市の財政状況を鑑みながら積み増しを行ってまいります。

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、17番。

○17番（石塚 柏） 教育長さんにおかれましては、議会の視察に浜松、磐田市にご一緒願ひまして、一緒に勉強させていただくこと、まず本当にありがとうございました。御礼申し上げたいと思います。

不登校だとかいじめだとかってというのは、全国的にいうと過去最高なんですよ。学校教育の現場が相当混乱しているということは言えると思います。今日は西仙がうまくいっているということは、現場の皆さん、教育委員会の皆さんの努力ということで感謝申し上げたいんですが、例えば大曲中学校、大曲小学校、マンモス校と言われるところですが、全国の状況とそんなに違わないんじゃないだろうかなと。ですから、あわせて大仙市全体の不登校だとかいじめの問題についても心配しておるところでございます。

ところで、文部科学省の方で小中一貫教育の実態調査をした、ちょっと年度は忘れましたが、27年頃だと思うんですけど、実態調査したんですけども、その中には

やっぱり不登校だとか勉強のつまずきだとか、そういったものに全部ですね、一貫教育やったところ、いい方向に向かっていると、そういう実態調査が出されているわけですね。それを見て、逆にこっちの方では、いや本当なのかなというような気持ちに、その実態調査の報告書を見て思った次第です。

ただしですね、小坂町の小学校、中学校の統合校の教育長さんはですね、おじゃましたら、いや、統合させる前に思ってたことより、してからは思ってたよりうまくいってる、あるいは上小阿仁村の一貫校の校長先生、うち是不登校いましてと断言されたので、びっくりしたんです。いや、待ってください、1人だけ家庭の事情で不登校の生徒がおるということなんですね。こういったことを教育長さんは全般に、特に文科省についての動向についてはお詳しいと思いますので、そのことを改めてお尋ねしてみたいなと思うことと、思いのほかですね大仙の議員の中に一貫教育について賛成している議員が、数が結構いらっしゃるなということを感じてます。そういった議員なり、あるいはPTAなり、地元の人とですね、どういうふうにか、一貫教育の話し合いを、良さだとか悪さ、さっき言った文科省の実態調査では、もうほぼほぼうまくいってるんだよと。全国の北海道から埼玉、栃木、各県の教育委員会では、もう推進のためのガイドラインまで作っているという状態ですからね、そういった話し合いをですね、いつできるのか。教育委員会で市民に対するそういったものの広報だとかするのか、あるいは中仙、太田、仙北、あるいは角間川、藤木、西中のところに限って何かされるということなのか。話し合う、協議をするということがですね、今まで八つの教育委員会さんと一貫校の話させていただいたんですけれども、相当現場で話し合われているんですけれども、そういったことに対する教育委員会でどうされるものだろうかと。さっき申し上げた議員の議事録を見ても、どう教育委員会がですね、一貫校の、文科省は推奨しているといいますが、そういったものを広報というのかな、話し合いというのかな、協議というのかな、そういったものをいつおやりになるのかということが、イメージがちょっとわからないので申し上げにくいんでありますけれども、ぜひその辺のところお教えをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。伊藤教育長。

○教育長（伊藤雅己） 石塚柏議員の再質問にお答え申し上げます。

まず、いろいろお話ししました小中一貫校、あるいは義務教育学校という二つのこと含まれているのかと思いますけれども、やはりこれは大いに議論が必要だと私も感じてお

ります。どういう場がというお話になりましたけれども、なかなかそこへのストレートな答えはちょっと難しい状況にあります。思いとしては間違いなくお話をしたいという思いであることを、まずはじめに申し上げます。

それから、様々な実態のご報告がございましたけれども、我々としても非常に悩むことがたくさんございます。例えばですけれども、県内の小中一貫校、義務教育学校、5校ありますというお話いただきましたが、その5校の児童・生徒数ですね、全校の生徒数でいきますと、60名程度から220名程度と、比較的、小・中合わせたところでその人数ですので、小規模な学校が多いというのがまず県内の現状がございます。

あわせて、県内での割合ですけれども、義務教育学校は、現在0.7パーセント、それから小中一貫校では5.3パーセントと、県内ではそういう数字になりますし…失礼しました、間違いました。県内では義務教育学校が1.1パーセント、すいません、訂正いたします。県内では義務教育学校が1.1パーセント、小中一貫校が1.4パーセントでございます。これは令和5年度の学校基本調査の数値になります。それから、全国につきましては、義務教育学校が0.7パーセント、小中一貫校が5.3パーセントとなっております。したがって、議員からお話ありましたように、確かに増加はしているというふうに数値は読み取っておりますが、一方では全体の割合からすると、まだまだ少ないという現状もございます。したがって、大いに議論はしていきたいと思っておりますけれども、やはり市教委として、しっかり県内外の先行事例ですとか具体的なものの、あるいはそういった文科省の調査的なところ、そういったものをやっぱりしっかり調査・研究をして、そのまとめたもの、あるいはその数値的なもの、そういったものをしっかりお示しした上で議論する必要があるのではないかというふうに考えております。したがって、今、全庁会議でいろいろな視点から協議を進めておりますので、当然その中にはこのお話も当然入れながら、そして先ほど申し上げました一定のまとまったものが示せる段階になりましたらお示しするというふうにも考えておりますので、ぜひ私も積極的にお話したいと思っておりますので、今後ともご理解とご支援のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、17番。

○17番（石塚 柏） ありがとうございます。ちょっと意地悪な話になっちゃうけど、入り口論のところですね、再質問の答弁あったようなね、まずここに座って聞いた印象ではですね、構成比からすると誠に小さいわけです。秋田県であろうと、全国であろうと。そして、長い期間を経てっていうのは、文部科学省ですよ、文部科学省がいろんなことをやった上で、その結果に基づいてさっき言ったような実態調査、出しているわけですね。ものすごく長い期間かけて。文部科学省が簡単にパパッと物事をやるなんていうことは考えられません。ですから、いろいろ山形、宮城、義務教育校、回ったんですけれど、誠に情熱あふれる、そして信念に基づいてね、やっておられるので、あっやっやけるんだらうなというふうに感じました。そしてまた、我々が実際触れないと、ただペーパーで知識でできるものではないというふうに感じてます。そういった中で、我々も真剣に考えなきゃいけないなと。推進したいと思っているわけですね、そう思ってます。そのことに関する答弁はいりません。

スタートの段階ですから、いろいろな局面が見えてくると思うんですけど、お金の話も教育長さん、ちょっと話させていただきました。財政はなかなか厳しいということからいって、ちっちゃい中学校、ちっちゃい小学校、たくさんね大仙市の中で造っているのかと。さっきちょっと触れましたけど、少子化がやっぱり影響して増えてきているという面があるということなんですね。ですから、その中で鉄筋でどうなのかなんていうへんてこりんな球を投げたわけですが、片方の中学校を残し、小学校だけ隣に建てる。反対もあるでしょう。そういったことを、いろんな知恵を出して、今、一貫校の教育委員会、やられているところでは汗を流しているわけですね。そういったことを、そういうふうに受け止めていただきたいなというふうに思っております。もしそのことに関して何か教育長さん、考えておられることがありましたらお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（古谷武美） 再々質問に対する答弁を求めます。伊藤教育長。

○教育長（伊藤雅己） 石塚柏議員の再々質問にお答え申し上げます。

大変学校に対する熱い思いをいただいたというふうに、まずは思っております。ありがとうございます。我々も当然教育委員会、それから全庁会議含めて、全庁的にも当然学校をこの後どうするかということについては、熱い思いを持って現在進めているところであります。

先ほど議員から少しお話がありました、ある学校の敷地にほかの学校をもってくる、

ある敷地を効果的に使ってというようなお話もありました。もちろんそういったものの中では検討はしております。したがって、やっぱりどうしても財政的な問題、それから敷地の問題、そして一番は当然児童・生徒数というところになってくるとは思いますので、やっぱりそういったしっかりしたものは見ていく必要があります。また、同時に、やっぱり子どもたちにとってどういう環境がいいのか、そしてやっぱり先ほど申し上げた「大仙教育メソッド」申し上げましたけども、子どもたちは地域の様々な体験的な活動の中で、いわゆる年代、世代、あるいは性別を問わず、いろんな活動の中で子どもたち、自分たちが認められたり、あるいは地域のためになったり、そういうことで喜びを感じてやりがいを感じて、自己肯定感といったものが高まっていると、そういうような現実もございます。したがって、やっぱり子どもたちにとってどういう学校がいいのか、どういう環境を整えていけばいいのか、やっぱりそこについては、先ほどありました、ほかに負けない熱い思いを持って、これからも取り組んでまいりたいと思いますので、引き続きのご理解とご支援、よろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） これにて17番石塚柏議員の質問を終わります。

【17番 石塚柏議員 降壇】

○議長（古谷武美） 一般質問の途中ではありますが、この際、暫時休憩いたします。再開は午前10時50分といたしますので、よろしくお願いいたします。

午前10時38分 休 憩

.....
午前10時49分 再 開

○議長（古谷武美） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、6番秩父博樹議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 6番。

【6番 秩父博樹議員 登壇】

○議長（古谷武美） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○6番（秩父博樹） おはようございます。公明党の秩父博樹です。今回、3項目通告させていただきますので、よろしくお願いいたします。はじめに、外国人材の受け入れと多文化共生社会の実現についてお伺いいたします。

政府はこれまで様々な問題が生じていた「技能実習制度」を廃止し、新たに外国人材

の確保と育成を目的に「育成就労制度」として、今後、実施する方針です。これまで国際貢献としていた制度の目的を改め、はっきりと労働者としての人材確保と人材育成としたうえで積極的な受け入れを進める方針を明確にしました。あらゆる分野で蔓延している深刻な「人手不足」が背景であることは間違いありません。本市においても、現場を歩くと様々な業種・業界から著しい人手不足に悩む声をいただいております。今後の外国人材の受け入れ拡大は喫緊の課題です。特に、新制度では要件はあるものの1年以上の就労実績があれば他の企業等に転籍することを認める仕組みとなっており、仮に本市の企業等が外国人材を受け入れたとしても、賃金等の条件の良い大都市圏へ流出することも懸念されます。新しい制度となっても外国人材の受け入れそのものは国・県および企業・業界団体において主導的に行うこととなりますが、市町村においても外国人材が地域における新たな担い手として定着できるよう、外国人材に対する積極的な受け入れ支援や暮らしやすい多文化共生支援を行うことが重要になるというふうに考えます。

私自身、若い頃、もう30年以上前になりますが、南半球で約1年間暮らした経験から、当市においてはいわゆる異文化の受け入れに寛容であってほしいと願う市民の一人でもあります。これからは、外国人材を地域社会を支え、共に暮らす市民として受け入れ、安心して住み続けてもらうために官民協働で注力すべきというふうに考えます。

このような観点から、まず1点目に、外国人材の受け入れと多文化共生社会の実現に向けた当市の取り組み、今後の方向性についてのお考えを伺いたいと思います。

今後、制度も変更となり、外国人材の受け入れ数も拡大していくものと予想します。一方で、人手不足に悩み、外国人材をこれから受け入れたい、増やしていきたいという中小企業も多くなってくるのではないかと考えますが、受け入れのためのノウハウや体制に行き届かない中小企業もあると思います。

そこで2点目に、市としてこのような企業に対して様々な支援をしていくという考えはないものか、お伺いいたします。

外国人材が増え、また、新しい制度では特定技能、これには1号と2号がありますが、この特定技能へキャリアアップしていきますと、今後は在留期間が長くなり、特定技能2号では期間に上限がないため、家族の帯同や永住も可能になります。その場合、今後、外国人材の住居の確保についても対応が必要となります。当然、受け入れ当初の段階では、企業側もしくは監理団体側が宿舍等を準備するものと思いますが、家族が来日した場合や永住する場合は、単身者向けの宿舍では対応できません。また、新たに受け入れ

を考えている企業では、宿舎について行政の支援が必要な場合も考えられます。

そこで3点目に、このようなことを想定して、今後、外国人材向けに市営住宅や空き家の活用についても検討していくべきというふうに考えますが、市当局のお考えを伺いたいと思います。

1項目目は以上です。

○議長（古谷武美） 1番の項目に対する答弁を求めます。佐藤副市長。

【佐藤副市長 登壇】

○副市長（佐藤芳彦） 秩父博樹議員のご質問にお答えを申し上げます。

はじめに、外国人材の受け入れと多文化共生社会の実現についてでございます。

本市に在住の外国籍の方は、令和6年1月末現在で340人おります。昨年同期と比較して61人増えており、今後増加するものと思っております。また、今後、「育成就労制度」が創設された場合、こうした傾向は、さらに強まるものと想定しており、外国籍の皆様が本市で安心して暮らせるための施策がますます重要になるものと認識をしております。

本市では、こうした外国籍の方々向けの施策につきましても、これまでも積極的に取り組んできているところであります。行政手続きや生活上の様々な課題解決に向けたサポートを行います「だいせん外国人相談窓口」の設置をはじめ、大仙市国際交流協会とともに、やさしい日本語によりますニュースレターやSNSを活用した情報の発信、本市の魅力を伝える「だいせんバスツアー」や、外国籍の方々と地域の方々との交流の場を提供する「国際フェスティバル」の開催、「文化・料理教室」などを開催しているものでございます。

また、本市と仙北市、美郷町の2市1町で構成いたします「大仙・仙北広域圏日本語講座運営委員会」によります日本語講座の開催や、同じく2市1町で構成します「大仙・仙北地域の外国籍住民サポート運営委員会」による相談事業などにも取り組んでいるところでございます。

今後も、関係機関・団体の皆様と連携・協力を図りながら、外国人材の受け入れと多文化共生社会の実現に向けて、外国籍の皆様が心身ともに安全に安心して暮らせる環境づくりに引き続き取り組んでまいります。

次に、中小企業に対する支援についてであります。

令和5年12月現在の大曲公共職業安定所管内の有効求人倍率は1.12倍となって

おりますが、介護関連では2.17倍、建設関連では5.66倍と、人手不足となっている業種もあります。本市産業におきましても人材の確保は重要な課題であると認識しております。

現在、市におきましては、人材獲得応援補助金制度を設け、企業の皆様の求人活動のほか、就労者の社員教育や労働環境の整備に関わる支援を行っております。企業におきましては、この制度を活用していただいて外国籍就労者への日本語教育や職場内の多言語の表記などの取り組みも行うことができます。企業の皆様のご意見も伺いながら、このような企業支援を今後も継続するとともに、こうした取り組みの活用事例などを企業の皆様に提供・共有することにより、多様な人材が活躍できる労働環境の整備につなげてまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、市営住宅や空き家の活用についてでございます。

市営住宅は、収入基準のほか、同居親族がいることや、単身の場合は60歳以上であるなどの要件がございますが、国籍を問わず入居の申し込みが可能となっております。

60歳未満の単身者につきましては、入居資格に制限を設けておりますが、今後、入居要件の緩和なども必要になってくるものと思われますので、現在の国会で審議がなされます国の外国人の就労制度の改正や県及び近隣自治体の動向なども注視しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

また、外国人材の住まいの確保に当たっては、ご提案がありました空き家バンク制度も有効な手段であります。まずは登録物件数の数の増加に向けて引き続き取り組み、住まいの面でも外国人材の受け入れや定着に向けて準備してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

【佐藤副市長 降壇】

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい。

○6番（秩父博樹） ありがとうございます。この外国人材に関しては、以前に挽野議員が1回取り上げてまして、平成31年、令和元年の年になりますけど、その時の会議録を見ますと、31事業所で人数109人という会議録になっていました。今の副市長からのお話ですと、現在340人ということですかね。増えてきていると、そういうこと

になろうかと思います。事業所数も倍以上に、自分が調べたところでも、今66事業所になっているようです。この間、コロナ禍があったわけですが、それこそ外国との往来がかなり抑制されるようなそういう時期が長く続いたわけですが、その上でもこれぐらい増えているということです。今、コロナが5類に移行されておりますので、今後この外国人のこの雇用ニーズ、これからぐーっと今まで以上に増えてくるのかなというふうに予想するところですが、そういったことから今回この問題取り上げさせていただいたところですが、今の副市長のお話ですと、相談窓口も設けていただいて、来た方たちにバスツアーですとか、また、交流の場の提供も行われておりますし、日本語の講座の開催ですか、こういうのもしっかり行われているということで、引き続きお願いしたいところですが、この今の、これまで以上に増加のスピードが上がっていくんじゃないかというふうに見込まれますので、その今の体制をちょっと今一度その増加にあわせて対応していけるのかというのを今一度チェックしていただいて、もし仮に強化が必要だという場合は、強化もお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

この多文化共生社会ということで取り上げさせて、外国人材の活用、労働という観点でもありますけど、一緒にここ、この地で暮らしていくという、そういう観点でも取り上げさせていただいたところですが、大仙市は令和4年に、それこそSDGsの未来都市に選定されています。来週の12日にシンポジウムも予定されているようですが、ちなみに自分はオンラインで参加させていただきたいと思っておるところですが、その17のゴールの10番目のところにですね、人や国の不平等をなくそう、また、国内及び国家間の不平等を是正するというふうにあります。この点からも、自分の経験も踏まえてですが、異文化の受け入れに寛容な大仙市であっていただきたいというふうに思います。この機運の醸成につながる発信というのも市として積極的に、自分としては積極的にお願いしたいなと思うところですが、この点について今後の方向性というか市長のお考えも伺えればと思いますけど、よろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 秩父博樹議員の再質問にお答え申し上げます。

SDGs未来都市ということで認定をもらっている大仙市でありますので、今ご指摘のとおり、しっかり取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

やはり最近、先進的に進んでいる自治体のお話を聞く機会ありましたけども、迎え入れる、外国人を迎え入れる地域住民の多文化共生、また、国際意識に関する理解及びそうした姿勢が大変重要であると、自分たちの、つまり大仙市民のですね、そうしたことが大変重要だというご指摘といいますか、いろんな取り組みをしていた関係で、そうしたことが分かったというようなことで、そうしたこともまさに今、秩父議員がご指摘になったことではないかなと思っております。大仙市民の多文化共生、また、国際意識に関するそうした意識、理解、姿勢を高めて、醸成してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

○6番（秩父博樹） ありません。

○議長（古谷武美） 次に、2番の項目について質問を許します。

○6番（秩父博樹） 2項目目に非常時への備えについてお伺いいたします。

まず冒頭に、当市において避難所に指定されている小・中学校は現在何校なのか。また、それらは耐震化済みとなっているのか、確認のためにお伺いしたいと思います。

学校の耐震化は、公明党の女性委員会が2001年、学校耐震化改善対策プロジェクトチーム、2002年に党の文科部会で学校耐震化推進小委員会、これを設置して推進してまいりました。さらに2008年5月、中国の四川大地震が発生して、多くの子どもたちが学校の倒壊により命を落としたことが、その後の耐震化を加速させる大きな契機となりました。その後、公明党は政府に対し、学校耐震化の重要性を訴えて国庫補助の拡大を提案し、地震防災対策特別措置法の改正をいたしまして学校の耐震化が進みました。さらに、東日本大震災で体育館の天井が落下するケースがあり、非構造部材、この耐震化も進めてまいりました。一方で、2018年の西日本豪雨で、真夏の中、避難所となった体育館にエアコンが無く、高齢者・持病を持っている被災者の健康に大変大きな影響を与えました。その後、東京都の方では、都議会公明党の提言を踏まえて、小・中学校の体育館空調設置率、実はこれ82.1パーセントにもなっています。一方、全国で見ると、まだ15.3パーセント。年初に発生した能登半島地震でも、厳寒の中、避難所となっている体育館で毛布にくるまって寒さに耐えている被災者の方々が数多くおられ、真冬の寒冷地での災害リスクが改めて浮き彫りになりました。

寒さがより厳しい東北方面では、避難できたとしても、能登半島地震以上に低体温症などによる災害関連死が増えることも想定されます。今後、地震のほか豪雨災害など、

どこでも起こり得る自然災害のことを考えると、避難所となる体育館の空調設置が重要であるというふうに考えます。小・中学校の空調設備の設置については、令和6年から令和7年の間、国庫補助の割合が引き上げられます。これを活用し、避難所となる体育館の空調設置を進めるべきというふうに考えますが、市当局のお考えを伺います。

次に、地震発生時の業務継続体制の強化についてですが、この年初の能登半島地震のような大きな地震が発生し、建物の倒壊や落下物などにより、市民のほか、市職員や議員が多数けがまたは死亡した場合、行政機能が著しく低下し、その後の復旧業務に大きな支障が発生してしまうことも考えられます。

現在、市役所本庁・支所に非常時用として備え付けられているヘルメットは、来客用のみ、これは窓口に来られる一般市民用のようですが、このようになっているようです。あと、そのほかに現場に行く技術職の方にはヘルメットがあるというふうに伺っております。自然災害、これは特に大地震を想定してですけれども、これが発生した場合、その後の復旧業務の継続体制を強化するという観点から、市職員のデスク、またはここの本会議場の議席に、折り畳み式のヘルメットを設置してはいかがでしょうか。市当局のお考えを伺いたいと思います。

次に、備蓄品の周知についてですが、災害発生時に避難所で必要となるのが備蓄品です。地域住民の皆さんと1月に行った意見交換会、地元の豊岡分館だったんですけど、「当市の備蓄品は、どこにどれだけストックしてあるのか分かりやすく周知してほしい」とのご意見をいただきました。もっともだなと思いました。当市のホームページを検索してみましたが、確認できたものは令和3年時点の一覧でしたし、また、ネット検索をしない市民の方は閲覧できません。このようなことから、定期的に広報等で周知することが必要ではないかというふうに考えますが、市当局のお考えを伺いたいと思います。

この項目最後に、AEDへの三角巾配備についてお伺いたします。

自動体外式除細動器、いわゆるAEDについて、大仙市では平成19年から公共施設への設置を始め、現在150カ所、この間のお話では170を超えているようですが、これを超える施設へ設置していると認識しておりますが、非常時に、このAEDを使用する際、傷病者の胸部をはだけて電極パッドを貼り付けるため、女性に対して使用をためらうケースがあります。三角巾があれば、胸部を覆ってAEDを使用できる上に、止血や手足の固定などの応急手当にも役立ちます。このようなことから、市内の公共施設

に設置しているAED収納箱に、傷病者の胸部を覆う三角巾を配備してはどうかと考えるものですが、いかがでしょうか、市当局のお考えを伺いたいと思います。

2項目目は以上です。

○議長（古谷武美） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 秩父博樹議員の二つ目の発言通告であります「非常時への備え」に関する質問につきましては、総務部長に答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） 福原総務部長。

○総務部長（福原勝人） 質問の、非常時への備えについてお答え申し上げます。

はじめに、現在、避難所に指定されている小・中学校の数は、小学校が19校、中学校が10校、合計29校であり、これらの施設は全て耐震化済みとなっております。

避難所となる小・中学校体育館の空調設置につきましては、議員ご指摘のとおり、避難所の機能強化を図る上で検討すべき事項と捉えております。

また、文部科学省からも補助メニューが示されておりますが、補助要件として、既にその体育館の断熱性が完備されていること、あるいは空調設備と併せて断熱工事を行うことが必須となっており、多額の財政負担が見込まれるところであります。また、小・中学校の普通教室へのエアコン、冷房であります。エアコン設置は完了しているものの、理科室などの特別教室へのエアコン設置がまだであることや、校舎の老朽化に伴う整備が課題となっていることから、教育環境の改善と避難所の機能強化について、その優先順位も含めて検討してまいりたいと考えております。

次に、議員ご提案のヘルメットの設置につきましては、まずもって議員各位に対しまして、防災服などの装備の一つとして折り畳み式ではない通常のヘルメットを配付させていただきます。

また、議場においては、議会開会中に災害が発生した場合、議員のほか、市の幹部職員が一堂に会しているため、被災すれば議会機能と災害対策の中核機能の双方を同時に失う恐れがあることから、議席及び当局席全てに折り畳み式ヘルメットを配備いたします。

なお、職員へのヘルメット配付につきましては、今後の課題とさせていただきたいと考えております。

次に、備蓄品の周知につきましては、これまで市ホームページで周知しておりましたが、細かくて見づらいというレイアウトになっていたため、いったん取り下げておりま

す。今般、水や食料品、毛布等の主要品目の備蓄状況等が一目で分かる一覧表を作成いたしましたので、近日中に再度、掲載いたします。また、併せて年に1回は市の広報による周知も行いたいというふうに考えております。

次に、A E Dについてであります。現在、市では172の市関連施設にこれを配置しております。A E Dは、傷病者の素肌に直接電極パッドを貼る必要があることから、議員ご提案の三角巾配備により、救助の際、胸部を覆うことができ、胸部をはだけることをためらうようなケースも防げるものと考えます。また、三角巾は患部の止血や固定等にも活用できるため、応急手当の際に有効と思われますので、A E D収納箱、全てに三角巾を配備いたします。

以上です。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、6番。

○6番（秩父博樹） ありがとうございます。再質問です。再質問、はい。

まず冒頭、学校の耐震化については、中学校の10校、また、小学校の19校、29校全てが耐震化されていることで確認させていただきました。なので、今後心配されるのは、経年劣化によって強度が年々弱くなっていくとか、それぐらいという語弊あるかもしれませんが、そこなのかなというふうに思いますので、これへの対応については、今後ご留意をお願いしたいと思います。

体育館の空調設備については、断熱性の完備が必要ということで、今現在はすぐに設置というのは難しいのかなというふうに伺ったところです。さっき全国のデータ等お伝えさせていただいたところですけど、これ秋田県内全域においても、これ全部で365校あるみたいです。そのうちで空調配備できているのが6カ所だけということで、1.6パーセント、全国と比較してもかなり低い数字というふうになっているようです。さっき総務部長からあったように、大きな財源が必要になるというのがすごくネックだと思いました。ただ、そうなんですけど、そのとおりなんですけど、ただ、どっか1カ所、今後計画を考えていかないと進まないんじゃないかなというふうに、ちょっとそこが自分心配しております。なので、さっき学校統合の話、石塚議員の方からあったところですけど、この学校統合の将来像というのにも勘案しながら、設置してすぐ使わなくなったということのないように、勘案しながら、将来的には廃校にならないって見込ま

れる場所、もしくは今後、例えば公共施設等総合管理計画の見直しというのを今後行われていくと思います。その中で、現存の体育館、今の体育館が集約というのも考える場面がこれから出てくると思います。そこで新設される体育館があった場合、そこには最初からこの断熱機能がある体育館というのも考えることできるかと思いますので、その点も含めて今後ご検討いただきたい、ご検討いただければというふうに思います。この点についても今現在の考え方でいいですので、その辺ご答弁いただければと思います。

あと、業務継続体制については、先ほどヘルメットの設置、すぐ判断いただけると思わなかったのも、ちょっとびっくりしたところですけど、よかったです。よろしくお願いいたします。

あと併せて、職員の方々の机に今後検討、今決断できないという状況だったと思いますが、職務の邪魔にならない折り畳み式であれば各デスクに配備していただければというふうに思いますので、それこそ緊急時にはしっかり頭を守ってもらって、その後の業務に支障のないように、業務が継続できる体制と、今よりも強化するという観点で設置に向けて検討いただければなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、備品の周知については定期的に実施するというご答弁いただきました。よろしくお願いいたします。

また、年に1回、基本ということですが、例えば大きな出し入れがあった場合も周知が必要かと思いますので、ちょっとその点も含めて検討いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

あとそれからAEDへの三角巾の配備についても実施いただけるということで、ありがとうございます。その上で、これできれば色付きのものの方が好ましいかと思います。白色だと、どうしても透けてしまう可能性があるのも、色付きのものだとなかなか透けにくい、透けにくい素材で考えていただければと思いますので、ちょっとその点も含めてご答弁いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。福原総務部長。

○総務部長（福原勝人） 秩父議員の再質問にお答え申し上げます。

まずはじめに、空調の設置の件でございますが、この地域柄と申しますか、恐らく暖房の方については設置型、あるいは移動型ということである程度といいますか本当に温かいのかどうかは断熱性に左右されるわけですが、暖房器具はございます。した

がって、いわゆる夏場の冷房ということで、これまでは比較的地域柄、過ごしやすかったのではないかということもあろうかと思いますが、昨今のあの夏の状況を見ますと、やはり看過できない状況にあるというふうに考えております。したがって、この点についても先ほどご答弁申し上げましたとおり、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、職員のヘルメットについては、もちろんあるに越したことはございませんけれども、やはり数が数だけに、すぐに結論を出せる問題ではございませんので、もう少しお時間をいただきたいということ、それから、備蓄品の周知、大きな変更があった時、そういった場合もということで、これはもちろんやらせていただきたいと思います。

それから、三角巾については、私の頭では三角巾は白い物というふうな固定観念がございます、色付きのものがあるとは存じませんでした、正直な話。そこら辺も色付きであれば、要は透けないような素材のものというふうな観点から検討させていただきたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、6番。

○6番（秩父博樹） ありがとうございます。それで、その避難所の、今どこにするって決まっているわけでもないんですけど、今後、ただ、この先検討する時にですね、要は停電時にも使えるようなものということで検討いただければというふうに思います。要は電力で動くものだと、停電していると使えないということになりますので、ちょっとこれについてもいろいろ調べてみたところですけど、ガスヒートポンプ方式、これであれば停電しても使える、なので非常時でも避難所生活のこの質の向上につなげることができるというふうに考えますので、この角度で検討いただければなど、まだ検討もしていない段階で言うのもなんですけど、そういう方向で検討いただければなどというふうに思います。

冬は暖房入れるとけがが減ると。夏は熱中症を防ぐことができるという、こういう観点からも設置に向けて検討いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

2項目目は以上で終わります。

○議長（古谷武美） 次に、3番の項目について質問を許します。

○6番（秩父博樹） 3項目目に、子どもを被害者にも加害者にもさせないアプリの活用

について伺いたします。

この10年ほどでスマートフォンの世帯保有率は、9.7パーセントから88.6パーセントと著しく増加しました。これは総務省からの情報ですけど。このスマートフォンの普及によりSNSの利用者が増え、近年では撮影した写真や動画をSNS等のアプリを通じてインターネット上でシェアすることが定着してきました。スマートフォン保有率の高さは子ども社会にとっても例外ではなく、内閣府の調査によると、子どもが自分専用のスマートフォンを利用している割合は、小学生が64.0パーセント、中学生が91.0パーセント、高校生が98.9パーセントとなっております。この同調査によると、「インターネットを利用しているインターネット接続機器」のいずれかの機器で撮影や作成、記録をすると回答した青少年、この調査では1,143人が対象となっていたようですけど、配信したことがあるかを聞いた結果、小学生は17.9パーセント、中学生は20.3パーセントとなり、高校生になると27.9パーセントという結果でした。

このように子どもにとって身近なスマートフォンでの写真・動画撮影とSNSの投稿ですが、個人的な情報を公開する行為であることから、保護者も子どもと一緒に様々な危険性があることを理解する必要があります。インターネット上での自撮り写真・動画の共有に潜む危険は、子ども自身が被害者になることも加害者になることも想定されます。近年では、学校配付の学習用タブレット端末による自撮りや盗撮による問題も全国的に見受けられます。SNSなどを通じて、子どもたちに裸や下着姿などを「自撮り」させる手口が全国的に広がっていますが、こうした子どもによる性的な自撮りに関する被害が増える中、令和3年秋、愛知県警、これ愛知県警です。秋田県警じゃなくて愛知県警が被害を防止する策について、起業家を育成するプロジェクト団体に相談をしました。参画されていた藤田医科大学が名乗りを上げ、産官学の連携の下、AI＝人工知能を利用して被害を防止するアプリが開発されました。このアプリは子どもを守るという意味から「コドマモ」と名付けられています。この「コドマモ」は、子どもが自分のスマートフォンで裸や下着姿などのわいせつな画像を撮影・保存した際、AIが撮影データを判別し、画像を削除するよう促す通知が表示されるとともに、保護者にも通知されるというペアレンタルコントロールができるシステムです。AIはサーバーを介さず、端末上で完結するため、画像は端末の外に共有されることはなく、プライバシーは保護されます。このアプリはスマートフォンにインストールすることで画像フォルダとアプ

リが連携し、撮影データが画像フォルダに保存される際にＡＩが判別するため、あらゆるアプリ内の機能による撮影画像に対しても、判別可能というふうになります。また、子どもが今どこにいるのかリアルタイムで位置情報の確認ができ、このアプリは昨年３月より無料配信が始まっており、また同月には、国連のイベントでも社会課題を解決するアプリとして紹介されています。

昨年７月、全国で最も平均年齢の若い長久手市の中学生を対象に、この「コドマモ」アプリを使い、実証実験が行われました。長久手市の三つの市立中学校に対し、愛知県警は市と協働で、７月１０日から３カ月間、市内の中学校の生徒およそ２千人を対象に、この「コドマモ」の利用を勧めて、アプリの有効性や親子関係の変化などの効果について検証が行われました。子どもたちが心豊かに健やかに育つためにも、犯罪に巻き込まれる危険性を遠ざけ、トラブルを未然に防ぐ手立てを講じることは重要なことであると考えます。

そこで、本市においても、この子どもを守るために開発されたアプリ「コドマモ」の周知・啓発を行ってはどうかと考えますが、いかがでしょうか。市当局のご見解を伺います。

以上です。

○議長（古谷武美） ３番の項目に対する答弁を求めます。伊藤教育長。

○教育長（伊藤雅己） 秩父博樹議員の三つ目の発言通告であります「子どもを被害者にも加害者にもさせないアプリの活用」に関する質問につきましては、教育委員会事務局長に答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） 山信田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山信田浩） 質問の、子どもを被害者にも加害者にもさせないアプリの活用についてお答え申し上げます。

子どもを守るために開発されたアプリ「コドマモ」の周知・啓発についてであります。現在、本市の全ての小・中学校において年１回以上、児童・生徒や保護者を対象とした講演会を実施するなど、ネットトラブルや被害に遭わないための注意事項等について学ぶ機会を積極的に取り入れております。また、市教育委員会では、青少年の健全育成を目的に設置された「青少年育成大仙市民会議」と連携して、ＳＮＳルールを掲載したシールを中学生に配付するなど、様々な啓発活動を行っております。加えて、幼い頃からスマートフォン等に触れる機会が増えていることから、就学時健診時に開催してい

る子育て講座では、保護者を対象にスマートフォン利用の注意事項について学ぶ機会を設けるなど、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりに努めております。

議員ご提案の「コドマモ」等スマートフォン用アプリの活用は、子どもたちの健全育成のために有効な手段の一つと考えております。こうした情報につきましては、引き続き社会の動向を踏まえ、県や関係機関と連携しながら、機会を捉えて児童・生徒や保護者等に情報提供してまいります。

以上でございます。

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、6番。

○6番（秩父博樹） ありがとうございます。社会の動向を踏まえということですので、今、周知には至らないのかなというふうに、そういうふうに捉えたところです。アプリそのものが新しいアプリですので、そういうお答えだったのかなというふうに思いますけど、ただ、今現在そのSNSの普及で子どもたちには、ちょっと昔は考えられないようなスピードで今進んでいますので、なので被害者、加害者が出る前にという思いで、それでちょっと早めに取り上げさせていただいたところです。

ちなみにですけど、今現在、当市の中で、例えば被害者が出たとか、加害者が出たとか、ちょっとそういう情報ってあるものかないものか、もし分かれば教えていただければと思います。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。山信田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山信田浩） 秩父博樹議員の再質問にお答え申し上げます。

この令和5年4月から本日までの間に、こういった映像・画像等による小学生、中学生が事件に巻き込まれるというような事案は発生しないものと承知しております。

以上でございます。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 6番。

○6番（秩父博樹） 今のところ当市では、そういう事案は聞こえてきていないということ、安心したところです。

無料で既にダウンロードできるようになっていますので、期を逸せず周知していた

だけばと思いますので、そこをお願いしまして私からの質問を終わりたいと思います。
ありがとうございました。

○議長（古谷武美） これにて6番秩父博樹議員の質問を終わります。

【6番 秩父博樹議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、11番橋本琢史議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、11番。

【11番 橋本琢史議員 登壇】

○議長（古谷武美） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○11番（橋本琢史） 新政会の橋本琢史です。通告のとおり質問させていただきますので、市長をはじめ当局のご答弁をよろしくお願いいたします。

当市における「空き家対策について」お伺いいたします。

平成17年3月22日に8市町村が合併し、大仙市が誕生し、19年が経過しようとしており、来年度は節目である20年を迎えようとしております。

合併時の平成17年3月末時点での人口は9万6,059人、世帯数で3万206世帯でありましたが、令和6年1月末時点での人口は7万5,080人、世帯数で3万1,590世帯であります。人口は2万979人と減少しておりますが、世帯数は1,384世帯増加しております。

人口減には様々な要因がありますが、少子高齢化等による自然減、市外等への転出による社会減に歯止めがかかっておらず、減少が続いております。しかし、世帯数は増加傾向にあり、核家族世帯の増加が大きな要因であり、大曲地域の中心部及び近郊では増加しており、郊外の親元を離れ新たにできた世帯であります。しかし、郊外で暮らす両親が高齢者世帯となり、老人福祉施設への入所や亡くなったことによる空き家が多くなってきております。

全国的にも空き家問題が重要視されるようになり、個人の問題でもありながら、自治体の問題として大きくなってきております。想定される問題として、地域住民が懸念していることは、「風景・景観の悪化」、防災や犯罪機能の低下として「倒壊・崩壊」「屋根・外壁の落下」、火災発生の恐れ及び犯罪の誘発が考えられます。居住目的のない空き家は今後も増加することが推移されております。

空き家問題を管轄する国土交通省では、平成26年に施行された、空家等対策の推進

に関する特別措置法の基本的方向性として３項目あり、活用困難な空家の除去等の取組みを加速化・円滑化、「空家をなるべく早い段階で活用する」との考え方を基本とし、所有者や活用希望者の判断を迅速化する取り組みの推進、特定空家等の状態になる前の段階から有効活用や適切な管理を促進し、地域経済等の活性化につなげるとしております。

大仙市では、国の措置法の施行前の平成２４年１月１日より「大仙市空き家等の適正管理に関する条例」を施行しており、いち早く取り組んでおり、また「大仙市空き家等対策計画」も策定しており、空き家問題の重要性を認識し取り組んでいることは素晴らしいことであり、「空き家等解体事業補助金」「空き家バンク制度」「空き家管理サービス」などを実施しております。空き家の適正管理を促すため当局では条例第６条２の実態調査に基づき、情報提供や職員が巡回し状況確認、調査をしていることと思います。

そこで一つ目としてお伺いしますが、現在市内の空き家は何件あるか。また、その中でも倒壊の危険性が高い危険空き家は何件あるか、教えていただきたいと思います。

危険な空き家の所有者に対し、助言や指導を行い適正な管理を促していることと思いますが、中には相続登記がなされておらず所有者が不明、相続放棄、抵当権の問題などの空き家もあり、苦慮していることと思われます。令和６年４月からは相続登記が義務化となりますので、以前のように所有者不明の空き家がなくなることを期待しております。

現状では危険な状態での周囲への影響を及ぼしているものや周辺住民から苦情のあるもの、利活用が難しいものは「空き家等解体事業補助金」の活用を勧めており、令和４年度実績では９４件で６，１７０万２千円、令和５年度９月補正予算後で９５件で５，７８０万円を歳出しており、解体件数及び補助金額も年々増加しており、空き家件数は減少で推移しております。

しかし、前段でもお話をしたとおり、危険や迷惑な空き家で所有者が不明もしくは解体をする意思がないものもあり、隣接住宅や自治体で困惑しております。自然災害や雪害での倒壊、強風での屋根の飛来、冬場は除雪がされず道幅が狭くなり、交通の妨げや、近年で多く出没するようになったクマの住みかとなることを懸念するなど、市民の安全・安心を脅かしております。昨年１２月１３日には改正法が施行され、「活用の拡大」「管理の確保」「特定空家等の除去等」の３本の柱で、総合的に対策を強化することを目的としております。倒壊の危険性が高い「特定空き家」の前段階となる物件を新たに

「管理不全空き家」とし、状態が悪化する前に活用や解体を促すこととなっております。また、改善指導に従わず勧告に至ったときは、特定空き家と同様に固定資産税の軽減対象から外すとなっております。

「大仙市空き家等対策計画」の第10章に記載のとおり、大仙市も法改正を踏まえ「大仙市空き家等対策計画」の見直しを行うべきであり、大仙市空き家等対策協議会内で検討しているかお伺いいたします。計画を見直した上で「危険空き家」「管理不全空き家」をそれぞれ認定し、その認定件数も年間目標を立て、所有者への指導を強化することを提言いたします。

指導を強化したにもかかわらず、市長からの助言または指導、勧告に従わない所有者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう命令できることとなっております。その命令を受けた所有者が当該命令に従わない場合は、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められた場合は、行政代執行法により行うこととなっておりますが、現在までに代執行した空き家があるかお伺いいたします。また、代執行予定、または見込みの空き家もあるかも併せてお伺いいたします。

次に、空き家バンク制度についてご質問いたします。

空き家対策で重要なのは、空き家となる前からの取り組み、また、空き家を放置することなく管理してもらい、利活用してもらうことです。住宅は空き家となり居住しなくなると、住宅内外を含め傷みが早くなります。所有者や相続人が適正な管理ができない場合、大仙市では「空き家管理サービス」を行っており、危険空き家にならないような取り組みを行っております。

空き家バンクの運営方針は、地域活性化を図ることと併せて移住・定住の促進を目的としております。県外から移住される方を応援するため支援制度も行っておりますが、利用状況はどうなのでしょう。市のホームページには、空き家バンクに登録されている住宅が掲載されており、周知しているようです。また、全国版空き家バンクの2事業者のホームページへも掲載しておりますが、どちらも1物件しか掲載しておらず、県外からの移住・定住者を推進する意欲が感じられません。県外から移住を希望している方は、全国の様々な物件を見比べ検討していると思いますし、最初から大仙市に移住を希望している方は少ないと思われます。移住目的には観光、子育て支援、田舎暮らしなど様々あり、他県や他市町村と比較しておりますので、県内のみならず県外の方への周知を徹底していただきたいです。

空き家バンク制度は危険空き家にならないよう重要な活用方法ですので、登録件数を増やし、利用希望者が閲覧しやすいよう様々な媒体を通じ発信し、周知していただくことを望みます。

そこでお伺いしますが、空き家バンク制度が始まってから登録された空き家は何件あり、そのうち、利用希望者と契約となった空き家は何件あるかお伺いいたします。

なお、この制度を利用し、県外から移住された方は何世帯いるかも併せて教えていただきたいと思います。

以上の４項目についてのご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） １番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 橋本琢史議員の「空き家対策」に関する質問につきましては、総務部長に答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） 福原総務部長。

○総務部長（福原勝人） 橋本琢史議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、空き家対策についてであります。はじめに、空き家の現状及び「危険空き家」につきましては、現在、市が把握している空き家の総数が１，１６５件となっており、そのうち５３件が周辺に悪影響を及ぼす可能性の高い「危険空き家」として認定しております。

また、今年度の空き家解体件数は、１１０件となっており、そのうち８７件が空き家等解体補助金を利用しております。

しかし、一方で新規の空き家が１０５件確認されておりました。空き家の総数は近年横ばい状態となっております。空き家の実数調査につきましては、職員及び会計年度任用職員による全市調査や市民からの情報を基に、既存の空き家の状況確認や新規空き家の登録作業など毎年更新しております。

次に「大仙市空き家等対策計画」の見直し及び検討につきましては、昨年１２月に法改正となった空家等対策の推進に関する特別措置法で定義された「管理不全空き家」の所有者には、以前から大仙市空き家等の適正管理に関する条例に基づき適正管理に関する通知を送付し、管理の改善を促しております。ただ、「管理不全空き家」に対する固定資産税の住宅用地特例の解除につきましては、新たに計画や条例等において明記が必要であるため、今後、見直しや改正を行ってまいります。

次に、行政代執行の実施につきましては、本市ではこれまで３件実施しております。

これは法改正以前の当市の条例に基づき、行政代執行法に従って行っております。

また、今後につきましては、今のところ予定はございません。

次に、空き家バンクにつきましては、空き家の所有者が売買または賃貸を希望する物件の情報を登録し、その情報を空き家の利用を希望する方などに紹介する制度であり、全国の多くの地方公共団体で設置されております。また、その目的は、主に空き家の有効活用による地域の活性化、移住・定住の促進であります。

本市では、空き家バンクを平成24年5月に設置し、令和3年度までの10年間で37件の登録がありましたが、他市と比べて数が少なかったことから、令和4年9月1日から登録条件の緩和や利用者登録の廃止のほか、宅地建物取引業者による代理申請を可能にするなど、制度を改正しております。

これにより、今年度は11件の登録があり、令和6年2月末までに50件の空き家が登録されております。このうち契約に至った空き家は41件であり、残る9件については、4件が所有者の都合による登録の取り下げ、残る5件が現在の登録物件数となっております。

また、県外の方により契約に至った物件は7件、7世帯であります。

空き家バンク制度は、空き家の利活用として有効な制度でありますので、議員ご指摘の点も踏まえ、今後はさらに周知を徹底し、登録件数の増加に向けて取り組むとともに、全国版空き家バンクのほか様々な媒体を活用して、多くの方の目に触れる機会を増やしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、11番。

○11番（橋本琢史） ご答弁ありがとうございます。まず、今の現状を確認をさせていただきましたけれども、今回の法改正については、まずはその危険な空き家を未然にまず防ぐというのが狙いだと思います。ですので、まず大仙市では、今もう取り組んでいるというご答弁でしたので、今後も引き続きよろしくお願ひしたいと思っておりますけれども、まずはじめに再質問ということで、ただ今大仙市の中では危険な空き家が53件あるということをお聞かせ願ひしましたけれども、その53件が固定資産税の減免の対象となっているのかを、まずお聞きしたいと思ってございます。

それに伴いまして、やはりどうしても危険な空き家を出さないというのが大前提だと思っております。その中で重要なのは、やはり空き家の利活用、あとは管理、あと管理できないものは、やはり解体を促すということであります。先ほどのお答えにもありましたとおり、補助金なりを活用しても新たに増えてくるという部分で、横ばいの状態ありますので、やはり未然に防ぐということが重要だと思いますけれども、それを出さないためにも各関係機関、あと関係部署同士の連携が重要となってくると思います。その中でのやはり情報の共有、あとは連携の部分で、市の方でも「大仙市空き家等対策協議会」や「大仙市空き家等庁内検討会」を組織化し、その中で様々な検討会や協議をしているということになっておりますけれども、会議がほとんど開催されていないということをお聞きしております。空き家対策を強化するに当たり、このような現状では連携も取れておらず、^{しんし}真摯に取り組んでいるとはいえません。空き家になる前の相談機能、管理を適正に行うための啓蒙活動など、初期の対応が危険空き家を作らない重要な対策だと認識しておりますので、今回の法改正も踏まえ、検討会で協議すべきではないでしょうか。

現状では危険を伴う空き家件数が多数あると思いますし、今後も増える見込みであります。それに伴い、空き家の解体事業補助金の申し込みも増加する見込みとなっておりますけれども、所有者が不明などといった空き家は、外壁が崩落し、1階部分が崩れ落ち、トタン等がバタバタと音を立てている危険な空き家も散見されます。そのような空き家と隣接している住民の方々は、日々、不安の生活を抱えており、危険と隣り合わせで暮らしております。市民の方々の不安と安全を守るためには、連携が重要であることを認識しながら、庁内検討会を開催していない理由をお伺いしたいと思います。

また、空き家への対応を、大仙市では今後どのように対応していくかなど、協議会や検討会を随時開催すべきだと思いますので、今後の検討会の在り方や具体的取り組みについて検討し、対策へどのようにつなげていくかも併せてお伺いいたします。お願いします。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。福原総務部長。

○総務部長（福原勝人） 橋本議員の再質問にお答え申し上げます。

まずもって現在、市が危険空き家として認定している53件、これの固定資産税の特例が解除されているかどうかという点でございますが、この点につきましては、現在、大仙市の条例に基づいて危険空き家と申し上げております。法改正後の管理不全空き家

という位置付けにはなっておらないため、現在これについて法に基づいてこの措置の解除をするということはやっておりませんので、現在のところはそのままということでございます。

それから、協議会、あるいは検討会がほとんど開催されていないというご指摘でございますけれども、当該組織につきましては、令和３年度に実質的に設置いたしまして、空き家対策の制度構築、こういったこともご議論いただいております。そうしたことで、これまでは年１、２回、まだ２、３年しか経っておりませんので、年１、２回のペースで開催してきたところでありまして、この回数自体につきましては必要十分であったというふうに認識しております。

ただ、昨年１２月の法改正を踏まえまして、直ちに検討会で協議すべきではなかったかというご批判につきましては、真摯に受け止めております。今後、可及的速やかに取り組んでまいりたいと考えております。

また、今後の検討会の在り方などにつきましては、今回のような法改正などの特殊な事情があった場合には随時開催するなど、状況の変化に時期を逸することのないよう対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく今後ともご指導方お願い申し上げます。

以上です。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、１１番。

○１１番（橋本琢史） ありがとうございます。今言われたとおり、やはり昨年の１２月、法改正行われておりますので、即時やはり協議会なりでもんでもらうというのが重要だと思いますし、空き家問題がどれだけやっぱり問題の大きさということをやっぱり認識してもらいたいなと思ってございます。そのためにも協議会をその都度開催をさせていただいて、庁内で連携を取りながら真摯に対応に当たっていただければなと思ひまして、質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（古谷武美） これにて１１番橋本琢史議員の質問を終わります。

【１１番 橋本琢史議員 降壇】

○議長（古谷武美） 一般質問の途中ではありますが、この際、昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後１時といたしますので、よろしくお願いします。

午前 11 時 59 分 休 憩

午後 0 時 59 分 再 開

○議長（古谷武美） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、1 番大山利吉議員。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、1 番。

【1 番 大山利吉議員 登壇】

○議長（古谷武美） はじめに、1 番の項目について質問を許します。

○1 番（大山利吉） しばらくの一般質問でありますから、とりとめのない質問も多々あるかと思えます。何とかご容赦のほど、よろしくお願いいたします。

3 項目につきまして、質問やら私見を交えながらひとつお尋ねをしてみたいと思いますので、しばしの間、お付き合いのほどよろしくお願いいたしますと存じます。

市長、トイレトレーラーですか、大変被災者の方々から喜ばれておりました。報道で見た限りであります、やっぱり物事、着眼でないかなとつくづく感じた次第であります。

2050 年、今から 26 年後のことではありますが、大仙市の人口が 4 万 4 千人ぐらいと推定されております。合併以来 19 年になりました。この間、様々な公共施設が統廃合を繰り返し、今日に至っております。廃止となりました施設には、有効活用されておるもの、あるいは活用されていないものありますが、全くそのままという施設も見られます。

そこで質問させていただきますが、令和 7 年度で廃止となります仙北学校給食センターであります、何か再利用されるものでしょうか。見通しがあるとすればお知らせいただきたいと存じます。

次に、仙北中学校の旧合宿所の件についてお尋ねしたいと思います。

大変古い話で恐縮でございますが、多分平成 28 年頃だったでしょうか、解体するというお話が進んでおったわけですが、当局から、花火に関する資料を保存するという事で中をリフォームしたということがありました。資料を展示する建物が完成したならば、合宿所は解体するということでありましたが、平成 30 年にはなび・アムが完成いたしました。仙北中学校旧合宿所の件は、その後 6 年間の歳月が今日まで流れており

ます。何ら進展はありません。この後どのような状況になっていくのでありましようか、よろしくお願いを申し上げますとともに、今定例会に廃止条例案が上程されております武道館の件であります、県道から２メートル５０ぐらいの距離のところにある建物であります。これも併せてひとつ見通しをお聞かせいただければありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） １番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 大山利吉議員の一つ目の発言通告であります「公共施設の再編と再編後の施設の活用と整備」に関する質問につきましては、総務部長に答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） 福原総務部長。

○総務部長（福原勝人） 大山利吉議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、公共施設の再編と再編後の施設の活用と整備についてであります、はじめに、令和７年度をもって廃止予定の仙北学校給食センターの活用につきましては、用途廃止後の方針が現時点では未定であり、今後、給食センターの統廃合計画の進捗に合わせて、教育委員会と市長部局とで、その方針について検討してまいります。

市では、用途廃止後に他の行政目的への転用の予定がない施設については、公募による売却を基本としながらも、物件の特性に応じた利活用による財産処分に努めているところであります。活用方法の検討においては、地域や民間事業者等からの意見や提案を把握するため、広く情報収集を行いながら、財政負担の軽減及び早期の財産処分を目指し、取り組んでまいります。

次に、仙北中学校旧合宿所及び武道館の早期解体についてであります、市では施設の解体につきまして、解体予定施設のアスベスト調査等を実施するなど事業費の精査を行うとともに、隣接地や周辺へ及ぼす影響の程度なども考慮しながら、解体による財政負担が平準化するよう推進しているところであります。

質問の旧合宿所については、用途廃止後、平成３０年度まで花火資料保管庫として使用され、現在は普通財産となっており、本年度に解体実施設計を行っております。

仙北武道館につきましては、施設の経年劣化に伴い利用者の安全が確保できない状況となっていることを踏まえ、今次定例会において当該施設の廃止に係る条例案を上程しており、議決をいただき次第、施設の解体実施設計に着手し早期解体を目指してまいります。

また、解体に当たりましては、仙北中学校と隣接していることを踏まえ、生徒や保護者等の安全確保と周辺環境に与える影響等に最大限配慮しつつ、両施設の解体工事の一括発注など最も効率的かつ合理的な手法を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、1番。

○1番（大山利吉） ありがとうございます。本当は原稿にまだまだこの合宿所について書きまして、通告いたした次第でありますけども、きれいになっておりました。通告の文書を出した次のあたりですか、大変きれいになっておりましたので、割愛をさせていただきました。本当にありがとうございました。

今、公募等によっていろいろ民間から活用していただきたいという部長のご答弁でございました。もっともでございます。ぜひともですね、各方面の方々からたくさん利用していただければ大変ありがたいことだと思っております。

タマネギ、キャベツ、ジャガイモ、ニンジン、大根、これは給食センターで最も使用されている野菜だそうであります。どれも身近で、それぞれのご家庭で栽培されております。ところが、冬場、春先になりますと、その野菜も値段が高騰し、身近ではなくなってまいります。野菜を長期保存するには、それぞれの野菜に合った温度と湿度が必要だそうであります。いかながなものでございましょう。廃止となりますセンターに、その部屋を作って、統合される園で調理する170人前後の材料としたらいかがでありますでしょうか。でき上がった給食を園児たちに食べる時に、これはお父さん、お母さん、また、おじいちゃん、おばあちゃんが作った野菜なんだよと、食育の一丁目一番地だと私は思います。誰が経営するのか、採算が取れるのかは後々の話として、まず調査研究などしてみたいかながなものでございましょうか、お願いいたします。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。福原総務部長。

○総務部長（福原勝人） 大山議員の再質問にお答え申し上げます。

ただ今、議員から、地場産野菜の貯蔵施設としての利活用のご提案がございました。市では、公共施設や用途廃止された施設の新たな運営手法や処分方法を検討するため、これまで民間事業者から様々な提案や意見を伺うサウンディング型市場調査というものを行っておりまして、これまで11施設に対して15の提案を受けておる状況でござい

ます。

仙北学校給食センターにつきましても、給食センターの統廃合計画の進捗に合わせまして、譲渡や解体のほか、施設の特性和地域環境、あるいは、今、議員のご提案の中では多分食育といった観点もあろうかと存じます。こういったところも含めまして、広くアイデア、あるいは意見を求めまして施設の有効活用案についても併せて検討してまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

○1番（大山利吉） ありません。

○議長（古谷武美） 次に、2番の項目について質問を許します。

○1番（大山利吉） 次に、高齢者や障がい者に配慮した公共施設のきめ細やかなバリアフリー化について伺います。

人生100年時代に突入いたしました。定年延長などによる雇用環境の整備が進んだことも相まって、65歳を過ぎても働く人が増加を続けております。

一方で健康状態は個人により異なりますが、年を重ねるごとに運動機能は低下し、足腰に大きな負担がかかってまいります。階段の上り下り等が、多かれ少なかれ日常生活に何らかの影響が生じてまいります。

ある団体の表彰を受けられた経験の方のお話ではありますが「表彰していただけることは大変ありがたいが、壇上に上る階段に手すりがあればもっとありがたい」「介添えしていただけるのもありがたいが、申し訳なくて」とお伺いしております。このバリアフリー化について質問をさせていただきます。

市の施設においては、国のバリアフリー法や県のバリアフリー社会の形成に関する条例の定めに基づき、バリアフリー化が進められているものと承知しておりますが、大曲市民会館、ふれあい文化センタードンパル、和ピアなど、ステージが設置されている施設を中心に、今一度各施設を点検していただき、手すりの設置を望むものであります。些細なことかもしれませんが、ほんの少しの配慮、あとちょっとの気遣いが、誰もが自分らしく安心して暮らし続けることができる人生100年時代にふさわしい大仙づくりにつながるものと考えますが、ご所見を伺います。

○議長（古谷武美） 2番の項目に対する答弁を求めます。伊藤教育長。

○教育長（伊藤雅己） 大山利吉議員の二つ目の発言通告であります「高齢者や障がい者に配慮した公共施設のきめ細やかなバリアフリー化」に関する質問につきましては、教

育委員会事務局長に答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） 山信田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山信田浩） 質問の、市民会館壇上への舞台階段の手すりの設置についてお答え申し上げます。

現在、大曲市民会館の大ホール・小ホール、中仙市民会館、協和市民センター、仙北ふれあい文化センターの計五つのホールに移動式舞台階段が設置されております。各種イベントでステージの上り下りをする際には、状況に応じて主催者が登壇者を補助するなどの配慮をしております。金婚式や出初式、各表彰式においては、ご高齢の方々や身体の不自由な方が客席より壇上へ上り下りをする場面があることから、議員ご指摘のとおり、手すり設置の必要性を感じております。

手すりの設置に当たっては、強度や耐久性、舞台演出への影響等を確認した上で、着脱式をはじめ様々なタイプの手すりの情報を収集する必要があります。安心・安全に舞台階段を上り下りすることができるよう、各ホールの利用状況に応じた手すりの設置を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、1番。

○1番（大山利吉） いやあ、どうもありがとうございます。教育者の方から、まさか手すりの方まで本当に恐縮でございました。ひとつご期待申し上げますので、よろしくお願いいたします。終わります。

○議長（古谷武美） 次に、3番の項目について質問を許します。

○1番（大山利吉） 次に、大仙市誕生20周年記念事業につきましてお伺いをいたします。

月日の流れは早いものでございます。大仙市が誕生いたしましてから20年の節目を迎えようとしております。民法上の青年年齢は引き下げられましたが、この20周年という節目は、人生でいえば社会的な権利を獲得し、あらゆる義務と責任が伴うようになる重要な年であります。これまで5周年、10周年、15周年と、それぞれの節目にふさわしく、大仙市のさらなる発展と飛躍を誓う決意の年として、また、15周年はコロナ禍であり、この20周年記念事業は、老松市政にとっては本格的な周年記念行事では

ないでしょうか。どうぞ前例にとらわれることなく、市民の心に深く刻まれるような記念事業を企画していただきたいと思いますが、当局の取り組みを伺いたいと存じます。

○議長（古谷武美） 3番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 質問の、大仙市誕生20周年記念事業についてお答え申し上げます。

先の施政方針演説におきまして申し上げましたとおり、大仙市誕生20周年の節目を、市民の皆様とお祝いし、喜びを分かち合うとともに、これまでの歩みを振り返り、ふるさとへの誇りと愛着、そして地域の絆を深め、さらなる飛躍と発展に向けて新たな一歩を踏み出す、覚悟と決意の機会にしたいというふうに考えております。

こうした考えの下、来年の合併記念日に向け、市全体の機運を高める「機運醸成」に係る取り組みや、市勢発展にご尽力をいただいた皆様を表彰する「記念式典」、市全体で20周年の節目を祝い、市民の皆様一人一人がまちづくりに関心を持ち参画する機運を高める「関連事業」及び20周年記念事業の記憶を紡ぐ「アフターイベント」の四つの取り組みを柱に、「20周年メモリアルイヤー」と銘打ち、令和6年度から令和7年度にかけて記念事業を展開してまいりたいと考えております。

とりわけ関連事業につきましては、多くの市民の皆様により20周年記念の節目を実感していただけるよう、各地域で開催される文化祭や花火大会、及び身近な行祭事などを中心に、地域協議会や実行委員会をはじめとした皆様との共創により、20周年記念を冠した事業を企画・実施するなど、これまでの周年記念事業にはない新たな取り組みも念頭に、市民の皆様の印象に深く残る事業を検討してまいります。

また、こうした企画の検討に当たっては、市の将来を担う若い世代のまちづくりに対する興味や関心を喚起し、主体的かつ積極的に参画する機運を醸成するため、若い世代の目線を最大限取り入れるとともに、多くの子どもたちが参加できるよう事業の具体化を進め、然るべき時期に、議員の皆様にお示ししたいというふうに考えております。

【老松市長 降壇】

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、1番。

○1番（大山利吉） ありがとうございます。ご答弁を勝手に解釈させていただきますと、通年20周年記念事業と解釈いたします。1年間通して、3月22日ばかりじゃな

くて、1年間通して取り組んでいくというふうに解釈をさせていただきました。全く素晴らしいことと思います。

ひとつ私の思いでございますが、オリンピックに出場する方、それから、箱根駅伝3年続けて力走した方、それから、全国高校女子バレー優勝のキャプテン等々、これらの方々が大仙市出身であります。どうぞこの20周年記念の一環としてですね、一堂にというとそれぞれ日程があるかと思いますが、ひとつお招きをして、市民の方々と、あるいは青少年の方々と、ふれあいする場所を設けていただければ大変ありがたいなと思っております。

それから、友好交流都市であります宮崎市、座間市、宮古市さんの方々から、3市合同の物産展を然るべき何かと併せて物産展を開催していただいたらどういうものでしょうかと。

それからもう一つ、消防音楽隊、大変立派になりました。どうでしょう、市内の中学校の吹奏楽部と合同の、それこそ20周年記念として消防音楽隊、中学校の吹奏楽部、一同のひとつ演奏を聴いてみたいもんだなと、こういうふうに思っておりますので、ひとつここら辺の取り組みをお願いしたいと思います。ご所見伺います。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 大山議員の再質問にお答え申し上げます。

ただ今、3点ほどご提案をいただきました。

まず、大仙市出身の若きアスリートの皆さんを招いてのトークショーといいますかね、大変素晴らしい企画ではないかなと思っております。特に子どもたちに、そうした素晴らしい大舞台を経験された方、それから、夢や希望に向かって頑張っている姿をですね、そうしたお話を子どもたちにお話していただければ、これはね、素晴らしい大きな一歩に子どもたちのなるんではないかなという感じがしますので、ぜひ関連事業の一つとして実現に向けて調整していきたいと。日程調整とかね、あるかと思いますが、頑張りたいというふうに思います。

それから、友好交流都市を招いた3市合同の物産展といいますかね、こういうことは、ちょうど座間市とは友好交流都市締結10周年に当たり、10周年の時に締結を結びましたのでね、そういったこともあって黙っているわけにはいかないなと思っていましたので、今、お聞きしました3市合同のね、物産展、大変素晴らしい、これもね、企画ではないかなというふうに思っております。さらなる交流の進化といいますかね、交流を

広げてまいりたいという意味からも、素晴らしいことだと思います。

それから、最後に消防団音楽隊、それから小・中学校の吹奏楽部ですかね、コラボレーションという話、大変これもまたね、素晴らしい企画ではないかなというふうに思っております。ぜひ関連事業の中でですね、実現できればというふうに思いますし、また、その様々な活動をしている、音楽だけではなくていろんな活動をしている団体、組織があらうかと思います。そうした方たちが主催する協賛事業といいますかね、この20周年に協賛する事業、こうしたものもですね、公募していければというふうに思っております。

いずれこの後いろんな中身をですね、組み立てながら、そして議員の皆さんに報告したいと。先ほども言いましたように、若い方々のね、視線を、ちょうど20周年ということ、二十歳ということでもありますのでね、そうした若い方々の目線を存分に入れた、そうした記念事業にしていきたいということでもあります。

6年度の途中から始まって7年度の途中までということになるんですかね、中身によってちょっと延びるかもしれませんが、そうした1年間通しての、その記念日3月22日の前後を活用した形で実施していきたいというふうに思っておりますので、何とぞよろしくお願いしたいと思います。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、1番。

○1番（大山利吉） 市長、ご期待申し上げております。よろしくお願いいたします。

来年の3月22日は、大仙市にとって二十歳の旅立ちだと思います。まだ早い話ではありますが、また、私ごときが申し上げるものではありませんけども、ややもすれば老松市政の三期目のスタートラインになるかもしれません。どうぞひとつ、一生懸命市民の喜ぶ行事にしていきたいと思います。

大変駄弁を申し上げました。ご静聴いただきましてありがとうございます。

○議長（古谷武美） これにて1番大山利吉議員の質問を終わります。

【1番 大山利吉議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、3番佐藤文子議員。

（「はい、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、3番。

【3番 佐藤文子議員 登壇】

○議長（古谷武美） 1番の項目について質問を許します。

○3番（佐藤文子） 日本共産党の佐藤文子です。昨年12月の第4回定例会に続きまして、今回もまた「あきたこまちR」について質問させていただきます。

昨年12月の第4回定例会での「あきたこまちR」に関する私の質問は、一つに、秋田県からの関係情報の提供の時期と市の対応、二つに、マンガン吸収抑制の影響、三つに、「あきたこまち」のブランドと流通への影響について、市の考えをただしながら「あきたこまちR」の導入と全面切り替えへの中止を求めたところでありました。

当局からいただいた答弁は、市が初めて関係情報を得たのは8月25日と、わずか3カ月前であったにもかかわらず、市民や農業関係者に対し、異論や疑問を問うこともなく、導入と全面切り替えを容認し、県の方針に従い、スムーズな切り替えができるようにするというものでありました。

東北屈指のあきたこまち生産地の首長として、本当にそれでいいのか、秋田県に対して県内外から6千件にも及ぶ意見や批判が寄せられていることを真摯に受け止め、様々な角度からの調査、吟味が必要ではないかと思い、再び一般質問に取り上げた次第です。

私は、あきたこまちRの問題について、今回もカドミウム吸収を著しく低下させるものの、植物や人間の成長と健康に欠かせないマンガン吸収が3分の1に減ってしまっていることの重大性に着目して質問させてもらいます。

1番目に、生産者の選択権を尊重して、根拠を示す説明を求めるものです。

秋田県があきたこまちR生産販売推進本部が稲作農家の皆さんへ、あきたこまちは令和7年からあきたこまちRに切り替わりますとして配布したチラシでは、あきたこまちRの栽培管理はこれまでのあきたこまちと同じとしながらも、秋落ちしやすいほ場では、ごま葉枯れ病の注意が必要とっております。日本土壤学会の異なる水田土壤におけるコシヒカリ環1号の無機成分含有率とごま葉枯れ病罹患^{りかん}のリスクの評価というこの論文によりますと、ごま葉枯れ病はリン酸カルシウム、マグネシウム、マンガン、鉄、ケイ酸などの含量が少ない土壌、つまり養分の少ない土壌、砂質などで多く発生するようであります。また、稲の茎葉部のカリウム、ケイ素、マンガン、鉄の含有率が低いと病斑数が増加するという。さらにあきたこまちRの元親でありますコシヒカリ環1号は、コシヒカリに比べてマンガンが3分の1に減っている分、代わりに鉄の吸収が進むようで、鉄の含有率が高く、その結果、鉄に対するマンガンの比率が低くなつてごま葉枯れ病の

病斑数が増加すると考えられております。そして、ごま葉枯れ病多発のほ場では、コシヒカリ環1号はコシヒカリと比べてごま葉枯れ病病斑数が大変多く、収量も少ないが、マンガン資材の使用で病斑数の減少と収量のコシヒカリ同等までの改善の傾向は見られたというふうに論じております。

秋田県が稲作農家の皆さんへとするチラシでは、「一部の秋落ちしやすいほ場では、ごま葉枯れ病の発生に注意が必要ですが、田植え時に使われるいもち病防除剤の種類を工夫すれば問題ありません。引き続き稲作りの基本である土作りに努めることが重要です。」と結んでおります。本当にこれだけの説明でいいのかどうか大変疑問であります。

こまちRがコシヒカリ環1号の特性を受け継ぎ、マンガン吸収が3分の1まで抑制されること、それに伴う品質への影響は本当にはないのか。とりわけ地力の弱いほ場でのマンガン不足によるごま葉枯れ病発生リスクが高いことや、それへの対策はどう行ふべきか、それに伴う農家の負担はどうなるのか、問題のないほ場においてマンガン資材の投入は本当に必要ないのかなど、もっと根拠を示した説明を行う必要があります。そして、その上で生産者の作付け品種の選択権、これをしっかり尊重すべきだというふうに考えますが、このことに対する考えをまずお聞きします。

二つ目には、マンガンの役割とあきたこまちRの食味についてお尋ねいたします。

県が稲作農家の皆さんへと配布したチラシの「あきたこまちRとは」という項目では、収量、品質、食味の特性はあきたこまちと同等としております。

米作りは高収入や高品質と良食味、病虫害に強く、高温・低温に強い米にする、そのために何年もかけて品種改良を重ねてまいりました。とりわけ良食味を追求する品種改良が盛んな中、カドミウム抑制のため、もともと米が持っているマンガン機能が抑制されてしまいましたけれども、これも品種改良と言えるのかどうか私は甚だ疑問です。あきたこまちRは99.6パーセントの遺伝子があきたこまちと同じなので同等だというふうに言っておりますが、0.4パーセントの違いが、ほんのわずかと言えるのかどうか。人の体は30億の塩基対からなっております。一人一人に特有なのはごくわずかで、人間は99.9パーセントが同じ遺伝子を持っています。稲は3億9,000万という塩基対なので、0.4パーセントの違いは大変大きな違いになります。こまちRとこまちは別品種と私は言えると思います。ある人は、こまちRとこまちは、人とチンパンジーの違いだと、こんなふうにも言っているネット上での話があります。私は、この違いは品質や食味においても、厳密に調べれば違いが当然出てくると考えます。食味

も同等とした根拠は、プロの食味検査員による食味試験の結果とのことであります。しかし、これは人間の主観によるものなのでありますから、食味試験値と、その科学成分の相関関係をぜひ調べてもらいたいもんだと思います。

農林省の研究機関の論文に、玄米の窒素並びにミネラル含量と米飯の食味との統計的関連というふうなのがあります。これによりますと、科学分析値と食味試験値との関係が示されております。大変興味深いので、ほんの一部を紹介します。

食味試験は外観、香り、粘り、うまみ、硬さ、総合値の6項目で調査されております。白米では、この食味試験と関連性を見ますと、窒素、カリウム、カルシウムは食味6項目全てで負の関係にあります。ところが、マグネシウムとマンガンは全て正の相関を示しております。タンパク質の主成分である窒素の含量が多いほど食味が悪くなる。正の相関を示すマグネシウムは、粘りや硬さ、これは柔らかい方がおいしいというふうなことのようですが、外観において食味値が非常に高い。マンガンはぬかにほとんど含まれ、精米することで玄米に含まれるマンガンの約9割がそがれてしまいますけれども、そのことで白米の食味値が粘りやうまみ、柔らかさで大きく、正の相関関係になり、食味値が高くなっているのです。良食味米といわれるコシヒカリは、マグネシウムに富むと言われ、米のうまさを決めている一つでもあるといわれています。

あきたこまちRと従来のあきたこま치의食味検査値が、うまみ総合値で、こまちRの方が勝っているというような結果も出ておりますが、これはあきたこまちRがコシヒカリの遺伝子を強く受け継いでいるからではと私は想像したところであります。

マンガンは様々な成分の代謝に関わる酵素に含まれる微量ミネラルであり、マグネシウムの代謝にも関わっており、このマンガンの吸収が3分の1に減ることは、今後、食味にも大きな影響が出るのではと考えます。マンガンはケイ酸と共に稲の体、長さですが、稲体が最大となる出穂前後に最も吸収されますが、窒素やリン、カリ、マグネシウムは大部分が出穂前に吸収されるといわれております。秋田県では、あきたこまちRになればカドミウム対策及びヒ素対策として出穂前後の淡水管理が不要になり、農家の負担を軽減できるとしてしています。しかし、この時期に水に溶けて吸収が最も進むはずのマンガンの吸収を、これではさらに低下させてしまうのではと考えるものであります。マンガンは土壌水分が少なくなればなるほど吸収が落ちます。無機成分の中で土壌の水分の影響を最も受けているミネラルであります。

一方、タンパク質の基となる窒素は、土壌水分の影響は受けず、出穂前にはほとんど

吸収されるとのことですが、土壌水分の低下に伴い、玄米のタンパク質量が増加するとのことでもあります。タンパク質量の増加は、これは米のおいしさを悪くさせる原因にもなります。

このようなマンガンの役割を軽視というより、無視しているようなこのあきたこまちRの食味というのは、いずれ低下してくるものではないかと考えるものであります。

今回はこの二つの点でお答えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（古谷武美） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の「あきたこまちR」に関する質問につきましては、農林部長に答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） 渡邊農林部長。

○農林部長（渡邊重美） 佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、あきたこまちRについてであります。はじめに、マンガン不足による影響、そして生産者の品種選択権の尊重につきましては、「あきたこまちR」への切り替えに関し、県ではこれまで、秋田県農業試験場での育種過程における生育調査や、第三者による食味値の検定機関の判定結果により、収量、品質とも従来のあきたこまちと同等という評価をしております。

また、県によりますと、ごま葉枯れ病につきましては、育苗箱粒剤にいもち病、そしてごま葉枯れ病に効果のある農薬があり、従来の箱粒剤との価格差は、ほぼないと伺っております。

なお、従来のあきたこま치의種子の選択につきましては、県としては全面切り替えとしながらも、他県産の種子の購入、自家採種での対応も可能とし、従来のあきたこま치의作付けを妨げるものではないとしてございます。

次に、マンガン成分抑制による食味低下への見解につきましては、食味に関する評価として、先ほども申し上げましたとおり、外観、味、香り、硬さ、粘りとも、従来のあきたこまちと同等であることが示されておりますが、各地域の生産現場における経年的な評価につきましては、今後進められるものと思っております。

県では、令和6年度事業として「あきたこまちR導入理解促進対策事業」を新たに予算計上し、生産者に対しては、普及実証展示圃や現地栽培展示圃を設置し、栽培マニュアル等の作成や技術指導を行うとともに、消費者や卸売業者に対しては、動画の配信に

よる情報発信や、県内外の卸売業者への説明会の開催等を予定していると伺っております。

市といたしましては、県と連携し、実証事業から得られた成果や科学的知見に基づく正しい情報を発信し、あきたこまちRの理解促進が図られるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、3番。

○3番（佐藤文子） ありがとうございます。前回とほぼ同様の答弁かと思えますけれども、今、答弁にありましたけれども、作付け選択につきましては、まず全面切り替えといいながらも自主採取及び従来のも妨げないというふうな答弁でありました。かなり全面切り替えということを強調した前回の答弁よりは、生産者の意向とそういうのが、相当の批判もちゃんと考慮しての判断なのか、生産者の意向を少し配慮した内容だと思うんですが、しかし、多くのこの県で作るあきたこまちRの種子、これで植えたあきたこまち、これを農協等では一切流通に扱わないというふうな状況が起これば、いずれ自主採取をした人、自主採取というか従来のあきたこまちを作っている方々の流通というふうなのは、これはそれぞれ県の指定する農協以外の、もとより販売ルートをしつかり持っている農家でなければ、このもともとのあきたこまちは売れないという、そういうふうに捉えられるのかどうかということをまず1点。

それから、まずこの従来のこまちと何らほとんど同等というふうに判断したものをあきたこまちとして売るわけですが、あくまでも遺伝子が異なるというふうなものは、これはどう見ても品種が違いますので、これは前回申し上げましたが、品種が混ざれば駄目だというふうなことで、こまちRへの切り替えというふうなものをやったわけですので、その基となる、実はこれ、去年1月に秋田県があきたこまちRへの全面切り替えというふうなので、県のレベルで会議をやった時の資料なんです、あきたこまちRをこまちとして売る、そのことでモデルに、参考にしましたのが、従来のコシヒカリと今ほとんどコシヒカリというのは、コシヒカリBL米というふうなことで作られているんですけれども、この原産品種銘柄というふうなものでは、コシヒカリ及びコシヒカリBLというふうにしながらも、コシヒカリ品種というふうな枠の中で、品種はあくまでもコシヒカリ、そしてこっちはコシヒカリBLというふうになっている、これを参考

に、こまちとあきたこまちRというふうなものに、産地、品種、銘柄にするというふうなことにして、流通の段階ではあきたこまちとするというふうになっているわけなんですけれども、明らかに品種名は違うわけですよ。あきたこまちとあきたこまちRは、品種が別というふうなことになるわけなんですけれども、市民の方々からは、このこまちRが出た時に、どうして売る時にこまちRに名前変えればいいじゃないと、そういう品種を変えて、カドミウム吸わないというふうなことではいいんだけど、だったらこまちRという名前でやればいいじゃないという、そういう声が結構聞かれます。そういうふうな意味では、消費者に移る段階では、あきたこまちというふうな名前、しかし、そのものはこまちRというふうなことなのであれば、やっぱりこれは消費者、秋田県のあきたこまちはこまちRだという、そういう風評被害といいますか、買わなくなると、そういう心配をみんな持っているし、私もそう感じるわけです。その辺、現状、どのようにお考えなのか、この2点についてお尋ねいたします。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。渡邊農林部長。

○農林部長（渡邊重美） 佐藤文子議員の再質問にお答え申し上げます。

まず、2点ということでございますけれども、1点目のJ A等では流通できないのではないかと。ただ、従前のこまちというのは、やっぱり直接販売ルートを持った農家さんでなければ流通できなくなっていくのじゃないかということでございますけれども、この質問、私ども今回お受けしたわけなんですけれども、J Aの方に確認しました。やはり県として奨励品種からは従前のこまちというのはこまちRに入れ替われると、奨励品種。したがって、J Aとしては県の奨励の無い品種になりますので、従前のこまちというのは、農家さんから出されれば取り扱いますよと。ただ、値段なりということになりますと、一般米扱いになるとか、その辺がまだ検討段階にあるというふうなJ Aの回答でございました。要は農家が作ったお米をJ Aとしては受けるんですけれども、従前の現在のあきたこまちというのは奨励されていない品種であると、そういう認識の下で、値段なりは補償できませんよという話がございました。したがって、やっぱり個別の農家さんで販売ルートを持った方々が従前のこまちは流通のウエイトをかなり占めてくるんだろうなというふうなことは否めないと思ってございます。

また、2点目の、当然遺伝子が異なると。こまちとこまちRでは遺伝子が違うと。これ、当然育種の過程が違いますので、私専門家ではございませんので、確約ということではないんですけれども、確かにそのとおり遺伝子上の品種は違うものと思います。た

だ、じゃあ何でこまちRという品種にしないのか、銘柄だけをこまちというふうに名乗るのかという2点目につきましては、これは私どもも、じゃあどうして銘柄をRにしないのというような聞き方、県にもしたことはないんですけれども、当然今、議員のご指摘のお話もあるでしょうし、一般の方々の若干疑問点に思われているこまちRにすればいいのという部分は、これまでのやっぱり59年にデビュー以来の、これまで40年間作り上げてきたあきたこまちというブランド、これをできればそのまま引き継ぎたいという意志が強かったためなのかなというふうにも理解はしてございます。これから実際、先ほど申しましたとおり、県では6年度に大体の種子生産、7年の切り替えというステージに入っていくわけですけれども、その中でいろいろな栽培技術であるとか、まして私どもも市の段階でも、まだやっぱり消費者に対するアプローチ、この周知というのは、まだまだ足りないと思ってございますので、そこは県とも十分に情報を共有しながら連携して、生産段階、あるいは消費者の方々にも多く理解得られるよう進めていきたいなと思っています。あくまでも、まだこのこまちRというのは、まだ研究段階で育種段階の成果しかない状況ですので、これから現場で実証事業等、組み合わせていくと、そして切り替わって大多数がこまちRが植えられると。その過程の中でも、しっかりモニタリングをした上で成分の分析であるとか、この技術は今後、ぜひとも必要だと、その辺の指導も含めて、今後、県からも責任を持ってやっていただきたいと思っていますし、私どもも農家さん、あるいは消費者の不安を払拭できるよう取り組みの方は努めてまいりたいなと思ってございます。

以上でございます。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、3番。

○3番（佐藤文子） ありがとうございます。これから植えて、いろいろ成分だとかそういう実証、実験過程とは言いませんけれども、もう既に来年からは植え付けをする。しかし、その成分やなんかについては、まだまだ研究していく必要があるみたいな、そういうご答弁だと思います。

本来であれば、これだけ遺伝子を変えて、そして新たな品種あきたこまちRにしました。もともと変えた部分というのは、カドミウムを減らす、そのためだったんだけど、本来持っているマンガンという大切な役割をするその無機成分を3分の1に減ら

してしまった、そこが非常に問題なんですね。そのマンガンが減ったことによるごま葉枯れ病への心配、そういうふうなことで新たな農研機構では、もう既に研究されて、新たな品種をまた開発した、こういうふうなことをやっている。本来であれば、様々起こり得るこの成分への影響、味への影響というふうなもの、そして今回は取り上げませんでしたけれども、何よりもこのマンガンの人間の必要摂取量、これに対して3分の1に減るというふうなことへの影響、足りない分を本当に、バランスよく食べていれば大丈夫というその程度で済む問題なのかどうか、ちょっと考えただけでも3分の1、1日に必要量の3分の1を米で取っている現状です。それが、そのマンガンが3分の1に減るということは9分の1になるということです。その代わりを野菜やお茶や何かで、ほかのもので取りなさい、この分量というものは、これは本当に大変な量になります。サラダボウル、これぐらいの3杯に野菜詰め込んだ量が大体400グラムだそうであります。1日に必要な360グラム、現実には人は360グラムの野菜を1日に取っているということはほとんどありません。もう280グラムまで下がっているというふうなこと。お茶は大体ティーカップで3杯飲めば1ミリグラムのマンガンが取れるんだそうです。いずれそれも3杯量飲む、1リットル以上のお茶を飲む、大人の人たちは飲むかもしれませんが、子どもたちが普段に飲むのかと。マンガンというなのは、非常に、特に子どもたちの成長だとかにとっては大切なものなんです、その分量がいかにほかのお米以外のもので摂らなきゃいけないのかというふうな、そういう試算もきちっと示されていない。バランスよく取りなさいで済む問題じゃないって私は思ってるんです。こういう問題も含めましてね、今、部長さんがおっしゃられた、やっぱり様々な成分の研究、測定、そういうふうなことをこれからされるというふうなことなんです、本来であれば、このこまちRに切り替えるというふうな前に、しっかりその部分も提示してやるべきだというふうなことを感じております。そこが明らかにならないまま、とにかくカドミ対策を始めるためのこまちRというふうに感じてしょうがないわけですが、その辺様々な成分、測定も含めて、本来であればきちっとその部分も検証されてから実施すべきものだったのではないかとこのように感じますが、その点についてだけ、もう一度お聞かせください。

○議長（古谷武美） 再々質問に対する答弁を求めます。渡邊農林部長。

○農林部長（渡邊重美） 佐藤文子議員の再々質問にお答え申し上げます。

もっと早くこういった実証なりというものは、切り替えの前にセットするべきではな

かったかということに理解してございますけれども、確かに既にもう来年には全面切り替えという形でスケジュールされてございます。したがって、あともう後戻りはできないようなタイミングにあるわけでございますけれども、今、輸出、県でも一番まず一番ネックなのが輸出にも耐え得る、海外基準に準拠した米作りということを第一の目標というか目的というか掲げておりますけれども、今まさに輸出という部分を見ますと、非常に玄米の輸出も増えてきてあると。要は、令和4年産から5年産にかけて3割くらい玄米の輸出も伸びてあると。まさにそこを米産地として輸出にも力を入れていくという部分、そして安全・安心を国際基準を遵守しながら頑張っていくということだと思いますので、確かにもっと時間をかけてやるべきというお言葉はあちこちで伺ってございますけれども、もうこちらに向かっていくということで、一致団結して秋田県、米産県として生き残りを懸けていくということだと私は理解してございますので、市といたしましても県と共にその辺、生産者、消費者の理解を得られるよう進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（古谷武美） これにて3番佐藤文子議員の質問を終わります。

【3番 佐藤文子議員 降壇】

○議長（古谷武美） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、明日、本会議第3日を定刻に開議いたします。

ご苦勞様でした。

午後 2時01分 散 会

令和6年第1回大仙市議会定例会会議録第3号

令和6年3月5日（火曜日）

議事日程第3号

令和6年3月5日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

出席議員（23人）

1番 大山利吉	2番 戸嶋貴美子	3番 佐藤文子
4番 佐藤隆盛	5番 挽野利恵	6番 秩父博樹
7番 青柳友哉	8番 安達成年	9番 高橋徳久
10番 佐藤芳雄	11番 橋本琢史	12番 小笠原昌作
13番 小松栄治	14番 本間輝男	15番 佐藤育男
16番 山谷喜元	17番 石塚 柏	19番 橋村 誠
20番 渡邊秀俊	21番 金谷道男	22番 後藤 健
23番 鎌田 正	24番 古谷武美	

欠席議員（1人）

18番 高橋敏英

遅刻議員（0人）

早退議員（0人）

説明のため出席した者

市長	老松博行	副市長	佐藤芳彦
副市長	今野功成	教育長	伊藤雅己
代表監査委員	武田哲也	上下水道事業管理者	舩谷祐幸
総務部長	福原勝人	企画部長	伊藤公晃
市民部長	伊藤 敬	健康福祉部長	佐々木隆幸

農 林 部 長	渡 邊 重 美	経 済 産 業 部 長	富 樫 真 司
観光文化スポーツ部長	加 賀 貢 規	建 設 部 長	佐々木 英 樹
病 院 事 務 長	藤 原 孝 之	教育委員会事務局長	山信田 浩
総務部次長兼総務課長	小 林 孝 至		

議会事務局職員出席者

局 長	斎 藤 秋 彦	主 幹	佐 藤 和 人
主 幹	佐々木 孝 子	主 査	藤 澤 正 信
主 任	小山田 竜 司		

午前 10 時 開 議

○議長（古谷武美） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席の届け出は、18 番高橋敏英議員であります。

○議長（古谷武美） 本日の議事は、議事日程第 3 号をもって進めます。

○議長（古谷武美） 日程第 1、本会議第 2 日に引き続き一般質問を行います。

はじめに、12 番小笠原昌作議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、12 番。

【12 番 小笠原昌作議員 登壇】

○議長（古谷武美） 1 番の項目について質問を許します。

○12 番（小笠原昌作） おはようございます。新政会の小笠原昌作です。早速通告に従いまして一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

連日、被害者に電話をかけるなどして、対面することなく、上手に信頼させ、指定した預貯金口座への振り込み、その他巧妙な手口で不特定多数の者から現金などだまし取る犯罪、特殊詐欺事件が相次いで増えています。県内でも、これまで特殊詐欺で千万単位や億万単位の額の金をだまし取られている被害があり、そのほかにも多額な被害が連日続いており、大きな社会問題となっています。

大仙市署管内では、昨年から大仙市、美郷町の被害額が増えており、地域警察官が高齢者宅を訪問するなど、怪しい話などがあつたらすぐ相談してほしいと警戒を強く呼び掛けております。

大仙市においても昨年、高齢者施設入居手続きを巡るトラブルの解決で架空請求詐欺に遭い、現金2,000万円以上をだまし取られた例があります。その他にも、これまで数多くの大変な被害に遭い、苦しんでいる人がいます。

連日の新聞報道にもありますように、いろんな地域で特殊詐欺情報が掲載されています。例を挙げますと、不信電話による年金の受け取るもうけの嘘の誘いにだまされた人、副業広告に相談に乗るだけで報酬を得られるもうけ話に乗った人、スマートフォンで交流サイト（SNS）を閲覧中、投資の広告にはまり現金振り込みの要求を受けた被害者、NTTファイナンスを語って電話でだまされた人、内閣サイバーセキュリティセンターを語る男に架空請求詐欺に高齢者女性が780万円もの被害者もいました。水素エネルギー関連事業に投資するともうかる金融商品詐欺に遭い、1,900万円もの被害者もいました。携帯から個人情報盗まれているとだまされた人もいます。多額な宝くじで何億円も当たるからともうけの口車にだまされた人もいます。電子マネーのカード利用券を求められ、投資品目で15回送金、1,200万円被害に遭う人など、多種多様な仕業が限りなくあります。とにかくネットで簡単な作業を行えば莫大^{ばく}なもうけが得られるなどと持ち掛け現金を振り込ませるのは詐欺の悪質な手口であります。これまで県内最高額では、昨年、秋田市で60代女性が金融商品詐欺の被害に遭い、現金1億3,600万円だまし取られた人もいると報道がありました。本市においても2019年、1件当たり被害額1億2,000万円だまされたという情報もあります。

私から思うと、よくもこんなにお金があるもんだなと思いつつ、このようにいろんな手口で多くの人々がだまされている状況が増える一方で、悪徳な犯罪を食い止められないのは残念でなりません。とにかく被害者ももうけ話に乗らないで、不安を感じたら警察の相談窓口や行政の相談窓口へいち早く相談するべきだと思います。たとえ手口を知っていても、配当金がある、もうかる、自分は大丈夫などと思い込むのは禁物です。特に一人暮らしの高齢者には、住民同士で詐欺の手口を日頃話題にするなど、お互いに助け合うという社会全体で目配りする必要があると思います。

先日、私の地域の老人クラブの催しに大仙市の消費生活センターの推進員の皆さんが訪れ、特殊詐欺撲滅に当たっての寸劇を見せていただきました。非常に分かりやすく、

参加者の好評を得ていました。私も初めて見ましたが、本当に勉強になり、良かったな
と思い、今後、本市においてもぜひ広げてほしいと思いました。

特殊詐欺の被害防止に秋田銀行、北都銀行、秋田信用金庫、羽後信用金庫、それに秋
田信用組合の五つの金融機関が連携し、速やかに協議会を設置し、対策を実施すること
になりました。特に佐賀県警では、行政と連携し、サイバー犯罪や特殊詐欺検査体制を
強化しているようですが、本県はどのような対策を打っているのでしょうか。

これだけ毎日多額な金が特殊被害に遭っている今日、もっと県警と関係組織と連携を
図り、より一層の特殊詐欺被害のないよう警報を出してほしいものですが、いかがで
しょうか。

全国的に多くの家庭崩壊や自殺に追い込まれている例もたくさんあると聞いています。
被害者自身も巧妙な手口が多様に存在しますので、手口の特徴をしっかりと把握し、手
を出さない、はまらないのが大切です。市民の安全・安心な生活環境を守るために、住民
にも徹底した周知が必要であり、オレオレ詐欺、悪質商法を含む特殊詐欺被害防止に、
当局の取り組みと対策をお伺いいたします。

○議長（古谷武美） 1 番の項目に対する答弁を求めます。今野副市長。

【今野副市長 登壇】

○副市長（今野功成） 小笠原昌作議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、特殊詐欺被害に関する取り組みと対策についてであります。被害防止のた
めの市の取り組みといたしましては、FMはなびや商業施設の電光掲示板を活用した注
意喚起のほか、議員ご参加の出前講座や特殊詐欺に関する講話などの各種事業、高齢者
世帯への迷惑電話撃退装置の貸与などを行っており、被害に遭われる方が一人でも少な
くなるよう、工夫を重ねて取り組んでいるところであります。

このほか、大仙警察署から情報提供があった際には、速やかに市ホームページに掲載
するとともに、特に緊急性があるものについては、市のSNSにより情報発信を行って
いるほか、高齢者世帯向けにNTTが提供するナンバーディスプレイ無料サービスにつ
いても積極的に周知を図っております。

被害防止に向けた取り組みについては、国・県はもとより、金融機関や商業施設など
においても、店内放送や掲示物により注意喚起がなされており、各方面で対策が講じら
れているところではあります。被害が発生し続けていることも事実であります。被害
防止につながる情報に触れる機会が増えた一方で、それを人ごとと思わずに、自分の身

にも起こり得ることとして危機意識をもっていただくことが次の課題となっております。

また、被害防止のためには、周囲の見守りも大切な要素であり、小さな変化を見逃さないよう、普段からの声掛けを意識していただくことも重要な取り組みの一つであります。特殊詐欺に関する知識を身に付けた方が、生活の中で身近な方にお声掛けをしていただき、被害防止のための有効な情報を伝達していただくことが、より多くの方の危機意識の向上につながるものと考えております。

市といたしましては、今後とも警察や他自治体との情報共有を図り、きめ細やかな情報提供に努めるとともに、地域でのお声掛けが浸透するよう、自治会や高齢者団体等を通じた働き掛けを行ってまいります。

併せて、今後は、高齢者が集まる介護予防事業の場などにも活動範囲を広げ、啓発の強化を図るとともに、防犯協会などの関係団体と連携し、ＡＴＭやコンビニにおける対策を強化するなど、一層の特殊詐欺被害防止に取り組んでまいります。

【今野副市長 降壇】

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） １２番。

○１２番（小笠原昌作） どうもありがとうございました。特殊詐欺は何種類かに分けられた手口と電話やメールなどで金銭や資産をだまし取ることで被害を与える可能性が多いわけですが、これまで３年間に大仙市管内で特殊詐欺に遭った人は何人、そして被害額の合計は幾らぐらいだったのでしょうか。また、被害者が万が一の時の身近な相談は、警察はもとより、より行政のどこに打ち明けたらよいのでしょうか。特に各支所への相談窓口はどうなっているのでしょうか、教えていただきたいと思います。

また、最後に、特殊詐欺はなぜ根絶しないのか、お聞かせ願います。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。今野副市長。

○副市長（今野功成） 小笠原昌作議員の再質問にお答え申し上げます。

はじめに、市内で過去３年間に特殊詐欺被害に遭った方の人数と被害額の合計についてであります。大仙警察署からの情報によりますと、令和３年は１５件の３８０万円、令和４年は９件の１１７万円、令和５年は１２件の３，９００万円となっております。

なお、全県の被害状況を見ますと、令和３年は４５件の７，８８８万円、令和４年は６６件の１億３３１万円、令和５年につきましては８８件の５億３９９万円となり、被

害件数、被害額ともに年々増加傾向にあります。

次に、相談窓口についてであります。本市におきましては、市民部生活環境課内に消費生活センターを兼ねる市民相談室を配置しており、窓口を市民活動交流センター A n b e e に置き、専門の相談員が相談対応に当たっております。

各支所におきましても、市民の方からお問い合わせやご相談をいただいた際には、お話を伺いした上で市民相談室に取り次ぐなどの対応をしており、職員が共通の認識の下で業務に当たっております。

最後に、特殊詐欺はなぜ根絶しないのかという問題につきましては、その背景には様々な要因があるものと思っておりますが、とりわけ近年は、インターネットをはじめとする情報通信技術の発展により、様々な手法が考案されまして、詐欺行為がより高度なものになっており、加えて、国際電話などを利用して、国境を越えて詐欺行為が行われることも容易になるなど、次から次へと新たな手口が生み出されている状況であります。また、被害者に対して恐怖心をあおったり、それから、公的機関の職員を名乗って信頼感を築いたり、それから、家族や友人に相談しないように仕向けて、孤立感を高めて判断力を鈍らせたり、それから、高額な還付金を約束して欲望や希望にアプローチしたりするなど、人間の心理的な弱みにつけ込む手口は大変巧妙なものとなっております。これらが特殊詐欺被害が絶えないことの一因になっているのではないかと捉えております。

いずれにいたしましても、被害を未然に防ぐためには、常に警戒心を持って特殊詐欺の手口を知った上で、家族や知人と情報を共有することが大切であります。市といたしましても、国・県などの関係機関から提供される最新の情報を速やかに市民の皆様にお伝えし、被害防止に努めることが市の責務であろうと考えておりますので、今後とも一層の周知・啓発活動や被害防止のための各種事業の実施に努めてまいります。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、12番。

○12番（小笠原昌作） どうもありがとうございました。何とか特殊詐欺、1人でも出ないように、皆さん方からも、行政、警察から撲滅、絶滅するよう努力していただきたいと思います。本当にありがとうございました。お答えはいりません。

○議長（古谷武美） これにて12番小笠原昌作議員の質問を終わります。

【 1 2 番 小笠原昌作議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、5番挽野利恵議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 5番。

【 5 番 挽野利恵議員 登壇】

○議長（古谷武美） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○5番（挽野利恵） 公明党の挽野利恵です。今回も一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。

昨日、日経平均株価が市場最高値の4万314円64銭を更新しました。生活者としては実感が湧きませんが、教科書的に言えば、株価の上昇により企業は資金を調達しやすくなり、設備投資が進み、業績拡大、そして給料が増えるそうです。

公明党は、雇用の約7割を占める中小企業が賃上げをするため、多くの支援策を強化してきました。

また、公明党秋田県本部では、昨年12月、賃上げを主要課題とする地方版政労使会議の開催を佐竹秋田県知事に申し入れしました。公明党は、企業とそこで働く人々を守るために一生懸命働いてまいります。

それでは、通告に従い順次質問させていただきますので、当局の皆様のご答弁をよろしくお願いいたします。

はじめに、女性と若者の市内定住につながる取り組みについて、2点お伺いいたします。

昨年7月、人口の社会減少と女性の地域定着をテーマにしたフォーラムが秋田市で開催されましたが、基調講演を行ったニッセイ基礎研究所の人口動態シニアリサーチャー天野馨南子さんは、その講演の中で、全国最下位である秋田県の出生数減少の原因をデータ分析に基づいて解説した上で、若者が望むライフデザインに沿った雇用を作り出す必要性があると指摘しております。

天野さんは2021年までの約半世紀の間に、県内の出生数が76パーセント減り、減少率は全国最悪であることを紹介する一方、1組の夫婦の間に生まれる子どもの数は1割ほどしか減っていないと説明。首都圏などへの若い女性の流出と、それに伴い婚姻数が7割余り減少したことこそが、秋田県の少子化の「真犯人だ」とおっしゃっております。つまり、出生数が7割強減ったのは、婚姻数が7割余り減ったからだということ

です。

秋田の転出超過は、総じて女性が男性を上回っており、特に新型コロナウイルスの流行下で大きく拡大しました。2010年から2019年にかけて男性の約1.3倍だった女性の転出超過は、コロナ禍の2020年から2022年には約1.6倍まで悪化したとのことであります。

また、社会減の3割は、20代前半の女性の転出超過によるもので、他県と比べ高卒男女の就職による転出も目立つと指摘しております。

そこで一つ目の質問ですが、市内在住の中学・高校の卒業生のうち、進学・就職で大仙市を離れる人はどれぐらいいるものかお伺いいたします。また、直近の10代と20代の人口流動の状況についても男女別にお知らせください。

私は先月、静岡県御前崎市において、市外の大学や専門学校へ進学した若者が同市に戻り、地域の企業に就職してもらうための取り組みを視察してまいりました。御前崎市では、地元就職のためのマッチングや企業情報の提供のほか、ローン金利の優遇や市内及び近隣の地域に就職した場合の借入利子相当額の助成金交付、市内企業に就職した場合の元利金返済完了後20パーセント相当額の助成など、様々な取り組みをされており、企業と若者をつなぐための熱意と努力を大いに感じてきたところであります。

そこで二つ目の質問ですが、大仙市では進学のために地元を離れた若者が再び本市に戻り定住できるために、どのような取り組みをされているのか、その内容についてお聞かせください。また、併せて、今後の方向性や考え方についてもご所見をお伺いしたいと存じます。

○議長（古谷武美） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 挽野利恵議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、女性と若者の市内定住につながる取り組みについてであります。はじめに、中学校及び高等学校の卒業に伴い、大仙市を離れる方の人数につきましては、令和5年3月に中学校を卒業した605人のうち16人が進学のため本市から転出しており、内訳として男子が9人、女子が7人となっております。

高等学校の卒業者につきましては、義務教育課程を離れた後の追跡調査が難しいことから、本市に関わるデータを持ち合わせておりませんが、「秋田県高等学校卒業者の進路状況調査」によりますと、令和5年3月に県内高等学校を卒業した生徒は6,840

人で、うち3, 152人が進学、482人が就職で県外に転出しているようであります。その割合を基に、同月時点の市の住民基本台帳に記載されている18歳人口から推計いたしますと、総数531人のうち県外への転出者が282人となり、内訳として進学が245人、就職が37人となるものであります。推計数値でございます。

直近の人口流動につきましては、最新の「住民基本台帳人口移動報告」によりますと、10代では男性が90人、女性が63人、これ転出超過数であります。20代では、男性が64人、女性が68人の転出超過となっております。

次に、進学や就職に伴い大仙市を離れた方の回帰に向けた取り組みについてであります。女性をはじめとした若年層の定住促進は、本市における最重要課題の一つと捉え、子育て支援制度等検討会議において検討を重ねながら、ライフステージに応じた多岐にわたる取り組みを展開しているところであります。

主な取り組みといたしましては、ふるさとに対する誇りを高め、愛郷心を育む取り組みとして、「大仙教育メソッド」に基づくふるさと教育を推進するとともに、地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的な推進を図っているほか、企業インターンシップや仙北地域企業説明会を開催するなど、地域の伝統文化や産業、企業などを知り、関心を高める機会の創出に努めております。

女性や若者の回帰を促す取り組みとして「第3期移住・定住促進アクションプラン」に基づく各種取り組みに加え、奨学金返還助成制度による支援を実施しております。

また、市内に在住する女性をメンバーに、女性が住みやすいまちづくりに関するワークショップを継続的に開催し、その提案に基づき、令和6年度には若年女性をターゲットにした新たなツアーを実施することとしており、ツアーの様子は首都圏の大手ラジオ局を通じ、全国に向けて発信することとしております。

定住の重要な要素である仕事や雇用については、女性活躍の推進や働き方改革など、多様な人材が働きやすい職場づくりに取り組む企業を応援するとともに、入社準備に係る費用に対する支援を行っております。

また、労働需給の状況等を踏まえ、情報関連産業をはじめとした若者が望む企業の進出を促進するため、令和6年度からサテライトオフィスの誘致に取り組むこととしております。

地域全体の寛容性を高める取り組みとして、県や連携協定を締結する企業と連携したセミナーや講演会、ロールモデルの創出と発信などを通じ、地域や企業における女性活

躍の推進に取り組んでおります。また、「だいせんLabo」を拠点に、若者チャレンジ応援補助金による支援や、高校生や大学生、女性にフォーカスした取り組みを積極的に展開するなど、若者の自己肯定感や自己有用感が高まるような環境づくりも進めております。

今後も、女性や若者の声を基に、こうした取り組みについて「見える化」を図りながら総合的かつ重層的に展開し、夢や希望の実現に向け大きく羽ばたこうとする若者を市を挙げて応援するとともに、培った知識や技術、経験を生かして活躍することができ、若い女性が理想とするライフデザインを描くことができる、将来世代に選ばれるまちづくりを進めてまいります。

【老松市長 降壇】

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、5番。

○5番（挽野利恵） 答弁ありがとうございます。老松市長、子育てに一生懸命取り組んでいらっしゃるって、その前段階ということで、この若者、女性を今回取り上げさせていただきました。やはり、若者、女性がいることによって子どもが生まれ育つ、そういう環境整備のために、ぜひどういったものがあるか、明らかにしたいなと思って今回取り上げさせていただきました。

この女性と若者の市内定住につながる取り組みというものを最重要課題と捉えていただいたことに本当に感謝申し上げます。様々な取り組みがなされているようですが、なかなか、さあ戻ってくるかといった時に、どこから手をつけていいか分からないのが現状ではないかと思います。そこで、総合的・重層的に取り組んでいきたいというふうにおっしゃっておいりましたので、そのような窓口、ホームページなんかでいいかと思うんですけれども、そういうふうな、あなたはどうしたいですかと、チャットのような感じで、そういう取り組みというものはできないものかお尋ねいたします。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 挽野利恵議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

女性や若者がどういった形で大仙市に戻ってくるという時に、いろんなタイミングもありますでしょうし、それから情報収集といいますかね、そうしたことが大変大事になってくるということだと思っております。

まず、いろんな今、取り組みをですね、やっているということですが、それが若い人や女性にね、伝わっていないということであれば残念なことでありまして、これは改善しなければいけないこと。先ほど「見える化」を図るんだということを申し上げましたけども、そういった気持ちを込めてですね、申し上げさせていただきました。ちょうど今、大仙市のホームページが近いうちに改定される予定ですので、今ご指摘になった点、窓口的なものといいますかね、入り口、情報収集しやすいような、そうした利用しやすいようなホームページにしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、5番。

○5番（挽野利恵） ありがとうございます。本当に重層的な取り組みになるとと思いますので、各部しっかり連携していただいて、使いやすい、そして情報収集しやすい、そして発信していける大仙市であっていただきたいなというふうに思います。答弁は結構です。

○議長（古谷武美） 次に、2番の項目について質問を許します。

○5番（挽野利恵） 次に、学校における多様性への配慮についてお伺いいたします。

私は、令和3年第2回定例会でこの件について質問させていただきましたが、その際、当局から「性の多様性のみならず、障がい者、病気、外国人等を対象とする多様性を理解する教育活動により、児童・生徒の人権意識が高まり、正しい知識を持つことによって差別や偏見をなくす効果が期待できると考えており、各校における、さらなる取り組みの充実に努めてまいります。」と非常に前向きな答弁をいただいております。市並びに教育委員会のその後の対応に期待しながら注目しているところであります。

ところでその後、文部科学省は、令和4年12月に生徒指導の手引きを12年ぶりに改訂し、校則によりマイナスの影響を受ける児童や生徒がいなか検証し、絶えず見直しを行うことや、性的マイノリティーの児童や生徒への配慮として、自分が認める性別の制服や体操着の着用を認めることなどを示しています。そこで、このことに関し3点ほど質問させていただきます。

一つ目は、性的マイノリティーの児童・生徒への配慮としての、自分が認める性別の制服を着用するジェンダーレス制服の導入状況と着用状況はどうなっているのかお伺い

いたします。

二つ目は、生徒指導の手引きの改訂後、市内の学校の校則、もし校則が無いとすれば、学校内での約束事が多様性に配慮したものに改正された事例があるものか、お伺いいたします。

最近では、多様性の考え方、捉え方というものが、性の多様性のみならず、障がい者、病気、外国人等を対象とするなど、さらにその定義が広く深くなってきているように感じます。

一例として、「特定分野に特異な才能のある児童・生徒」、いわゆるギフテッドと呼ばれる子どもたちが存在します。ここでいう特定分野に特異な才能とは、同年代の子どもと比較して、特定の分野において特に優れた才能を持つことを意味しており、例えば学問、芸術、音楽、スポーツなど、特定の分野で突出した能力を発揮する子どもたちのことを指します。ギフテッドは、IQ（知能指数）だけで測ることができない幅広い能力を持つ人々を指すため、IQが高いことだけがギフテッドの条件ではなく、独自の特性を持つことが一般的だといわれております。

文部科学省は、令和5年度から、特定分野に特異な才能のある児童・生徒への支援推進事業（実証研究）を始めました。そして、この事業の概要において、特定分野に特異な才能のある児童・生徒は、その才能や認知・発達の特性等がゆえに、学習上・学校生活上の困難を抱えることがあると指摘されています。このため、本事業では、こうした児童・生徒への支援方策を開発し推進するために、多様性を認め合う個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の一環として、特異な才能のある児童・生徒に対する支援に関する取り組みを実施しますと述べております。

そこで三つ目の質問ですが、本市において、この「特定分野に特異な才能のある児童・生徒」、いわゆるギフテッドについて、どのような認識をお持ちか、今後の施策の方向性なども含め、ご所見を賜りたいと存じます。

○議長（古谷武美） 2番の項目に対する答弁を求めます。伊藤教育長。

○教育長（伊藤雅己） 挽野利恵議員の二つ目の発言通告であります「学校における多様性への配慮」に関する質問につきましては、教育委員会事務局長に答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） 山信田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山信田浩） 質問の、学校における多様性への配慮についてお答

え申し上げます。

はじめに、ジェンダーレス制服の状況につきましては、現在、市内の中学校9校で、性別によらずスラックスを選べるようになっております。残る1校につきましても、この春からスラックスを選ぶことが可能となります。

女子生徒のスラックス着用状況につきましては、5校で日常的に着用している生徒がおります。

次に、多様性に配慮した校則や約束事につきましては、学校では集団生活が基本であることから、児童・生徒が守るべき学習上、生活上の約束事が様々な形で設けられております。その中で、例えば、話す人に体を向けて話を聞くことや清潔感のある身だしなみなど、全員が守るべき規律について確認しております。また、性別を問わず、名前のあとは「さん」に統一したり、髪型の規定を廃止したりするなど、令和4年12月に改訂された「生徒指導提要」の趣旨も踏まえながら、多様性に配慮した取り組みが進められております。

こうした約束事は、学校や地域の状況、社会の変化を踏まえて、見直しを図っていく必要があると捉えております。

次に「特定分野に特異な才能のある児童・生徒」につきましては、文部科学省では、令和4年9月に有識者会議の「審議のまとめ」を公表しております。その中で「その才能や特性があるがゆえに学習上、生活上の困難を抱えている子どもたちがもっと身近にいるとの認識」を持つことや、「その困難に着目し、その様子と周囲の環境との相互作用を考慮しながら、困難を解消するとともに才能を伸ばしていく」ことの重要性が指摘されております。したがって、本市におきましても、こうした特性の児童・生徒が一定数おり、同じような困難を抱えているケースもあるものと捉えております。

学校では、特別支援教育をはじめ、児童・生徒一人一人の個性や実態に応じたきめ細やかな支援を大切にしておりますが、特異な才能のある児童・生徒を念頭においた指導・支援については、研修の必要性を感じております。

市教育委員会といたしましては、実証研究をはじめとする国の動向を注視するなど、支援の具体について調査研究してまいります。

以上でございます。

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、5番。

○5番（挽野利恵） 答弁ありがとうございます。二つ目の校則、約束事について、様々な取り組みをされているということなんですけれども、実際のところ、きちんと改訂した学校、きちんと今の段階でなされている学校数など、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。山信田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山信田浩） 挽野利恵議員の再質問にお答え申し上げます。

現在、各中学校では、校則という形でルールを示している学校は、数ははっきり今申し上げることはできませんけれども、少ないと認識しております。ほとんどの学校は、いわゆる先ほどお話したような約束事というような形で、特に新入生の入学に関わる保護者説明会等で、そういった資料を提示するなどして約束事を各学校で決めているというような状況でございます。

当然その性の多様性に関わらず、様々な多様性に配慮したというところは、やはり各学校でも配慮しており、今こういった状況において合理的な説明ができないようなルールというものは、当然見直しを図っていく必要があるものと捉えております。

ちょっと数、きちんと変えたというような数のところまでは、現在ちょっと把握していない状況でございます。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、5番。

○5番（挽野利恵） その性の多様性だったり、いろんな多様性というのは、すごいデリケートな問題で、非常に温度差があったりするかと思うんですけれども、大仙市として統一した見解で各学校に、いろんな文章の違いはあるにしても、統一した約束事を徹底していただきたいのと、これはお願いであります。なるべく早くそこあたりを検証していただきたいと、お願いいたします。

あとは、ギフテッド、これ非常にこれも難しい、このギフテッドと認定っていうんですか、この人ギフテッドだっていうのは本当難しいところではあるんですけれども、やっぱり特異な才能がありつつも、コミュニケーションとかにちょっと困難を抱えている子どもさん、これが不登校の原因になったりするなんていう話もお聞きしております。できるだけこの文科の動きをしっかりと見ていただきながら、そういう子どもさんが困難

を抱えないような取り組みをお願いしたいと思いますが、併せて、その特異な才能を伸ばす、今回オリンピックに出られる鈴木優花さんみたいなすごい選手だったり、もしかして博士号を取ったり、ノーベル賞を取るようなすごい子どもたちがこれから出てくるかもしれません。そういった意味で、その子の才能を早く見つけていただけるような取り組みをぜひお願いしたいと思いますが、ご所見を賜りたいと存じます。

○議長（古谷武美） 再々質問に対する答弁を求めます。教育長。

○教育長（伊藤雅己） 挽野利恵議員の再々質問にお答え申し上げます。

まずはじめに、先ほどありました校則、約束事等のところ、はっきりした数字申し上げられなくて申し訳ございません。ただ、やはり常に見直しして、課題意識持っていくものというように捉えておりますので、こちらについては機会を捉えて学校にもお伝えしてまいります。

もう1点の特異な才能ということですが、まず、基本的なところは、やはり児童・生徒一人一人の実態をしっかり把握して、それに合わせた対応をするという、この基本姿勢が最も大切だということと考えております。ギフテッドという新しい言葉が出ましたけれども、やはりそういった様々な言葉ですとか定義が、やはり時代とともに示されているというか出てきております。ただ、実際には、同じような名前、同じような定義であっても、当然子ども一人一人全部違うわけですので、やはり一番の基本は、一人一人の子どもの実態把握と、それに合わせた対応、何よりもその子どもたちが、居心地がよく、そして自分の得意なものを伸ばしていける、そのためにどうすべきかということをする、これがやっぱり基本なので、まずはその部分の徹底を図りたいと思います。

ただ、同時に、やはり新しい言葉、定義が出た場合には、それに対する適切な対応が求められる、これも確かであります。したがって、議員からご指摘のありました国の実証研究ですとか、様々な情報を我々も積極的に収集しながら、その対応について、まずは市教委としてしっかり確認する、そしてそのことをまた学校に伝えながら、学校と一緒にその子たちのより良い将来、健やかな成長のために尽くしてまいりたいというふうに考えております。引き続きそういった姿勢で努力してまいりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（古谷武美） これにて5番挽野利恵議員の質問を終わります。

【5番 挽野利恵議員 降壇】

○議長（古谷武美）　以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、来る３月６日、本会議第４日を定刻に開議いたします。

ご苦労様でした。

午前１０時４９分　散　　会

令和 6 年第 1 回大仙市議会定例会会議録第 4 号

令和 6 年 3 月 6 日（水曜日）

議 事 日 程 第 4 号

令和 6 年 3 月 6 日（水曜日）午前 10 時開議

- | | | |
|-----|----------|--|
| 第 1 | 議案第 9 号 | 大仙市役所部等設置条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託) |
| 第 2 | 議案第 10 号 | 大仙市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について (質疑・委員会付託) |
| 第 3 | 議案第 11 号 | 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について (質疑・委員会付託) |
| 第 4 | 議案第 12 号 | 大仙市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について (質疑・委員会付託) |
| 第 5 | 議案第 13 号 | 大仙市空き家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について (質疑・委員会付託) |
| 第 6 | 議案第 14 号 | 大仙市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について (質疑・委員会付託) |
| 第 7 | 議案第 15 号 | 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託) |
| 第 8 | 議案第 16 号 | 大仙市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大仙市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (質疑・委員会付託) |
| 第 9 | 議案第 17 号 | 大仙市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託) |

第 1 0	議案第 1 8 号	大仙市立武道館に関する条例の一部を改正する条例の制定について (質疑・委員会付託)
第 1 1	議案第 1 9 号	大仙市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について (質疑・委員会付託)
第 1 2	議案第 2 0 号	大仙市神岡福祉センター条例を廃止する条例の制定について (質疑・委員会付託)
第 1 3	議案第 2 1 号	大仙市神岡市民センター条例の制定について (質疑・委員会付託)
第 1 4	議案第 2 2 号	大仙市コスモス奨学基金条例の制定について (質疑・委員会付託)
第 1 5	議案第 2 3 号	中里温泉改築事業（建築）工事請負契約の締結について (質疑・委員会付託)
第 1 6	議案第 2 4 号	中里温泉改築事業（機械設備）工事請負契約の締結について (質疑・委員会付託)
第 1 7	議案第 2 5 号	市道の路線の認定及び廃止について (質疑・委員会付託)
第 1 8	議案第 2 6 号	令和 6 年度大仙市企業団地整備事業特別会計への繰入れについて (質疑・委員会付託)
第 1 9	議案第 2 7 号	令和 6 年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入れについて (質疑・委員会付託)
第 2 0	議案第 2 8 号	令和 5 年度大仙市一般会計補正予算（第 1 5 号） (質疑・委員会付託)
第 2 1	議案第 2 9 号	令和 5 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号） (質疑・委員会付託)
第 2 2	議案第 3 0 号	令和 5 年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第 4 号） (質疑・委員会付託)
第 2 3	議案第 3 1 号	令和 5 年度大仙市奨学資金特別会計補正予算（第 1 号） (質疑・委員会付託)
第 2 4	議案第 3 2 号	令和 5 年度大仙市企業団地整備事業特別会計補正予算（第 3 号） (質疑・委員会付託)

第 2 5	議案第 3 3 号	令和 5 年度大仙市太陽光発電事業特別会計補正予算（第 1 号） （質疑・委員会付託）
第 2 6	議案第 3 4 号	令和 5 年度大仙市峰吉川財産区特別会計補正予算（第 1 号） （質疑・委員会付託）
第 2 7	議案第 3 5 号	令和 5 年度大仙市上水道事業会計補正予算（第 2 号） （質疑・委員会付託）
第 2 8	議案第 3 6 号	令和 5 年度大仙市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号） （質疑・委員会付託）
第 2 9	議案第 3 7 号	令和 6 年度大仙市一般会計予算（質疑・委員会付託）
第 3 0	議案第 3 8 号	令和 6 年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算 （質疑・委員会付託）
第 3 1	議案第 3 9 号	令和 6 年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算 （質疑・委員会付託）
第 3 2	議案第 4 0 号	令和 6 年度大仙市学校給食事業特別会計予算 （質疑・委員会付託）
第 3 3	議案第 4 1 号	令和 6 年度大仙市奨学資金特別会計予算（質疑・委員会付託）
第 3 4	議案第 4 2 号	令和 6 年度大仙市企業団地整備事業特別会計予算 （質疑・委員会付託）
第 3 5	議案第 4 3 号	令和 6 年度大仙市スキー場事業特別会計予算 （質疑・委員会付託）
第 3 6	議案第 4 4 号	令和 6 年度大仙市太陽光発電事業特別会計予算 （質疑・委員会付託）
第 3 7	議案第 4 5 号	令和 6 年度大仙市小水力発電事業特別会計予算 （質疑・委員会付託）
第 3 8	議案第 4 6 号	令和 6 年度大仙市内小友財産区特別会計予算 （質疑・委員会付託）
第 3 9	議案第 4 7 号	令和 6 年度大仙市大川西根財産区特別会計予算 （質疑・委員会付託）
第 4 0	議案第 4 8 号	令和 6 年度大仙市荒川財産区特別会計予算 （質疑・委員会付託）

第 4 1	議案第 4 9 号	令和 6 年度大仙市峰吉川財産区特別会計予算 (質疑・委員会付託)
第 4 2	議案第 5 0 号	令和 6 年度大仙市船岡財産区特別会計予算 (質疑・委員会付託)
第 4 3	議案第 5 1 号	令和 6 年度大仙市淀川財産区特別会計予算 (質疑・委員会付託)
第 4 4	議案第 5 2 号	令和 6 年度市立大曲病院事業会計予算 (質疑・委員会付託)
第 4 5	議案第 5 3 号	令和 6 年度大仙市上水道事業会計予算 (質疑・委員会付託)
第 4 6	議案第 5 4 号	令和 6 年度大仙市簡易水道事業会計予算 (質疑・委員会付託)
第 4 7	議案第 5 5 号	令和 6 年度大仙市下水道事業会計予算 (質疑・委員会付託)
第 4 8	陳情第 3 5 号	あきたこまち R についての陳情書 (委員会付託)
第 4 9	陳情第 3 6 号	年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情 (委員会付託)
第 5 0	陳情第 3 7 号	「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書 (委員会付託)
第 5 1	陳情第 3 8 号	公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求める陳情 (委員会付託)
第 5 2	陳情第 3 9 号	「あきたこまち」の「あきたこまち R」への全面切り替え計画に関する陳情書 (委員会付託)

出席議員 (2 4 人)

1 番 大 山 利 吉	2 番 戸 嶋 貴美子	3 番 佐 藤 文 子
4 番 佐 藤 隆 盛	5 番 挽 野 利 恵	6 番 秩 父 博 樹
7 番 青 柳 友 哉	8 番 安 達 成 年	9 番 高 橋 徳 久
1 0 番 佐 藤 芳 雄	1 1 番 橋 本 琢 史	1 2 番 小笠原 昌 作
1 3 番 小 松 栄 治	1 4 番 本 間 輝 男	1 5 番 佐 藤 育 男
1 6 番 山 谷 喜 元	1 7 番 石 塚 柏	1 8 番 高 橋 敏 英
1 9 番 橋 村 誠	2 0 番 渡 邊 秀 俊	2 1 番 金 谷 道 男
2 2 番 後 藤 健	2 3 番 鎌 田 正	2 4 番 古 谷 武 美

欠席議員（０人）

遅刻議員（０人）

早退議員（０人）

説明のため出席した者

市 長	老 松 博 行	副 市 長	佐 藤 芳 彦
副 市 長	今 野 功 成	教 育 長	伊 藤 雅 己
代 表 監 査 委 員	武 田 哲 也	上下水道事業管理者	舩 谷 祐 幸
総 務 部 長	福 原 勝 人	企 画 部 長	伊 藤 公 晃
市 民 部 長	伊 藤 敬	健 康 福 祉 部 長	佐々木 隆 幸
農 林 部 長	渡 邊 重 美	経 済 産 業 部 長	富 樫 真 司
観光文化スポーツ部長	加 賀 貢 規	建 設 部 長	佐々木 英 樹
病 院 事 務 長	藤 原 孝 之	教育委員会事務局長	山信田 浩
総務部次長兼総務課長	小 林 孝 至		

議会事務局職員出席者

局 長	斎 藤 秋 彦	主 幹	佐 藤 和 人
主 幹	佐々木 孝 子	主 査	藤 澤 正 信
主 任	小山田 竜 司		

午前１０時００分 開 議

○議長（古谷武美） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

○議長（古谷武美） 本日の議事は、議事日程第４号をもって進めます。

○議長（古谷武美） 日程第１、議案第９号から日程第２８、議案第３６号までの２８件を一括して議題といたします。

これより質疑を行います。通告はありません。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古谷武美) 質疑なしと認めます。

ただ今議題となっております議案第9号から議案第36号までの28件は、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

○議長(古谷武美) 日程第29、議案第37号から日程第47、議案第55号までの19件を一括して議題といたします。

質疑の通告がありますので順次質疑を許します。はじめに4番佐藤隆盛議員。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(古谷武美) はい、4番。

【4番 佐藤隆盛議員 登壇】

○議長(古谷武美) 1番の項目について質疑を許します。

○4番(佐藤隆盛) おはようございます。通告に従いまして、事業項目一般会計2款1項11目地域振興事業費、地域枠予算について質問いたします。

大仙市となった多様な地域の集合体がさらなる活性化を目指すべく、また、地域の課題を克服するための対応を促すべく、地域枠予算を創設したことは、納得のできる施策だと思い、合併以来、私は期待してまいりました。

市全体として取り組む課題と地域に育てる芽や地域の課題と向き合う意味で、自主性を育む意味でも大いに注目もしてきたところであります。

そこで、地域枠予算とは、市民と行政との協働によるまちづくりを推進していくとともに、地域の活性化を図るため、支所、大曲地域においては地域活動応援課が地域協議会との協議により、地域が抱えている課題に自主的かつ主体的な担い手として対応する市民の活動を応援する予算とするというのがあります。そして、平成18年に地域枠予算創設し、大曲地域に1,000万円、その他7地域に500万円、合計4,500万円予算から始まり、平成22年500万円と、24年には地域に人口割で配分金額を500万円増額するなど、見直しを行いながら平成29年度までは大曲地域に約1,000万円、その他地域に約600万円前後の予算配分を行い、合計約5,500万円前後の予算計上で行ってまいりました。

そして平成30年度には、大曲地域を除く各地域に一律300万円を増額し

1,000万円として、約8,000万円から9,000万円の予算計上を行ってきております。

しかし、令和2年からコロナ禍で予算執行率が半減から6割減になるなど、それに伴い令和3年度から予算も各支所のばらつきがあるにせよ全体予算として6,000万円から7,000万円台の減額状態が続いていたものの、令和6年はコロナ禍が収束したことから、私は目的の地域活性化と地域が抱えている課題の解決などに向けて、市民と行政との協働によるまちづくりを、さらに推進させていくべきと思うのであります。そういうことから質問いたします。

今年度の令和6年度の地域枠予算が5,991万9千円と、令和5年度予算の6,905万7千円よりも913万8千円も減額となっておりますのであります。予算増減理由には、各支所における実施予定事業の減によるとありますが、その内訳理由と、また、それ以外の理由などもないのかお尋ねいたします。

以上でございます。

○議長（古谷武美） 1番の項目に対する答弁を求めます。伊藤企画部長。

○企画部長（伊藤公晃） 佐藤隆盛議員の質問にお答え申し上げます。

質問の地域振興事業費（地域枠）についてでございますが、本事業は、制度創設以来、市民の皆様と行政との協働によるまちづくりを体現する事業として、地域の活性化と地域が抱える課題の解消に向け、主体的に取り組む市民の皆様の活動を応援してきたところであり、各地域において工夫を凝らした特色ある事業が数多く展開されるなど、地域の活性化に少なからず貢献してきたものと捉えております。

議員ご質問の対前年度当初予算比較で減となった理由でございますが、令和4年度予算におきまして、コロナ禍からの脱却を見込み、通常どおり実施できるものと判断し予算措置した事業について、コロナ禍の影響も一定程度あったものと推察はされますが、事業の中止・縮小が相次ぎ、不用額が生じたケースが散見されております。これを受けまして、4年度決算に係る総務企画常任委員会の審査報告において「事業の在り方について、必要性も含め、制度内容をしっかり検証するよう努められたい」とのご指摘があったところであり、令和6年度当初予算においては、これまでの事業実績を勘案したところでございます。

また、市が実施いたします事業のうち、生涯学習事業、あるいは地域の環境整備など、他の分野や目的が主となっている事業につきましては、市全体の予算計上の方法に倣い

まして目的別の予算科目に移管、あるいは分類するとともに、事業の在り方について見直しを加えるなどの対応を行った結果、前年度から減額というふうになったものでございます。

予算計上の方法は変更となりましたが、本事業は、今後ますます進行することが見込まれる人口減少社会にあっても、地域の特色を生かした持続可能な地域づくりを後押しする重要な事業であることに変わりはなく、地域の幅広いニーズに対応する自由度の高い制度でありますので、年度途中で新たな申請や規模の拡充などにより予算が不足となった場合には、補正予算等によりしっかりと対応することとしております。

今後も地域活性化の一助としてご活用いただけるよう、制度周知に努めるとともに、地域の意向を的確に把握し、必要な見直しを加えながら、地域の自立した活動を応援してまいります。

以上でございます。

○議長（古谷武美） 再質疑はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、4番。

○4番（佐藤隆盛） まず、今の答弁聞いて、一通りといいますかやっておるようですが、実は私、まず今聞いて、そのとおりだと、かもしれません。ただ、私はですね、コロナの内容は今聞いたんですけども、最初見たときにですね、コロナが収束したと。そして、昨年よりも913万も少なくなっているんだと。私、数字だけ見てですよ、そしてその理由が、各支所から実施予定の事業の減だと、それしかね見なかったというか、事業書にそれしか書いておらなかったからね、今取り上げたんですけども。そしてね、今の話ですけども、私は、繰り返しになりますけども、この事業はですね、本当に各地域の活性化と地域の抱えている課題の解決に向けてですね、支所長をはじめ一丸となって住民と協働でまちづくりをしていくという重要な事業だと思っております。

そこでですね、部長に質問いたしますけれども、まず、私この数字見てですけども、この予算がね、去年よりも少なく、900万円も少ないと。この数字を見て何か感じる事とか、感じませんでしたか。部長の。

それからね、もう一つは、各支所のばらつきでありますけれども、私もそれ取り寄せてみましたけれども、非常にばらつきがあってですよ、この要求に、今年度の要求に対して中仙地域以外がですね、やっぱり800万とか、中には600万から700万、そ

して神岡のようにですよ360万ぐらいしか出してこないと。これね、そのことに対してですよ、声掛けしたのかしないかですよ。なぜね、普通にこれ、1,000万円前後の予算に対して、予算ですよ。コロナであろうとも、一応はどうしてですかとか、特に神岡の地域には、何でなのとか、出せないのかとか、いろいろあると思いますけれども、そういう声掛けをしたのかということをもっとお尋ねします。

それから、先ほども少し触れて、答弁触れておりましたけれども、まず私ね、あのガイドラインありまして、10回ぐらいね、いろいろ改正を行ってきておるようであります。そしてですね、先ほどの中にありました行政主導型、市民と行政の関連事業で事業実施もしたいが、主となるもの、また、市民の協働型とありまして、市民と行政が協働で実施する事業のうち、市民が労務を提供する、そして行政が支援すると。また、市民主導型、地域の団体と実施する事業費、そしてイベント応援型、地域実行委員会がしている地域イベントの支援などの4項目があります。そしてですね、まずこの4項目の中でいろいろありますけれども、そしてですね、それぞれのこの予算ですけれども、全体でいいですから何件ぐらいあったのか、これは通告といいますか聞き取りの時話しております。

それから、この要件件数ですけれども、この中にですね、当然今回のときに継続、イベント型なんては継続事業でありますけれども、新しく新規に各支所からね、新しくこれをやりたいと、これに対して予算要求というか、そういうものは何件ぐらいあったのかということもお知らせください。

それともう一つは、各支所から何件ずつ、予算は書いております。金額は書いておりますけれども、何件ずつの項目といいますか、項目は何件ずつあったのかということも、これ教えていただきたいと思います。

まず、私は地域枠予算とはですね、大事なやっぱり市の財源を使うわけですから、地域がその事業の受け入れ制約にですね、少し多すぎるなとか、また、この事業助成金の使い勝手にですね、問題がないかということも少しは気になるんですよ。先ほどいろいろありましたけれども、動かしたというか、そういうの分かります。だけれども、この繰り返しになりますけれども、この予算と、この予算数字ですか、そういうこと気になりましてですね、再質問したところでございます。まずここだけはですね、こういう、繰り返しになりますけれども、部長がね声掛けしたのか、まず何とこの数字見て感じるのか感じないのか、それから、この各支所に声掛けしたのかしないのか、そこが私一番気

になるんですけれども、この点について、まずこの５点について答弁お願いいたします。

○議長（古谷武美） 再質疑に対する答弁を求めます。伊藤企画部長。

○企画部長（伊藤公晃） 佐藤隆盛議員の再質疑にお答え申し上げます。

はじめに、今回の予算ですね、どういうふうに感じたかということでございます。

先ほど答弁させていただきましたとおり、委員会の方からの指摘もあったというようなことも踏まえての結果ではございますけれども、今回は市民の団体といいますか、団体からの声を全て拾い上げた形で予算の方は措置しております。これまで上限というようなものを設けたりなんなり設定していましたけれども、そういうことではなくて、こういうふうにやりたいという団体のお声を全て拾った形で予算措置しておるものでございます。

コロナ禍で中断した団体さん、活動を今いったん例えば停止しているというような団体も多分中にはあろうと思いますし、市の補助金を使わなくても実施している団体もあるかと思います。そういったいろんな事情もあるとは思いますが、そういったところには声を掛けるですとか、掘り起こしするですとか、そういったことは各支所を通じてやっておるというふうに私は捉えております。

ですので、先ほど二つ目のご質問に声掛けをしたのかといった質問ございましたけれども、支所、あるいは本庁におきましては、そういった団体の活動をしっかり注視してやっておるということでございますけれども、やっぱりまだ、全部が全部目の行き届かないところもあろうかと思っておりますので、そういったところにはしっかり目を向けるように、これからやっていきたいというふうに思っております。

それから３点目、何件の今回、件数があるのかということでございますが、類型別に申し上げますと、行政の主導型では２８件、それから、市民協働型では３１件、市民の主導型は１０８件、イベント応援型が６件、合計で１７３件ということになっております。

それから、支所ごとのご質問もございましたけれども、地域別ということでお答えさせていただきますが、大曲地域が２３件、神岡地域が１２件、西仙北地域が３０件、中仙地域が２７件、協和地域が２５件、南外地域が１６件、仙北地域が２３件、そして太田地域が１７件というふうになっております。

このうち新規ということでございますけれども、全部で把握しているだけで３２件ございます。これ全地域合わせて３２件でございます。これにつきましては、市民が主導

になってやる部分については、去年よりも多くなっているということでございます。大体その部分については、ほとんど変わらないといいますか、同じぐらいで推移しているということでございます。これは団体の方の活動が主、これを応援する事業ということになっておりますので、そういう団体がだんだんだんだん増えていくと、いってることはいいことかなと思っております。今後もですね、よく周り見ながら、事業の実施を応援してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（古谷武美） 再々質疑はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、4番。

○4番（佐藤隆盛） まず、数字的には分かりました。

そこでですけれども、一通り答弁聞きましたけれども、まず、先ほど述べておるように、平成30年に一律、大曲地域を除く7地域に地域、支所にですね、300万円の増額を行っております。このことをですね、私思い出してほしいんですよ。なぜ300万円、5、600万からですね300万円増額したかと。これはですね、平成29年に老松市長が市長に当選するときにですね、選挙公約の一環として、大仙市の全ての地域を隅々まで元気にしたいと、そして地域全体の元気づくりを掲げてですね、そして地域づくり関連予算を拡充するとまで、そういうふうに言ってるんですよ。だから、平成30年にこのことを実行し、300万円増額しているんですよ。だから私はですね、そういう市長の思いが忘れかけているんじゃないかなというふうに思ったんですよ。薄れかけているとか。私もそのときに、本当に良かったと思ってるんですよ。だから今回が非常に目についたんです、地域枠予算。何で昨年よりもこれ、しかもこの数字を見てみますと、元に戻る。だから、コロナによってこういうこと起きたかもしれませんが、そこがね、私は一つの理由じゃないかと思いますよ。いろいろやってるようだけれども、数字が物語っているんじゃないかと言わざるを得ないのであります。これは本当にね、市の職員と地域がね、一体となって、何回と言うんですけれども、一番大切な問題だと思います。

もう一つは、よくやればね、詳しくは分かりませんが、お願いしに行ったら、いや、金が無いんだとかね、いや、もうちょっとなという声は私は聞きます。皆さんどうか分かりませんが。だから、この地域枠予算とは、大事な予算だというふうに

思っております。

そういうことからしてですね、少し言いづらいこと言ったんですけれども、やっぱり取り組み姿勢の甘さも、私はあるんじゃないかなと、そういうことを申し上げたいのであります。

そこで、今、そういうことからしてですね、部長にもいろいろお話ししましたけれども、このことについてですね、まず私は今野副市長にですね、お願いというか要望したいと思います。それはなぜかというと、今、大仙市に副市長2人おまして、副市長事務分掌規程という中にですね、佐藤副市長が総務と経済部が担当だようでありますし、今野副市長が企画と市民部ということからして、今野副市長に、このことについて要望したいんですけれども、今回の予算が5,991万何ぼなりますけれども、この予算については多く動かすことはできないと思います。ですから、今野副市長にですね、次期年度は、せめて8,000万から9,000万円の、各支所からですね、取り上げて、要望について取り組んでいただきたいと。

それからもう一つは、この数字動かされないってごどですけれども、今、執行率、これもいつも少しは気にしてるんですよ。せっかく出したものがね、見れば8割のところもあるし、7割も8割のところもあるんですよ。どうかですね、今後はそういうことないように、そしてまた、今年はですね、せめて9割5分とか9割までね、執行するようお願いというか要望して質問を終わります。

以上です。答弁求めます。

○議長（古谷武美） 再々質疑に対する答弁を求めます。今野副市長。

○副市長（今野功成） 佐藤隆盛議員の再々質疑にお答え申し上げます。

1点目の令和7年度予算に関しての増額について考えていただきたいということだと思います。

本事業は、地域の特色を生かした事業を応援するという事業でありまして、そのためには制度のさらなる活用を促すことが重要であると考えております。地域の要望を捉えて、地域の皆さんが主体となっていく地域づくり活動が増えることによって、予算の増額にもつながってまいりますので、市といたしましても、各地域における相談体制の充実と、それから周知の徹底を図りまして、地域が盛り上がるような活動を支援させていただきます。

それから、2点目の執行率が低いので向上させていただきたいというご質問でござい

ますが、執行率の向上につきましては、令和6年度予算に関しましては、事業の必要性等を勘案した上で、事業提案に基づいて予算措置をしておりますので、執行率は向上するものと考えております。

市といたしましても、地域活動が今後も円滑に実施できるように支援をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（古谷武美） これにて4番佐藤隆盛議員の質疑を終わります。

【4番 佐藤隆盛議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、8番安達成年議員、お願いします。

（「はい、議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、8番。

【8番 安達成年議員 登壇】

○議長（古谷武美） はじめに、1番の項目について質疑を許します。

○8番（安達成年） 大地の会の安達成年です。それでは、通告に従いまして順次質問させていただきます。

まずはじめに、議案第37号の令和6年度大仙市一般会計予算のうちの7款1項4目60事業の大仙市観光物産協会補助金について伺います。

この事業費の約2,700万ほどの概要を見ますと、積算額が物産協会職員11名の給与、昇給額、福利厚生費となっております。これまでの物産協会の事業委託については別枠としておりますけれども、大仙市の観光、様々なPRを推進する上で物産協会は重要な役割を担っているということは理解いたしますし、基本的に大仙市の発展や地域の活性化につながるような外郭団体の事業に対しましては、支援することは何ら差し支えないと私は思っております。

今回の予算の場合、事業に対しての補助ではなくて人件費だけの補助ですけれども、この補助金のまず最初に根拠と理由をまずはお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） 1番の項目に対する答弁を求めます。加賀観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（加賀貢規） 安達成年議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、大仙市観光物産協会補助金の根拠と理由についてであります。議員ご指摘のとおり、同協会は営利を目的としない一般社団法人として、大仙市の観光及び物産の振興を図り、地域経済並びに文化の発展に寄与することを目的に設立された公益性

の高い団体でございます。

そのため、同協会の事業運営につきましては、市からの補助金や受託金、協会会員からの会費のほか、特産品のPR販売等による収入により成り立っており、職員の雇用については協会単独での維持は困難な状況となっております。

市では、こうした非営利法人としての性格や、本市の観光物産振興を設立目的にしている高い公益性、専門的なノウハウを有する職員の維持・確保などの観点から、市において補助することが必要であると判断し、人件費のうち職員給料及び福利厚生費の10分の10相当を支援しているところであります。

また、人件費補助と事業委託を分けた点につきましては、国の内外からの本格的な人流回復を受け、大仙市観光の再始動のためには協会の果たす役割はますます重要になることから、事業活動の基盤となる職員の人件費補助とは別に、新年度から新たに「観光PRイベント事業」を立ち上げ、観光物産振興に係る事業の委託を行うこととしたものであります。これにより、本市の観光振興に対する取り組み姿勢を、より明確化できるとともに、観光と物産を有機的に組み合わせた事業の展開により、協会の事業収入の安定化と職員の意欲向上が期待され、共通目的であります観光・物産振興の実現につながっていくものと捉えているところであります。

今後も本市の観光・物産振興の一翼を担うパートナーとして、同協会と連携協力を図りながら、地域経済の活性化に資する様々な取り組みを積極的に推進してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（古谷武美） 再質疑はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、8番。

○8番（安達成年） ご答弁ありがとうございました。そのとおりだと思います。私もそう思います。ちょっとひねくれた質問をもっていつて申し訳ないですけど、私は実は、もっと支援するべきではないかというのが基本的な部分で、今、何と申しますかね、この事業費を単純に1人あたりに割ると非常に少ないといいますか、本当に給料だけだとすればですね。さっと間違えば、ワーキングプアに陥るような、そのぐらいの金額しかないというふうなことで、これだけやっぱり同じくパートナーとしてやっていくのであれば、もうちょっとあってもいいんでねがなというのが基本線だと思います。世の中、

今これから春さ向かっていきますけれども、やっぱり賃金、今回の定例会にもそれに関係するような陳情が上がっております。やはりですよ、どうせ支援するのであれば、やっぱり中途半端な支援でなくて、やっぱり子育て、今、大仙市、子育てさも力入れていることだし、子育て世帯がやっぱり勤めたいというふうに思うような企業に育てるのも、これ大仙市の役目でないかなと思うし、そのためには、やっぱりもうちょっとしっかりした支援をするべきでないかなと。これ、単純に割ったり、1人当たりに割ったりしても、16、7万くらいかな、1人当たり20万もいってないような給料体系で、本当にこれ、きちっと仕事できるのかなっていうのが本当に心配する部分です。私はですね。なので、やはりですよ、魅力ある職場と、やっぱり市のこの観光事業というか物産事業というのも一緒に合わせてやるとすればですよ、そこら辺も含めた支援をするべきではないかなと。事業費の委託とかであれば、もしかすれば委託料というのは人件費入ったり、材料費入ったり、何かしら入ったり、総枠の中で委託発注できるということはあるんですけども、ここだけ見ればですよ、本当に大丈夫なのかなというのが心配する部分ですし、離職する方もいるんでないかなと。ハローワークさ募集なんか見ても、やっぱりそのレベルの給料体系で募集かけてますので、そうでないようなことを、きちんとした支援を、どうせ支援するんだばすで、何でこの2,700とかでなくてですよ、3,000万でも3,500万でも、やる気であればやれるはずなのになというのがるので、そこら辺も含めて今後の事業を支援していく部分についても、市当局ではですよ、その辺についてはどういうふうな見解を持っているのかというのを、ちょっと再度お聞きしたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（古谷武美） 再質疑に対する答弁を求めます。加賀観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（加賀貢規） 安達成年議員の再質疑にお答え申し上げたいと思います。

観光物産協会の補助金を増額してはどうかというようなお話をいただきましたけれども、先ほど申し上げましたとおり、大仙市観光物産協会につきましては、今、国内外からもですね、人流回復が見られる状況の中で、非常にその役割が今後高まっているというような認識の下、我々も十分検討しているところでございまして、そうした状況から先ほど申し上げましたとおり、令和6年度からですね、連携支援を強化することといたしまして、協会への補助を人件費とした上で、新たに観光PRイベント事業というものを創設したところでございまして、実はこれによりまして協会としては受託収入が増加

するということになります。補助金と、いわゆる委託料を合わせますと、今年度比で320万余りですね増額ですね、そういうような収入増となるというような設計となつてございます。

また、この仕組みを導入することによりまして、実績に応じて収入増も見込めるというふうに考えておりまして、結果、協会職員の意欲と事業効果の向上が図られるものというふうに考えているところでございます。

こうしたことから、補助金の増額ではなく、まずはこの新しい仕組みでの導入によりまして、当協会と連携した観光物産振興に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

2点目の給与額が少ないというようなお話、大丈夫かというようにございすけれども、実は今回の補助につきましては、給与のうち、職員給料及び福利厚生費の10分10相当額を支援するというようなことになってございまして、その金額、補助金ベース、補助対象ベースで計算いたしますと、やはり230万円ほどというようになりますけれども、実はこのほかに年2回の賞与ですね、賞与支給でありましたり、諸手当ですね、例えば扶養手当でありましたり、通勤手当、特勤手当というようなものも込み込みでございすけれども、でありましたり、あとは有能職員への特別昇給などを協会の中で行っておりまして、実質収入につきましては約300万円ということで、他の民間の被用者給与水準と格差ないというような状況となつてございます。

また、先ほど申し上げましたとおり、観光PR事業ということで委託をすることで、さらに増収につながる可能性がございますので、そうした場合は当然、職員給与にも反映できるのではないかというふうに考えているところでございます。どうかご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） 再々質疑はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、8番。

○8番（安達成年） 答えはいいですけども、その300万円が多いのか少ないのかは、ちょっとあれですけども、ただ、やっぱり子育て、子どもを育てるような若い職員が勤めるようなそんな、大仙市が関わるのであればですね、やっぱりそういうふうな給料体系とか、そういうふうな事業も一緒に進めて、その点も含めて今後のすよ、課題としてもっていただければと思いますので、これでまず質問は終わります。

○議長（古谷武美） 予算質疑の途中ではありますが、この際、暫時休憩いたします。再開は１０時５０分といたしますので、よろしくお願いします。

午前１０時３８分 休 憩

.....

午前１０時４８分 再 開

○議長（古谷武美） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

予算質疑を続けます。

次に、２番の項目について質疑を許します。

○８番（安達成年） 同じく一般会計予算のうちの１０款６項１目１５事業のスポーツツーリズムコミッション運営費についてお伺いいたします。

今後の東部エリア観光ビジョンの目玉ともなり得るこの施策として、これまでの太田ロードレース大会をグレードアップして、（仮称）太田ハーフマラソンとして行うというふうなことで、全国からお客さんを呼び込んで交流人口の拡大と地域の活性化を目指す試みにつきましては大変期待するところでもありまして、ぜひとも実現していただきたいなと思います。

そこで、この事業の１８節内の（仮称）太田ハーフマラソンの３０５万７千円という事業説明書にありますけれども、詳細についてお伺いしますので、そこら辺よろしくお伺いいたします。

○議長（古谷武美） ２番の項目に対する答弁を求めます。加賀観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（加賀貢規） 質問の、スポーツツーリズムコミッション運営費についてお答え申し上げます。

「（仮称）太田ハーフマラソン」の負担金の詳細についてであります。その内訳については、同大会の運営及び大仙市誕生２０周年を契機に実施する大会のグレードアップに係る負担金でございます。

具体的には、同大会の魅力を高め、新たな参加者を募るための重要なアイテムとなります。「ハーフマラソン」種目の追加や、迅速な結果集計・スムーズな大会運営に資する自動計測システムの導入、いつでも気軽に大会情報を取得し、申し込みができる大会専用ホームページの開設や全国のマラソン大会申し込み専用サイトへの登録、ゲストランナーの招聘や参加賞の充実などに係る経費に充てる予定となっております。

また、この大会内容の充実にあわせ、グレードアップを印象付け、誰もが参加しやす

いイメージとするため大会名称の変更を行うとともに、令和7年度からは太田の黄桜が咲く時期へと開催時期を変更するなどの検討を進めているところであります。

現在の大会につきましては、コロナ禍や県内外のマラソン大会の増加もあり、参加者が地元の小・中学生や一部の愛好者が中心となっており、令和5年度大会の参加者数は200人を下回っている状況にあります。

来年度からのグレードアップの実施により、同大会の魅力向上が図られ、県内外から多くの参加が見込まれることから、スポーツを起点とした交流人口の拡大と地域活性化に資するスポーツツーリズムの新たな柱になるものと大いに期待しているところであります。

ご承知のとおり、本市は、パリオリンピック女子マラソン出場選手に内定した鈴木優花選手や、リオデジャネイロオリンピック男子マラソンに出場した佐々木悟氏など、陸上競技長距離種目で活躍している選手を輩出している地域でございます。今後、本市にゆかりのある方々からゲストランナーとして参加していただくとともに、特産品や本市ならではの魅力的な参加賞を準備するほか、日本陸連の公認コース取得の検討など、大会参加の動機付けにつながる様々な施策を企画し、魅力あふれる、本市を代表する大会にグレードアップできますよう、関係者の皆様とともに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（古谷武美） 再質疑はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、8番。

○8番（安達成年） ご答弁ありがとうございます。大変有意義な大会になることを期待しますが、それで当然、そのホームページ開設したり宣伝するという事で、経費もかかるだろうとは思いますが。

ただ、前、ロードレース大会やってるときもそうでしたけれども、日本陸上競技連盟の公認コースとしての認定を受けての、ほかいろんなところで大会、長距離のマラソン大会、ハーフマラソン大会、ロードレース大会ありますけれども、やっぱりそこら辺さほかの方とちょっと区別をつけるといいますか、なんとなくこうグレードアップした感じにした大会にして開催しておった経緯もあります、以前には。今回も、まずはそれは最初に、公認コースの認定を受けるということは検討しなかったのかなというのは、そ

れ今、部長のお話を聞くと、まずやってみてから、後からちょっと検討しようかなというふうなニュアンスに聞こえたので、確かにその自動計測機は必要だろうとは思いますが。当然、ランナーが多ければ多いほど。でも、それはまずその何といいますかね、ほかの大会と差別化してグレードアップしてからでも、計測機の部分の検証というのは、いくらでも、いつ何時でもできることなので、その認定を受ける方が時間かかるし、さっと間違えば今年申請しても来年ならねば許可下りてこないということも考えられるので、当然その認定を受ければ、当然そのポイント、ポイントを出していくはずなので、そのコースの中さ当然そのハーフマラソンだけのコースだけではなく、要は5キロ、10キロ、20キロとかという、そういう区割りもできて、必ずそのハーフマラソンさ出場する方ばかりではなく、5キロにも出てみたいとか、10キロさも出てみたいとかっていう方も、幅が広がると思うんですよ。ですので、やっぱり私は、どうせグレードアップするんであれば、日本陸連の公認を受けたコースを作って、さっと間違えば何といいますかフルマラソンコースでもいいので、ハーフマラソンコース2カ所、もしかすれば天候によって変えるというふうなニュアンスもできるだろうし、同じ予算をかけるんであれば、そっちをぜひとも進めていただきたいなと思うので、そこら辺の今後のすよ、あの地域の目玉ともなる、東部観光エリアビジョンの目玉ともなる部分ですので、その点についてどういうふうに考えているのかなというのをもう一度お聞きしたいので、よろしくお願いします。

○議長（古谷武美） 再質疑に対する答弁を求めます。加賀観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（加賀貢規） 安達成年議員の再質疑にお答え申し上げます。

公認コースの取得についてでございますけれども、議員ご指摘のとおり、公認記録の申請を目的とするランナーにとりましては、公認コースでのレースは大会参加の魅力の一つになるものと考えており、公認コースの先行取得について庁内でも検討を行ったところでございます。

実はそのような検討を行ったところではあったんですが、認定コースの取得に当たりましては、いわゆる日本陸連の審査やコースの計測などの手続きが必要でございまして、先ほどご指摘がありましたとおり、認定までに最短でもやっぱり半年くらいの期間を要するというふうなお話を伺っているところでございます。

また、本市では初めてのハーフマラソンコースの設定でございますので、ノウハウが少なく、実際に参加したランナーの皆様からの意見を伺いながら、魅力的なコース設定

にしたいという思いもございまして、来年度の認定コースの取得を見送ったというような実情でございます。

こうしたことから、まずは新たな大会基盤を整え、多くのランナーから参加していただいた上で、その参加者の皆様からコースに関する意見を丁寧にお伺いし、陸上競技協会等からですね、ご協力の下、公認申請に向けて準備を進めてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（古谷武美） 再々質疑はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、8番。

○8番（安達成年） いずれは申請するというふうなニュアンスに聞こえたので、いずれその、やっぱりある程度、うち方、後発の部分ですので、やっぱりほかとはちょっと差別をつける。横手でも大きい大会やったりしていますけれども、ちょっと差別をつけるということも必要だと思うので、そこら辺はぜひとも検討していただきたいなというお願いをして終わります。

○議長（古谷武美） 次に、3番の項目について質疑を許します。

○8番（安達成年） 3点目ですけれども、同じく一般会計予算のうちの8款2項1目15事業の市道敷地対策費についてお伺いいたします。

6年度の委託料が375万1千円というふうな予算ですけれども、まずその前に、よくこれほどすよ、3千件以上といいますか、これ3千筆ですかね、ぐらいあったのを、これを3分の2まで減らしていただいたなというの、よくここまで解決いただいたなということで、職員の皆さんには本当にご苦労かけたなということで本当にお礼をまず最初に述べたいなと思います。

それで、まだ残っている部分が3分の1あると、千件以上というか、千筆以上あるというふうなことのようです、この事業の中身を見ると。で、この未登記の関係の解決には、ここ数年間の委託料の予算が減額されているようですけれども、本当に解決するには、逆に予算増やさねばいけないのかなと思いますけれども、まず最初にそこら辺の見解をひとつお伺いしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） 3番の項目に対する答弁を求めます。佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木英樹） 質問の、市道敷地対策費につきましては、過去に市道拡幅など道路改良事業のために用地買収したものの、その後の所有権移転登記が行われていな

かった市道敷地につきまして、市への適正な所有権移転を進め、市道敷地に係る未登記問題を解消することを目的としております。

議員の今のお話の中にありましたけれども、平成２０年度に調査した際、未登記の筆数が市内で３，０４９筆確認されておりまして、これまで解消に向けた取り組みを行ってまいりました。その後、平成２９年度に専任の部署として用地対策課を発足させ、問題解決の加速化を図ってきたものでございます。

令和４年度末におきましては、約６５パーセントに当たる１，９７８筆を解消いたしまして、残る未登記筆数が１，０７１筆となっております。

解消に当たりましては、早期に解消を図る観点から、各未登記土地の状況を調査し、解消しやすいものから取り組んでまいりましたけれども、その結果、残るこの１，０７１筆、この未登記案件の多くが未相続や抵当権が設定されているなど、難度が高くて、これまでよりも解決までに多くの時間と労力を要する状況にございます。

このことから、残る未登記案件につきましては、改めて状況を精査し、外部の専門家からの業務支援なども含めまして、効率的かつ早期の解消を図るための方針及び方策の再検討を進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（古谷武美） 再質疑はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、８番。

○８番（安達成年） ご答弁ありがとうございます。大変、だろうなと想像いたしますし、多分私でねばしゃべれねかもしれねすども、もともと旧町村の職員方が適当な仕事をし、こんたごどしたなだからこういうふうなったという部分もあろうかと思います。でも、今でもう大仙市になってしまったので、もう大仙市で解決するしかないので、本当に今の用地対策課さいる若い職員の方には、本当に自分の仕事でもない部分も含めて、かなりいろんなところさ頭下げに行っちゃってやってる、解決さ向かっていこうかなと思っていると思います。

やっぱり時間かかればかかるほど解決できない部分が出てくるだろうと思うんです。当然その地権者亡くなってしまったり、先ほど部長言ったとおり相続できなかつたりとか。だから、早いば早いほどいいと思うし、そのためにはやっぱり当然予算も必要だろうし、できない部分の理由も分けていかねえ部分ってたくさんあるんだろうなと思いま

す。それで、いつまでできるかっていうやつも含めて、やっぱりそこは検証していかなければすよ、いつまでたってもまだもうさらに10年、20年かかるのかということもあるので、そこら辺はきちんと整理していただきたいなと思うし、必ず当初予算でなくてもすよ、その解決できるものがあつたときに、補正対応でもいいので、やっぱり早め早めに解決するというか、登記をでかしていくというふうな部分もやらなければ、いつまでたっても負の遺産が残っていくというふうなことになるので、そこら辺の対応についてですよ、今、その方策について来年度やるというふうなことですけれども、もっと、例えば県内にそういう解決できる業者がいなければ、全国から募集してもいいだろうし、とにかく早くでかさないと、いつまでもいろんな問題が含んでくるので、そこら辺の見解をもう一回ちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（古谷武美） 再質疑に対する答弁を求めます。佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木英樹） 安達成年議員の再質疑にお答え申し上げます。

なかなかこの問題、非常に難しい問題でして、いつまでにできるかということをお場でお答えするということはできませんけれども、先ほど申し上げましたとおり、残る未登記案件につきましては、調査が15、6年前ですので、改めて相続とか抵当権の関係、再精査いたしまして、解消が可能なもの、また、困難なもの、もしかすると不可能なものもあるかもしれませんが、そういうものなどへ仕分け・再分類を来年度行いまして、その上で解消可能な案件につきましては、解消までのスケジュールなども含めた検討結果を、来年度できるかどうか、来年度中をめどにお示ししたいなというふうに考えてございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） 再々質疑はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、8番。

○8番（安達成年） 多分、んだすな、そういう答えになるだろうなと思いますけれども、いずれその進み具合も含めてですよ、議会の方さ示していただければいいかなと思うし、ぜひとも頑張って、できないことはないだろうと思うす。できないというやつで残せば大変なことになるので、そこら辺はひとつよろしくお願ひしたいなと、お願ひして終わります。

○議長（古谷武美） 次に、4番の項目について質疑を許します。

○8番（安達成年） 最後にですけれども、議案第38号、令和6年度大仙市国民健康保

険事業特別会計予算のうちの歳出9款1項1目90事業の基金積立金についてお伺いいたします。財政調整基金積立金についてお伺いいたします。

大仙市の主な国民健康保険の加入者は、ほとんどが農家や自営業者であることを考えてみましても、市民の生活安定のためには国保税の急激な上昇は避けなければならないと思っております。

市では、令和6年度の国民健康保険税の試算を、現行の税率で進めるとの説明がありましたので一安心しているところでもあります。

先般の魁新聞の記事を読みますと、国民健康保険の運営者である県が示した令和6年度の1人当たりの国保税の目安の平均が13万2,148円ということで、記事によりますと、大仙市の目安が13万4,716円、平均よりも2,568円高いというふうに示されました。県内の市の中でも上から3番目に高いというふうなことで、実際に国保税が賦課される際には、所得等々いろいろな要素が加味されますので、それぞれの個人差があります、とは思います。

私、高いから安くするというふうな要求ではございませんので、今後の保険の給付費を考えますと、当然高齢化によりまして伸び続けるだろうし、加入者は減少していくだろうなと考えます。

そこで一つ目の質問ですけれども、今後の大仙市の国保税の税率の安定、それから、現在の税率はぜひとも維持していただきたいなと思うし、そのためにも毎年交付されます交付税、基準財政需要額にプラスアルファして、この国保財政調整基金にもっと多く積み立てできないのかなというものをお願いしたいなというものも含めまして、その辺の見解をお伺いしたいなと思います。

それともう一つですけれども、ちょうど今の当初予算と補正予算がそろそろこのタイミングですのであえて質問させていただきますけれども、二つ目は、今年度の国保の補正を見ますと、今の定例会に上がっております補正を見ますと、去年の倍以上の2,900万円ほどを基金に積み立てするというふうに予定されております。毎年増えることは考えられませんが、令和6年度に措置されます交付税の中から、財政安定化支援等の中から、この令和6年度の予算に繰り入れる部分がどれくらいあるのかなというふうなものも、答えられる範囲でいいんですけれども、今答えられるのであれば、その辺もどの程度見積もっているのかも伺いますので、こちら辺ご答弁の方よろしくお伺いいたします。

○議長（古谷武美） 4番の項目に対する答弁を求めます。伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤 敬） 質問の、国保財政調整基金積立金についてお答え申し上げます。

はじめに、基金の積み増しにつきましては、国民健康保険事業は、国保税や保険給付費に係る県交付金のほか、一般会計からの繰入金などを主な財源として運営しております。

このうち一般会計繰入金については、低所得者世帯の保険税軽減分や財政安定化に資するための繰入金と財源不足を補うための法定外繰入金に区分されますが、国保の被保険者以外の税を充当し一般会計から繰り入れるという性質上、この額が多額になることは制度上好ましくなく、国保事業の県単位化が始まった平成30年度以降、法定外繰り入れを行った場合は、県交付金が減額され、加えて、県内市町村国保財政にも多大な影響を及ぼすことになるため、基金積み増しを目的とした一般会計からの補填は難しいものと判断しております。

次に、令和6年度積立額見込みにつきましては、当初予算では基盤安定負担金、それから、財政安定化支援事業等の繰入金が無確定であるため予測は困難であることから、予算計上額は暫定の1千円としております。

また、国保県単位化以降、基金の取り崩しは行っておらず、積み増しを図り、令和5年度末時点における基金残高は4億937万2千円となります。

平成21年度から現行税率を維持しており、今後も被保険者の皆様に急激な負担が伴わないような安定的な事業運営に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（古谷武美） 再質疑はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、8番。

○8番（安達成年） ご答弁ありがとうございます。いや、今、県主体になってから基準外繰り入れ駄目だということを聞きまして、そうなのかなと。私ちょっと知らなかったもので、大変すいませんでした。違反、ペナルティがなければいいのかなとは思いますが、最初から予算立てるとき、一般会計からの繰り入れ多くするのか、それしか方法ないのかなとは、そういうふうな意味合いなのかなと。いずれは交付金の中から当然毎年いくらかは基金を積み立てる部分は出てくるだろうかなとは思いますが、その点については、なるべく頑張って積み増しを図っていただきたいと思います。個人的にはですよ、納税額ぐ

らいはですよ、頑張って積み立てをお願いしたいなと思うし、合併当初って多分ですよ、今4億幾らっていいですけど、多分7億ぐらいあったはずなので、当然平成21年から税率が上げてこなかったというのも、本当に評価はします。ただ、これからやっぱりどうしても上がる、もしかすれば令和6年度を起点にして7年度、8年度ってどうしても上げない部分が出てくるかもしれないので、そういった意味でも、やっぱり基金は大事なのだろうなと思います。上げないために全て一般会計からの繰り入れでやるというのも、やっぱり無謀な部分があるので、その部分はやっぱりなるべく、基金を取り崩さないでここまできてるので、できるだけ積み増しを図っていただきたいなと思うので、そこら辺も含めて、誰さ聞けばいいのかちょっとあれだすども、このままずっともう10年間この税率でいけるなんていうことは、誰も多分お約束できないだろうなとは思いますが、できればですよ、老松市長が市政を担っている間はですよ、安定したこの税率とか、この状態でいってもらいたいなとは思っているので、そこら辺も含めて、答えが出るのか出ないのかは分かりませんが、なるべく個人負担が急激に上がらないような感じで国保財政を運営していただければなと思いますので、そこら辺ひとつ、答え出るのかどうか分かりませんが、ひとつお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古谷武美） 再々質疑に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 安達成年議員の再質疑にお答え申し上げたいと思います。

国保財政の状況については注視していかなければならないという思いはもちろんありますけれども、今、平成21年から税率は維持してきているということでもあります。いろいろなね、状況を勘案すると、市民の皆さんの負担を、国保加入者の負担を上げるということは、なかなかね、今、現実的ではないというふうに思っておりますので、維持してまいりたいという気持ちで市政を担っております。よろしくお願いします。

○議長（古谷武美） 再々質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） これにて8番安達成年議員の質疑を終わります。

【8番 安達成年議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、21番金谷道男議員。

（「はい、議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい。

【 2 1 番 金谷道男議員 登壇】

○議長（古谷武美） はじめに、1番の項目について質疑を許します。

○21番（金谷道男） 通告に従いまして、のりのりきっぷ交付事業について質問させていただきます。

高齢者の移動手段の確保による社会活動参加促進や引きこもり予防、高齢者自身の運転から公共交通手段利用への誘導をすることによって、高齢運転者による交通事故防止、高齢者の社会的動きによる地域経済の活性化、そして、交通弱者支援として行っている様々な公共交通政策の利用者増加にもつながるなど、この事業は各方面に有効な事業だと思います。

ますます高齢化が進み、交通弱者が増加していくと思われる時代にあって、この事業の重要性はますます高まると思いますので、そういった視点から、今後もこの事業を継続、充実させていくべきという思いで質問しますが、この事業のここ数年間の交付対象者数、申請者数、交付件数、使用実績などの実績の推移がどうなっているのかお伺いいたします。

また、この予算の執行に伴い、令和6年度に交付要綱の変更点などが行われるものなのかどうか、2点お願いいたします。

○議長（古谷武美） 1番の項目に対する答弁を求めます。伊藤企画部長。

○企画部長（伊藤公晃） 金谷道男議員の質問にお答え申し上げます。

はじめに、市内を走るバスやタクシーで使える交通助成券「のりのりきっぷ」交付事業につきましては、高齢者をはじめといたします、いわゆる交通弱者の日常生活支援や公共交通の利用促進などを目的に実施しているもので、令和2年7月からの実証実験を踏まえまして、3年度から本格的に事業を開始したものでございます。

ご質問の、これまでの交付対象者数等の実績でございますが、制度開始当初、令和2年度で75歳以上の交付対象者数が1万6,730人、申請者数と交付件数は、これは同数でございますが8,645人（件）というふうになっております。また、免許返納者の申請は905人で、合わせまして9,097万5千円分を交付して、5,419万7,600円が使用済みということになっております。

同様に、3年度は、交付対象者数1万7,076人に対して、申請者数が9,012人、免許返納者の申請は1,054人で、合わせて5,033万円分を交付し、3,210万6,900円が使用されております。

4年度は、交付対象者数1万7,360人に対して、申請者数が7,016人、免許返納者の申請は984人、合わせまして4,800万円ちょうどを交付いたしまして、3,283万7,300円が使用されております。

なお、1人当たりの額面につきましては、コロナ禍の影響緩和を目的に、社会経済情勢に応じてコロナ対策に係る国の交付金を活用した上乗せ支援も行っておりまして、令和2年度は75歳以上の対象者に1万円分を、4年度には全ての対象者に6千円分を交付しているという実績がございます。

次に、令和6年度の交付要綱の変更点でございますが、特段変更はございませんが、交付額に対する利用割合、これが令和2年度は59.6パーセントから3年度には63.8パーセント、4年度には68.4パーセントということで、年々上昇しております。それとともに利用者の皆様から一定の評価をいただいているところでございますので、高齢者の皆様が地域で安心して暮らし続けることができる公共交通サービスの充実につながっているものというふうに捉えております。

今後も時代のニーズを的確に捉え、地域の実情に応じて、適宜、公共交通システムの見直しを図るとともに、移動支援や利用促進に係る全国の事例、こういったものも調査研究しながら、高齢者の皆様が安心して外出することができる適切な生活支援の一助となるよう充実を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（古谷武美） 再質疑はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、21番。

○21番（金谷道男） 最初にも申し上げましたとおり、非常に多方面に良い意味での、変な言い方ですけども、お金の回り方にもなるし、高齢者の方々の出歩くことによる心と健康の増進にもつながっていくことなので、ぜひとも中身の充実をこの先考えていっていただきたいと思います。

そこで2点だけ申し上げます。

1点目は、実は免許返上者の関係なんですけど、私ちょっと要綱を読んだ限りにおいては、免許返上後3年間は交付するというような状況に、交付要綱を読みますと、私はちょっとそういうふうに解釈したんですが、例えば75歳になるまでの3年以上ある方については、時間的にそのままだと切れちゃう、もらえない時期があるというような感

じに受け取りましたので、そのところがどうなっているのか。

実は、最近、免許の返上者というのは結構おまして、私、手元にある数字では、令和1年から今年の12月頃までの間なんです、300人強が、やっぱり大仙市管内でも300人を超える方、400人近い年もあります。年によって若干違うようだけれども、そのぐらいのやっぱり返上者が実は出ているということです。そうなりますと、もしかすればそういう年齢的にももらえないという時期が生じるのではないかなと。そうなりますと、この地域では車の運転できないということは高齢者にとって本当に大変なことなんだと思います。そういった意味では、そのところの、もしその時間が空くような時間があるとすれば、そこは検討して、空かないようにしていただきたいなということが1点です。

それからもう1点は、今、バスだけでなく乗合タクシーなんかでも、これ使える制度なので、バスのことだけ言っちゃ変ですけども、一つの考え方として、私、前、確か平成30年の一般質問でも似たようなことを言ったような気がするんですが、高齢者の交通手段の助成のときに。実は、路線を、例えば高齢者については、1路線定期で交付するという方法もあるのではないかなと、これ選択の中で考えていただきたいことなんです。例えばこの路線はどうしても使わなければいけない。本当は目的が病院に行くこととか、あるいはどっかに、遊びに行くってのは変ですけども、私、自分が関係しているスポーツに誘導するつもりで言ってるつもりではありませんが、例えばグランドゴルフ場に行くときにその路線を使っていくとか、あるいはどっかの温泉に定期的に行くので使うとか、そういった場合は、やっぱり当然予算かかることなので、もしかすれば全額無料はちょっと厳しいかもしれないけども、のりのりの単価と、やはり少しは自己負担もしていただきながら、そういうことも選択肢の一つとして考えていただけないものかなと。あわせて、実はこの高齢者の年間パスについては、ほかの公共交通、バス、業者さんがやっているバスについても、支援していることもありますので、何かそこら辺にも働きかけをして、1本路線についてなんぼというような、そういった支援の仕方もあるって、なるべく回数いっぱい乗ってもらえるように、結局いっぱい乗るということは、それだけ公共交通機関の支援の効果も上がるというような、利用者がなんぼいるかが公共交通機関の事業の目的だと思うんですよ。動けば動くほど。そういう意味では、お金もかかりますが、さっきから言ったようにお金もそれで同時に回るので、私はいい事業だなというふうに感じているところであります。

そういったことを含めて、そしてプラスアルファ、今の枚数よりももうちょっと予算が許せば増額も検討していただけないものかなという３点をお願いいたします。

○議長（古谷武美） 再質疑に対する答弁を求めます。伊藤企画部長。

○企画部長（伊藤公晃） 金谷議員の再質疑にお答え申し上げます。

はじめに、免許の返納者に係るご質問でございましたけれども、返納者に対します交付期限といいますか、これ制度を始めたときは、やっぱり３年というような期限、確かに設けておりました。その後ですね、実際免許返納する方につきましては、病気だったり、けがだったりというような様々な事情がございますので、そういったことで、早期に返納されなきゃいけないという方がやっぱり多かったという事情もあります。これを受けまして、令和４年度から７５歳未満の方につきましては、その交付の３年という要件は撤廃しております。ですので、最初の申請のときから７５歳に到達するまでは、申請はずっと可能ということですので、切れ目のない支援の方は行っているということですので、よろしくお願いいたします。

それからもう一点、ご提案いただきました定期、１路線にいくらというような格好での仕様ということでございます。議員おっしゃるとおりですね、様々な方法、手段でいろいろ使えるということにつきましては、利用者もそうですし、それから、事業者も双方にとっていいことということだというふうには考えております。現在も使いやすいようにというようなことで、１００円単位というふうな形で１枚ずつですね、利用できるように工夫はしておるつもりでございますけれども、そういった視点もあるというご意見受けましたので、今後の判断材料にさせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

増額の検討というお話ございました。

これまで１万円だったり、それから６千円だったりというようなことを、５千円に上乘せするような形でやってきた時期もございます。まだ始まってからですね、３年しかたっていないというような状況でございまして、その中でですね、平常時どれぐらいの利用があるのかというようなことでいきますと、現在のところですね、１人平均ですね、年間やっぱり３千円から４千円ぐらいの利用というふうになっております。ですので、もうちょっと様子を見させていただきたいというようなこともございますので、そういった点をですね、もうちょっと注視しながら、これについても今後の検討材料ということで考えさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） 再々質疑はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、２１番。

○２１番（金谷道男） まずその１点目の免許返上者については、大変、そういう措置をしていただいているということで、ありがとうございます。ぜひ続けていただきたいなと。

６０歳から７０歳の免許の保有率というか、これが秋田県とか大仙市内のものが分かるものかなと思って私ちょっと調べようと思ったんですが、なかなかそういうものがなくて、全国的なものはありません。そうなりますと、やっぱり今これから毎年かなり保有者のパーセントが高まってくるような状況になっておりますので、多分それに伴って返上者も、ここ数年、少なくともまたなってきましたけれども、多くなつてほしいなという一面もあります。やっぱりいろんな、全国で高齢者運転による交通事故というのは、結構やっぱり出てきたなという感じしますので、そういったことを防ぐ意味でも、それからまた、最初も言いました心と体の健康ということが、やっぱり出歩くこと、やっぱりそれが非常につながるんだと思います。そして、地域のそういったものがイベントなり集会なりに人も集まるというような流れになっていけば、非常にそういう意味では担当課の方々も頑張ってもらっていますけれども、ほかのいろんな課にも全部これ影響していく、そういったいい、私、意味での事業だと思ってますので、この後ぜひ検討いただきたいと。いろんな多様なやり方でやっていいと私は思ってます。個人個人にその事情があると思うので。さっき１人３千円ぐらい、そうかなと思いました。実は私ももらっているんですが、まだ今年なってから４００円しか使ってませんで、間もなく終わりそうなので。でも、やっぱりそれは、個人差も、また使い方もあって、その年によっても違うと思うので、そういう意味ではぜひそういう、みんな一律にという考えでなくとも、やっぱり利用する人はどんどん利用していてもいいと思うので、そんなことも含めて、この後またやっていていただきたいということをお願いしまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（古谷武美） これにて２１番金谷道男議員の質疑を終わります。

【２１番 金谷道男議員 降壇】

○議長（古谷武美） 以上で通告による質疑は終わりました。

これにて質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第３７号から議案第５５号までの１９件は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（古谷武美） 日程第４８、陳情第３５号から日程第５２、陳情第３９号までの５件を一括して議題といたします。

本５件は、陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（古谷武美） お諮りいたします。各常任委員会審査のため、３月７日から３月１４日まで８日間、休会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認め、よって、３月７日から３月１４日までの８日間、休会とすることに決しました。

○議長（古谷武美） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、来る３月１５日、本会議第５日を定刻に開議いたします。
ご苦労様でした。

午前１１時３４分 散 会

令和 6 年第 1 回大仙市議会定例会会議録第 5 号

令和 6 年 3 月 1 5 日（金曜日）

議 事 日 程 第 5 号

令和 6 年 3 月 1 5 日（金曜日）午前 1 0 時開議

- | | | |
|-----|-----------|--|
| 第 1 | 議長報告 | ・ 例月現金出納検査結果 |
| 第 2 | 議案第 9 号 | 大仙市役所部等設置条例の一部を改正する条例の制定について
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 3 | 議案第 1 0 号 | 大仙市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 4 | 議案第 1 1 号 | 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 5 | 議案第 1 2 号 | 大仙市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 6 | 議案第 1 3 号 | 大仙市空き家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 7 | 議案第 1 4 号 | 大仙市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 8 | 議案第 2 1 号 | 大仙市神岡市民センター条例の制定について
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 9 | 議案第 1 5 号 | 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決) |

第 1 0	議案第 1 6 号	大仙市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大仙市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
第 1 1	議案第 1 7 号	大仙市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について (教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
第 1 2	議案第 2 0 号	大仙市神岡福祉センター条例を廃止する条例の制定について (教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
第 1 3	議案第 2 2 号	大仙市コスモス奨学基金条例の制定について (教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
第 1 4	議案第 1 8 号	大仙市立武道館に関する条例の一部を改正する条例の制定について (産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
第 1 5	議案第 1 9 号	大仙市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について (産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
第 1 6	議案第 2 3 号	中里温泉改築事業（建築）工事請負契約の締結について (産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
第 1 7	議案第 2 4 号	中里温泉改築事業（機械設備）工事請負契約の締結について (産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
第 1 8	議案第 2 5 号	市道の路線の認定及び廃止について (産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
第 1 9	議案第 2 6 号	令和 6 年度大仙市企業団地整備事業特別会計への繰入れについて (産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
第 2 0	議案第 2 7 号	令和 6 年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入れについて (産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
第 2 1	議案第 2 8 号	令和 5 年度大仙市一般会計補正予算（第 1 5 号） (各常任委員長報告・質疑・討論・表決)
第 2 2	議案第 2 9 号	令和 5 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号） (教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
第 2 3	議案第 3 0 号	令和 5 年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第 4 号） (教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)

- | | | |
|-------|-----------|---|
| 第 2 4 | 議案第 3 1 号 | 令和 5 年度大仙市奨学資金特別会計補正予算（第 1 号）
（教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決） |
| 第 2 5 | 議案第 3 2 号 | 令和 5 年度大仙市企業団地整備事業特別会計補正予算（第 3 号）
（産業建設委員長報告・質疑・討論・表決） |
| 第 2 6 | 議案第 3 3 号 | 令和 5 年度大仙市太陽光発電事業特別会計補正予算（第 1 号）
（教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決） |
| 第 2 7 | 議案第 3 4 号 | 令和 5 年度大仙市峰吉川財産区特別会計補正予算（第 1 号）
（総務企画委員長報告・質疑・討論・表決） |
| 第 2 8 | 議案第 3 5 号 | 令和 5 年度大仙市上水道事業会計補正予算（第 2 号）
（産業建設委員長報告・質疑・討論・表決） |
| 第 2 9 | 議案第 3 6 号 | 令和 5 年度大仙市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
（産業建設委員長報告・質疑・討論・表決） |
| 第 3 0 | 議案第 3 7 号 | 令和 6 年度大仙市一般会計予算
（各常任委員長報告・質疑・討論・表決） |
| 第 3 1 | 議案第 3 8 号 | 令和 6 年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算
（教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決） |
| 第 3 2 | 議案第 3 9 号 | 令和 6 年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算
（教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決） |
| 第 3 3 | 議案第 4 0 号 | 令和 6 年度大仙市学校給食事業特別会計予算
（教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決） |
| 第 3 4 | 議案第 4 1 号 | 令和 6 年度大仙市奨学資金特別会計予算
（教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決） |
| 第 3 5 | 議案第 4 2 号 | 令和 6 年度大仙市企業団地整備事業特別会計予算
（産業建設委員長報告・質疑・討論・表決） |
| 第 3 6 | 議案第 4 3 号 | 令和 6 年度大仙市スキー場事業特別会計予算
（産業建設委員長報告・質疑・討論・表決） |
| 第 3 7 | 議案第 4 4 号 | 令和 6 年度大仙市太陽光発電事業特別会計予算
（教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決） |
| 第 3 8 | 議案第 4 5 号 | 令和 6 年度大仙市小水力発電事業特別会計予算
（産業建設委員長報告・質疑・討論・表決） |

第 3 9	議案第 4 6 号	令和 6 年度大仙市内小友財産区特別会計予算 (総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
第 4 0	議案第 4 7 号	令和 6 年度大仙市大川西根財産区特別会計予算 (総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
第 4 1	議案第 4 8 号	令和 6 年度大仙市荒川財産区特別会計予算 (総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
第 4 2	議案第 4 9 号	令和 6 年度大仙市峰吉川財産区特別会計予算 (総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
第 4 3	議案第 5 0 号	令和 6 年度大仙市船岡財産区特別会計予算 (総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
第 4 4	議案第 5 1 号	令和 6 年度大仙市淀川財産区特別会計予算 (総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
第 4 5	議案第 5 2 号	令和 6 年度市立大曲病院事業会計予算 (教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
第 4 6	議案第 5 3 号	令和 6 年度大仙市上水道事業会計予算 (産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
第 4 7	議案第 5 4 号	令和 6 年度大仙市簡易水道事業会計予算 (産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
第 4 8	議案第 5 5 号	令和 6 年度大仙市下水道事業会計予算 (産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
第 4 9	陳情第 3 5 号	あきたこまち R についての陳情書 (産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
第 5 0	陳情第 3 7 号	「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書 (産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
第 5 1	陳情第 3 9 号	「あきたこまち」の「あきたこまち R」への全面切り替え計画に関する陳情書 (産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
第 5 2	議案第 5 6 号	監査委員の選任について (説明・質疑・討論・表決)
第 5 3	議案第 5 7 号	監査委員の選任について (説明・質疑・討論・表決)

- 第 5 4 議案第 5 8 号 荒川財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 5 5 議案第 5 9 号 荒川財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 5 6 議案第 6 0 号 荒川財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 5 7 議案第 6 1 号 荒川財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 5 8 議案第 6 2 号 荒川財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 5 9 議案第 6 3 号 荒川財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 6 0 議案第 6 4 号 荒川財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 6 1 議案第 6 5 号 峰吉川財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 6 2 議案第 6 6 号 峰吉川財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 6 3 議案第 6 7 号 峰吉川財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 6 4 議案第 6 8 号 峰吉川財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 6 5 議案第 6 9 号 峰吉川財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 6 6 議案第 7 0 号 峰吉川財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 6 7 議案第 7 1 号 峰吉川財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 6 8 議案第 7 2 号 船岡財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)

- 第 6 9 議案第 7 3 号 船岡財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 7 0 議案第 7 4 号 船岡財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 7 1 議案第 7 5 号 船岡財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 7 2 議案第 7 6 号 船岡財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 7 3 議案第 7 7 号 船岡財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 7 4 議案第 7 8 号 船岡財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 7 5 議案第 7 9 号 淀川財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 7 6 議案第 8 0 号 淀川財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 7 7 議案第 8 1 号 淀川財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 7 8 議案第 8 2 号 淀川財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 7 9 議案第 8 3 号 淀川財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 8 0 議案第 8 4 号 淀川財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)
- 第 8 1 議案第 8 5 号 淀川財産区管理会財産区管理委員の選任について
(説明・質疑・討論・表決)

議 事 日 程 【第 5 号の 2】

- 第 1 議案第 8 6 号 大仙市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
(説明・質疑・討論・表決)

第 8 2 各委員会からの閉会中の継続審査及び調査の申し出について

出席議員（24人）

1 番	大 山 利 吉	2 番	戸 嶋 貴美子	3 番	佐 藤 文 子
4 番	佐 藤 隆 盛	5 番	挽 野 利 恵	6 番	秩 父 博 樹
7 番	青 柳 友 哉	8 番	安 達 成 年	9 番	高 橋 徳 久
10 番	佐 藤 芳 雄	11 番	橋 本 琢 史	12 番	小笠原 昌 作
13 番	小 松 栄 治	14 番	本 間 輝 男	15 番	佐 藤 育 男
16 番	山 谷 喜 元	17 番	石 塚 柏	18 番	高 橋 敏 英
19 番	橋 村 誠	20 番	渡 邊 秀 俊	21 番	金 谷 道 男
22 番	後 藤 健	23 番	鎌 田 正	24 番	古 谷 武 美

欠席議員（0人）

遅刻議員（0人）

早退議員（1人）

18 番 高 橋 敏 英

説明のため出席した者

市 長	老 松 博 行	副 市 長	佐 藤 芳 彦
副 市 長	今 野 功 成	教 育 長	伊 藤 雅 己
代 表 監 査 委 員	武 田 哲 也	上下水道事業管理者	舩 谷 祐 幸
総 務 部 長	福 原 勝 人	企 画 部 長	伊 藤 公 晃
市 民 部 長	伊 藤 敬	健 康 福 祉 部 長	佐々木 隆 幸
農 林 部 長	渡 邊 重 美	経 済 産 業 部 長	富 樫 真 司
観光文化スポーツ部長	加 賀 貢 規	建 設 部 長	佐々木 英 樹
病 院 事 務 長	藤 原 孝 之	教育委員会事務局長	山信田 浩
総務部次長兼総務課長	小 林 孝 至		

議会事務局職員出席者

局	長	斎藤秋彦	主	幹	佐藤和人
主	幹	佐々木孝子	主	査	藤澤正信
主	任	小山田竜司			

午前 10 時 開 議

○議長（古谷武美） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

○議長（古谷武美） 本日の議事は、議事日程第 5 号をもって進めます。

○議長（古谷武美） 日程第 1、この際、諸般の報告をいたします。

例月現金出納検査結果が市監査委員から提出されておりますので、お手元に配付のとおりにご報告させていただきます。

○議長（古谷武美） 日程第 2、議案第 9 号から日程第 8、議案第 21 号までの 7 件を一括して議題といたします。

本 7 件に関し、委員長の報告を求めます。総務企画常任委員長 10 番佐藤芳雄議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、10 番。

【10 番 佐藤芳雄議員 登壇】

○総務企画常任委員長（佐藤芳雄） おはようございます。

当委員会に審査付託となりました事件につきまして、去る 3 月 7 日及び 8 日に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求め、慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

はじめに、議案第 9 号「大仙市役所部等設置条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第 11 号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」及び議案第 14 号「大仙市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の 3 件につきましては、当局の説明に対し、質疑・討

論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本３件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第１０号「大仙市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局の説明に対し、委員から「会計年度任用職員への勤勉手当を支給するに当たり、その査定に係る人事評価の仕方はどうなっているのか。」との質疑があり、当局からは「これまで、期末手当支給等に係る能力評価のみが対象であったが、これからは業績評価についても対象に追加されることとなる。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第１２号「大仙市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局の説明に関連し、委員から「公共施設における自動販売機の使用料は、売上げ高に応じて徴収するものではなかったか。」との質疑があり、当局からは「その場合、本条例とはまた別に、行政財産の貸し付け料として、事業者との契約の上で徴収している。」との答弁がありました。

その他、質疑・討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第１３号「大仙市空き家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局の説明に関連し、委員から「危険空き家の解体補助金の制度中、自治会が実施した場合の補助金は今もあるのか。」との質疑があり、当局からは「現行制度として実施している。」との答弁がありました。

その他、質疑・討論はなく、当局の説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第２１号「大仙市神岡市民センター条例の制定について」につきましては、当局の説明に対し、委員から「利用料金の設定について、教育委員会の所管する施設等との統一性は考慮しているのか。」との質疑があり、当局からは「今回、公民館等の利用料金とのすり合わせは行っていないが、今後、統一的なものができるかどうかを検討してまいりたい。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【１０番 佐藤芳雄議員 降壇】

○議長（古谷武美） これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより議案第９号から議案第２１号までの７件を一括して採決いたします。本７件に対する委員長報告は原案可決であります。本７件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本７件は、原案のとおり可決されました。

○議長（古谷武美） 次に、日程第９、議案第１５号から日程第１３、議案第２２号までの５件を一括して議題といたします。

本５件に関し、委員長の報告を求めます。教育厚生常任委員長１６番山谷喜元議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、１６番。

【１６番 山谷喜元議員 登壇】

○教育厚生常任委員長（山谷喜元） 当常任委員会に審査付託となりました事件につきまして、去る３月７日及び８日に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第１５号「大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第２０号「大仙市神岡福祉センター条例を廃止する条例の制定について」の２件は、当局の内容説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本２件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第１６号「大仙市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大仙市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め

る条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局からの内容説明に対して、委員から「インターネットを利用して公開する施設の重要事項とはどういうものか。また、保育施設がそれぞれ個々に重要事項の情報を公開することになるのか。」との質疑があり、当局からは「施設の重要事項とは、利用定員や運営に関する内容についてであり、これらの情報については、各保育施設運営事業者のホームページ等で既に公開されているものである。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第１７号「大仙市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局からの内容説明に対して、委員から「市立大曲病院の職員定数を５名増やして７０名にすることで診療報酬に影響はあるのか。また、病気休職により実際に働いている人数が少なくなった場合、診療報酬に影響はあるのか。」との質疑があり、当局からは、「職員定数を増やすことによって診療報酬は変わらないが、病気休職でも職員数に計算されているため、現行の定数では、代わりの方がすぐに採用できないので、診療報酬の減につながる可能性がある。現状の診療報酬を維持していくために職員定数を増やし、人員配置できるようにするものである。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は「原案のとおり可決すべきもの」と決した次第であります。

次に、議案第２２号「大仙市コスモス奨学基金条例の制定について」につきましては、当局からの内容説明に対して、委員から「寄附金を財源とした給付型奨学金制度も新たに設けるとのことだが、制度運用の将来的な見通しはどう考えているのか。」との質疑があり、当局からは「返済の必要のない給付型の奨学金に使ってほしいと毎年１，０００万円の寄附の申し出をいただいている。寄附金を原資とした給付型の奨学金の制度設計に当たっては、奨学金を申請した学生が卒業までの期間、確実に奨学金が受け取れるように進めている。」との答弁がありました。

また、別の委員から「これまで利用されてきた奨学金制度との併用はできるのか。」との質疑があり、当局からは「国による給付型奨学金制度及び市が行う貸与型奨学金制度との併用はできないが、その他団体による奨学金制度との併用は可能である。」との

答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【１６番 山谷喜元議員 降壇】

○議長（古谷武美） これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより、議案第１５号から議案第２２号までの５件を一括して採決いたします。本５件に対する委員長報告は原案可決であります。本５件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本５件は、原案のとおり可決されました。

○議長（古谷武美） 次に、日程第１４、議案第１８号から日程第２０、議案第２７号までの７件を一括して議題といたします。

本７件に関し、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長５番挽野利恵議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、５番。

【５番 挽野利恵議員 登壇】

○産業建設常任委員長（挽野利恵） 当常任委員会に審査付託となりました事件につきまして、去る３月７日及び８日に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第１８号「大仙市立武道館に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第１９号「大仙市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第２３号「中里温泉改築事業（建築）工事請負契約の締結について」、議案第２４号

「中里温泉改築事業（機械設備）工事請負契約の締結について」、議案第 25 号「市道の路線の認定及び廃止について」、議案第 26 号「令和 6 年度大仙市企業団地整備事業特別会計への繰入れについて」及び議案第 27 号「令和 6 年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入れについて」の 7 件につきましては、当局からの内容説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本 7 件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【5 番 挽野利恵議員 降壇】

○議長（古谷武美） これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより、議案第 18 号から議案第 27 号までの 7 件を一括して採決いたします。本 7 件に対する委員長報告は原案可決であります。本 7 件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本 7 件は、原案のとおり可決されました。

○議長（古谷武美） 次に、日程第 21、議案第 28 号から日程第 29、議案第 36 号までの 9 件を一括して議題といたします。

本 9 件に関し、委員長の報告を求めます。はじめに、総務企画常任委員長 10 番佐藤芳雄議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、10 番。

【10 番 佐藤芳雄議員 登壇】

○総務企画常任委員長（佐藤芳雄） ご報告いたします。

議案第 28 号「令和 5 年度大仙市一般会計補正予算（第 15 号）」のうち、当委員会に付託された所管する予算につきましては、総合防災課所管の消防団音楽隊管理運営費

の予算説明に対し、委員から「消防団音楽隊が夏用の制服を購入するとのことだが、補正ではなく、新年度当初予算に計上するのでは間に合わなかったのか。」との質疑があり、当局からは「制服は市販の物ではなく、製作に時間を要することなどから、補正させていただきたいものである。」との答弁がありました。

また、総合政策課のむすび・サポート事業費の予算説明に対し、委員から「結婚新生活支援事業の所得制限については、国の補助を活用した部分と、市の一般財源で対応する部分との２段階の制度としても良いのではないか。」との質疑があり、当局からは「あくまで国の制度に基づき実施している事業であるが、今後、他の自治体の状況・事例等について調査をしてまいりたい。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第３４号「令和５年度大仙市峰吉川財産区特別会計補正予算（第１号）」につきましては、当局の予算説明を了とし、質疑・討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【１０番 佐藤芳雄議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、教育厚生常任委員長１６番山谷喜元議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、１６番。

【１６番 山谷喜元議員 登壇】

○教育厚生常任委員長（山谷喜元） ご報告いたします。

議案第２８号「令和５年度大仙市一般会計補正予算（第１５号）」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの補正内容の説明に対して、委員から、はじめに、社会福祉課所管の世代交流福祉施設管理費について、「玉川荘の解体後、同敷地内において下大戸町内会が町内会館を建設予定とのことだが、既存の町内会館があるのに、なぜ新たに町内会館を建設するのか。」との質疑があり、当局からは「平成２９年の大雨による水害の際、既存の町内会館に浸水被害があったため、

新しい町内会館の建設を考えていると伺っている。」との答弁がありました。

次に、子ども支援課所管の要支援児童保育対策事業費について、「保育支援員の処遇はどのようになっているのか。」との質疑があり、当局からは「保育支援員は、臨時職員または嘱託職員として採用し、給与は月額で支給していると伺っている。」との答弁がありました。

次に、施設管理課所管の学校施設改修事業費（小学校費）について、「神岡小学校校舎屋上防水改修事業について、財源が全額、一般財源となっているが、国の補助金等ではなかったのか。」との質疑があり、当局からは「校舎屋上の防水改修事業は、国の補助事業の対象外となっており、市の一般財源で実施しなければならない状況である。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の補正内容の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 29 号「令和 5 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」につきまして、当局からの補正内容の説明に対して、委員から「人間ドックの受診率はどのように推移しているのか。」との質疑があり、当局からは「人間ドックの受診率は横ばいとなっている。保健事業である特定健診の受診率は伸びてきており、令和 3 年度で 39.1 パーセント、令和 4 年度で 41.9 パーセントとなっている。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の補正内容の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 30 号「令和 5 年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第 4 号）」及び議案第 31 号「令和 5 年度大仙市奨学資金特別会計補正予算（第 1 号）」の 2 件は、当局の補正内容の説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本 2 件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 33 号「令和 5 年度大仙市太陽光発電事業特別会計補正予算（第 1 号）」につきまして、当局からの補正内容の説明に対して、委員から「太陽光発電設備の耐用年数や交換の必要性をどう考えているのか。」との質疑があり、当局からは「太陽光パネルの耐用年数が 20 年から 25 年、キュービクルの耐用年数が 15 年となつて

いる。パネル自体は契約期間である２０年間は交換不要であるが、キュービクルの交換は必要となる。ただし、その交換については、リース契約の中で実施されることになっており、追加の費用が発生することはない。」との答弁がありました。

また、委員から「今後の事業の方向性をどのように考えているのか。」との質疑があり、当局からは「新規に設置したものの買い取り価格は、今の相場では税抜約１６円である。リース契約を継続する場合の買い取り価格は、契約更新時の相場になるため、赤字の見込みとなることから、現状では契約満了後は廃止の方向で考えている。太陽光パネルを設置している土地の利用については、再生可能エネルギーに関連した事業に活用することも検討したい。」との答弁がありました。

その他、質疑等なく、当局の補正内容の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【１６番 山谷喜元議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、産業建設常任委員長５番挽野利恵議員。
（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、５番。

【５番 挽野利恵議員 登壇】

○産業建設常任委員長（挽野利恵） ご報告いたします。

議案第２８号「令和５年度大仙市一般会計補正予算（第１５号）」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、観光文化スポーツ部、用地対策課及び建築住宅課が所管する予算説明に対しましては、質疑がありませんでした。

次に、農業振興課所管の低コスト技術等導入支援事業費（繰越明許費）について、委員から「２名の事業実施主体の事業内容がどちらも「可変施肥機能田植機（８条植）１台」と同じ事業内容になっているが、税込み事業費に約１００万円の差がある。その理由は何か。また、それぞれの購入先はどこになるのか。」との質疑があり、当局からは「購入先は２台とも同じ「秋田クボタ」からの購入を予定している。１台は高性能田植

機である無人田植機、もう１台は有人で直進アシストの田植機であることから、事業費に約１００万円の差がでている。」との答弁がありました。

次に、農林整備課所管の県営土地改良事業費負担金（国補正予算分）及び県営林道事業費（国補正予算分）について、委員から「それぞれの事業の起債は何を使っている、充当率や交付税参入割合はどのようになっているのか。」との質疑があり、当局からは「どちらの事業も補正予算債で充当率は１００パーセント。交付税算入率は５０パーセントとなっている。」との答弁がありました。同じく、農林整備課所管の「農地等災害復旧事業費補助金」について、委員から「補正前の金額が３，３７５万４千円で、今回の補正でその約３分の１の１，１２３万８千円の減額補正となっている。３分の１が補助対象外となったのか、それとも、積算そのものに違いが出たのか。」との質疑があり、当局からは「９月補正予算要求時には１０１件の申請見込み件数であったが、そのうち２５件については、多面的機能支払交付金事業や県の建設による復旧事業などにより、申請件数及び事業費が変動したことが減額理由となっている。」との答弁がありました。

次に、商工業振興課所管の「大綱サロン管理費」について、委員から「１０月に工事着工するスケジュールを組んでいるようだが、実施設計業務委託も早めに発注し、工事費等の補正予算を６月定例会に上程し、早めに工事発注はできないのか。」との質疑があり、当局からは「余裕を持ての実施設計と入契委員会にかけるときの時間を考慮し、工事費等の補正予算は９月定例会に上程させていただきスケジュールを組ませていただいているが、できるだけ早めに実施できるよう検討する。」との答弁がありました。

次に、道路河川課所管の除雪対策費について、委員から「今冬のように少雪の場合、補償も発生すると思う。補償の内容はどのようになっているのか。また、下請けや孫請け業者への補償の支払いも行っているのか。」との質疑があり、当局からは「固定費と待機補償の二通りの補償をしている。固定費は機械の維持管理に係る最低限の経費を前払いし、待機補償はある程度最初に支払い、その後実働とともに相殺している。契約書では下請けを認める旨の記載があり、その場合は下請けの届け出を求めているが、今冬は下請けの届け出はない状況である。」との答弁がありました。

その他、質疑はなく、当局からの補正内容の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第32号「令和5年度大仙市企業団地整備事業特別会計補正予算（第3号）」について、委員から「3,000万の減額補正だが、金額が大きい。要因は何か。」との質疑があり、当局からは「入札の結果の請負差額によるものが主な要因である。都市管理課の協力を仰ぎ、第1期工事の結果も含め、現場を勘案しながら設計書を作成した。競争原理が働いたことも考えられるが、都市管理課からは面積が5.7ヘクタールと広大であるため、掘削する深さをわずかに変更することで設計額に差が開くことは聞いていた。今後も設計の精度向上に努め、請負差額に大きな乖離が生じないように努力してまいりたい。」との答弁がありました。その他、質疑がありましたが、当局からの補正内容の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第35号「令和5年度大仙市上水道事業会計補正予算（第2号）」につきましては、当局からの補正内容の説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第36号「令和5年度大仙市下水道事業会計補正予算（第2号）」について、委員から「統合する太田地域横沢地区と大町地区の接続率はどうなっているのか。」との質疑があり、当局からは「横沢地区は82.1パーセント、大町地区は63.6パーセントとなっている。」との答弁がありました。

その他、質疑はなく、当局からの補正内容の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【5番 挽野利恵議員 降壇】

○議長（古谷武美） これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより、議案第28号から議案第36号までの9件を一括して採決いたします。本9件に対する委員長報告は原案可決であります。本9件は、委員長報告のとおり決する

ことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古谷武美) ご異議なしと認めます。よって本9件は、原案のとおり可決されました。

○議長(古谷武美) この際、暫時休憩いたします。再開は10時45分といたしますので、よろしくお願いいたします。

午前10時36分 休 憩

.....

午前10時44分 再 開

○議長(古谷武美) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長(古谷武美) 日程第30、議案第37号から日程第48、議案第55号までの19件を一括して議題といたします。

本19件に関し、委員長の報告を求めます。はじめに、総務企画常任委員長10番佐藤芳雄議員。

(「はい、議長」と呼ぶ者あり)

○議長(古谷武美) はい、10番。

【10番 佐藤芳雄議員 登壇】

○総務企画常任委員長(佐藤芳雄) ご報告いたします。

はじめに、議案第37号「令和6年度大仙市一般会計予算」のうち、当委員会に付託された所管する予算につきましては、所管課ごとに説明と質疑を行いましたので、その主要内容を報告します。

総務課の説明には「職員研修費について、もう少し予算をかけてもよいと思うが、業務上、必要となるような研修については、どこで予算を見ているのか。」との質疑があり、当局からは「県の自治研修所などで行われるものが大半であり、その分について費用はかからないものである。それ以外で、外部から講師を招くなど、必要な研修について、基本的には総務課で予算を計上しているものである。」との答弁がありました。

財産活用課の説明に関連しては「公共施設等総合管理計画の進捗状況はどうなっているか。」との質疑があり、当局からは「公共施設面積削減率について、令和8年度の目

標値が８パーセントであるのに対し、令和４年度末時点で３．４パーセントという状況である。」との答弁がありました。

広報広聴課の説明に関連しては「広報をより充実させるために、先進事例について視察等を行っているのか。」との質疑があり、当局からは「視察等を行っていないが、広報記事等を作成する上で、加盟している日本広報協会から提供される情報を参考としている。」との答弁がありました。

地域活動応援課の説明には「彩色千輪プロジェクトについては、より地域の特色を生かした事業を展開されたいと思うが、いかがか。」との質疑があり、当局からは「地域の主体性に基づき実施する事業であり、地域協議会をはじめ、活性化を担う地域の団体等と今後も協議をしてまいりたい。」との答弁がありました。

若者チャレンジ推進室の説明には「事業内容や実績のほか、相談に来られた方々の具体的な事例等を踏まえ、更なる情報発信が必要ではないか。」との質疑があり、当局からは「より多くの方々に、だいせんＬａｂｏが備えている機能を認知していただき、活用してもらえよう、更なる周知、ＰＲに力を入れてまいりたい。」との答弁がありました。

選挙管理委員会事務局の説明に関連しては「次年度予定されている選挙から、障がいのある方に対しての投票支援カードや、コミュニケーションボードの設置は想定しているのか。」との質疑があり、当局からは「利用されたい方がいるのを想定し、次年度予算に盛り込んでいる。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の予算説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第４６号「令和６年度大仙市内小友財産区特別会計予算」から議案第５１号「令和６年度大仙市淀川財産区特別会計予算」までの６件につきましては、関連があることから一括議題として扱いました。

当局の予算説明を了とし、質疑・討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本６件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【１０番 佐藤芳雄議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、教育厚生常任委員長１６番山谷喜元議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、１６番。

【１６番 山谷喜元議員 登壇】

○教育厚生常任委員長（山谷喜元） ご報告いたします。

議案第３７号「令和６年度大仙市一般会計予算」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの内容説明に対し、委員から、はじめに、生活環境課所管のゼロカーボンシティ推進事業費について、「ＥＶ・ＰＨＥＶ車購入補助金について、個人だけではなく企業を対象にできないのか。」との質疑があり、当局からは「企業向けの補助制度については、太陽光発電設備設置も含め、現在検討中である。」との答弁がありました。

次に、生活環境課所管のごみ収集関係費について、「プラスチックごみの分別・収集により、ごみ処理センターでの燃やせるごみの焼却量削減につながるが、これにより焼却効率が低下する懸念があり、生ごみが完全焼却できず、重油を増やして焼却することとなり、燃料費がかさんでしまうこととなる。ごみ分別・収集の次のステップとして、生ごみの分別・収集を始めるべきではないか。」との質疑があり、当局からは「プラスチックごみの分別・収集を進める中で、焼却費用がかさむ状況になるようであれば、生ごみの分別・収集も検討していかなければならないと考えている。まずは、プラスチックごみの分別・収集を推進していきたいと考えている。」との答弁がありました。

次に、債権管理課所管の徴収事務費について、「新しく導入予定のＳＭＳ（ショートメッセージサービス）による納税催告について、導入によるメリットも分かるが、情報漏えいや大仙市になりすました詐欺などのデメリットが懸念されるが、その対策はどう考えているのか。」との質疑があり、当局からは「情報漏えいの対策として、ショートメッセージの中には個人情報を入れず、納期限が到来したことをお知らせする文面の通知を考えている。ＳＭＳの発信番号は、市の広報紙やホームページで周知し、なりすましの防止をしたいと考えている。」との答弁がありました。

次に、社会福祉課所管の障がい者（児）補装具費支給費について、「成人軽度・中等度難聴者補聴器購入費助成事業を開始するとのことだが、助成を受けるに当たっての留

意事項はあるのか。」との質疑があり、当局からは「申請に当たっては、医師の意見書を必須としている。医師の所見を基に補聴器販売業者が調整を行うことで、利用者が必要とする補聴器を購入できると考えている。申請手続き等については、市の広報紙等で広く周知してまいりたいと考えている。」との答弁がありました。

次に、子ども支援課所管の保育士確保推進事業費について、「保育士になるために県外の短期大学等に入学する学生も多いと聞く。市内保育施設に就職してもらえるようにPRができないものか。」との質疑があり、当局からは「新型コロナウイルス感染症流行前に実施していた保育士養成学校での募集活動の再開も含めて、保育施設運営法人与自然と検討したいと考えている。」との答弁がありました。

次に、教育指導課所管のキャリア教育推進「総合的な学力育成」事業費について、「情報モラルいじめ対策事業では、学校が県や警察等と連携を図り、インターネット上のいじめから子どもを守っていくとのことだが、どのような取り組みが行われているのか。」との質疑があり、当局からは「県からは、ネットパトロールの実施結果を情報提供いただいております、警察からは、情報モラルに関する出前講座の講師を各学校に派遣いただくなど、連携を図っている。」との答弁がありました。

次に、生涯学習課所管の八乙女交流センター管理費について、「これまでの指定管理料の算定では運営ができなくなっているため、指定管理業者の頑張りを評価するような、モチベーションアップにつながる指定管理者制度の見直しを来年に向けて検討できないのか。」との質疑があり、当局からは「企業努力という部分を見ずに実績に基づいて算定することなく、本当に必要な部分を勘案し、指定管理業者となっただけの相手方とも協議をしながら指定管理料を積算してまいりたい。」との答弁がありました。

次に、総合図書館所管の図書館管理及び運営費について、「車の運転免許証を返納された方など、図書館に直接本を借りに行けない方が本を借りられる仕組みは考えられないものか。」との質疑があり、当局からは「過去にボランティアの方の協力で、希望者の自宅へ本を届けていたことがある。図書館に来られない方で、本を借りたいという希望があれば、そういった方法を今後検討していかなければならないと考えている。」との答弁がありました。

次に、総合市民会館所管の大仙市音楽祭開催経費について、「令和5年度に実施していた中・高生への音楽クリニックが令和6年度になくなったのはどういう理由なのか。また、委託料が150万円ほど増額となっている理由は何か。」との質疑があり、当局

からは「吹奏楽連盟が行う音楽クリニックの機会が多数あるため、令和6年度は音楽クリニックを実施しない予定である。委託料の増額理由としては、ゲスト出演を予定していることやジョイントコンサート実施に伴うアレンジ料として、1曲につき5万円ぐらいかかることによるものである。」との答弁がありました。

また、討論においては、「行政システムの標準化や健康保険証の一体化をはじめとするマイナンバーカードとほかのサービスとの野放図なひも付け拡大は、民間企業への情報漏えいがこれまで以上に危惧されるため、本予算案のうち、基幹業務システム標準化移行経費とマイナンバーカード普及促進事業費は認められないことから、反対するものである。」との発言がありました。

挙手による採決の結果、出席委員の賛成多数をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第38号「令和6年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算」につきまして、当局からの内容説明に対して、委員から「国民健康保険事業費納付金について、毎年少しずつ金額が増えてきていたと思うが、令和6年度は前年度から減額となっている。市町村国民健康保険の県単位化以降、初めて減額となったのか。」との質疑があり、当局からは「令和3年度及び令和5年度にも前年度と比較して減額となっており、今回、初めて減額となったものではない。」との答弁がありました。

その他、質疑等なく、当局の内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第39号「令和6年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算」につきまして、当局からの内容説明に対して、委員から「保険料率は2年に1回の見直しとのことだが、令和6年及び7年はどのようになるのか。」との質疑があり、当局からは「見直しにより、均等割4万5,260円、所得割9.02パーセント、賦課限度額80万円となる。また、5割軽減の計算式内の29万円が29万5千円、2割軽減の計算式内の53万5千円が54万5千円となる。令和6年度は激変緩和措置が設けられている。」との答弁がありました。

その他、質疑等なく、当局の内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第40号「令和6年度大仙市学校給食事業特別会計予算」及び議案第44号「令和6年度大仙市太陽光発電事業特別会計予算」の2件は、当局からの内容説明を

了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本２件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第４１号「令和６年度大仙市奨学資金特別会計予算」につきましては、当局からの内容説明に対して、委員から「毎年１千万円の寄附をしたいと申し出いただいている方は、こういった方なのか。」との質疑があり、当局からは「大仙市出身で、現在は県外在住の方である。寄附者本人からは、身元を明かさないでほしいとのお話をいただいていることから、これ以上の情報をお答えすることはできないため、ご理解いただきたい。」との答弁がありました。

その他、質疑等なく、当局からの内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第５２号「令和６年度市立大曲病院事業会計予算」につきましては、当局からの内容説明に対して、委員から「医業収益の悪化により、一般会計からの繰入金が増えている。このまま一般会計からの繰入金を増やしていくのかどうかについて、市の財政当局と腹を割って議論していくべきではないのか。」との質疑があり、当局からは、「年々繰入金が増えているため、いずれ市の財政担当と一緒に検討しなければならないと考えているが、市立大曲病院が市直営となった経緯もあるため、慎重に議論してまいりたい。」との答弁がありました。

また、別の委員から「ある医師に、大仙市において自殺者が少ないのは、心の悩みを相談できる市立大曲病院があるからだと言われた。市立大曲病院は、地域になくてはならない病院であるため、引き続き、病院経営の維持に努めてもらいたい。」との意見がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【１６番 山谷喜元議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、産業建設常任委員長５番挽野利恵議員。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、５番。

【５番 挽野利恵議員 登壇】

○産業建設常任委員長（挽野利恵） ご報告いたします。

議案第３７号「令和６年度大仙市一般会計予算」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、建築住宅課及び農業委員会の所管する予算の内容説明に対し、質疑はありませんでした。

次に、農業振興課所管の大豆産地化推進事業費について、委員から「大豆の品種改良に向け、秋田県では何か動きはあるのか。」との質疑に対し、当局からは「秋田県の奨励品種は「リュウホウ」の一品種のみ。農協などからは、同じ大豆の品種であれば混ざる心配がないため、単一品種で奨励していると聞いているが、県の奨励品種を増やさなければ、他の農家も作付けしていない状況であるため、機会を通じて話はしている。県からの回答は、「今のところそれを超えるものがまだ見つかっていない。」との回答をいただいている。暑さに強いものであるとか、今後、安定的で多収性のある新たな品種について、県や農研機構に引き続き、強く要望していく。」との答弁がありました。

同じく農業振興課所管の「農業と食」活性化推進事業費について、委員から「新規メニューである農業用ドローン資格取得に対する支援について、対象者を経営面積が３０ヘクタール以上でかつ農業法人に絞り込んだ理由と補助内容は上限５万円で当該年度２名までだが、１法人につき２名までという解釈でいいのか。また、個人でも受委託をしながらやっている方もいる。個人であっても対象としても良いのではないかと思うがいかがか。」との質疑に対し、当局からは「大規模農業法人等が今後の担い手の中心になると考えており、導入の効果の観点からも、受託面積を含め３０ヘクタール以上の面積設定をした。受託面積の増加により防除作業の効率化が図られ、事業推進にもつながるとも考えている。また、一般的に免許取得には２０万円ほどかかるようだが、金額にかかわらず一律５万円を交付し、補助金の申請が偏らないよう最低限必要な人数として、１申請者当たり、当該年度２名までとした。個人で実施している方については、実績を見た上で、今後検討してまいりたい。」との答弁がありました。

次に、農林整備課所管の鮭資源確保活用事業費について、委員から「令和６年度から始まる学校給食として提供されるサケのギョーザは、どこかに製造委託するのか。また、保存方法は冷凍保存なのか。」との質疑があり、当局からは「どこかに製造委託するの

ではなく、雄物川鮭増殖漁業生産組合から提供された切り身を市内卸業者が加工販売を行い、冷凍されたギョーザを市が購入するものである。」との答弁がありました。

次に、商工業振興課所管の資格取得応援事業費について、委員から「職業スキルアップ事業の負担率について、45歳未満は市が全額、45歳以上60歳未満は2分の1の負担となっているが、年齢はあまり関係ないように思う。45歳で区切った理由について伺う。」との質疑があり、当局からは「同じ事業内に若者求職者資格取得補助金制度があり、45歳未満を対象としている。そちらと整合性を図った。令和6年2月末日時点のスキルアップ講座受講者数は、45歳未満が88人、45歳以上60歳未満が28人との実績もある。」との答弁がありました。

次に、企業立地推進課所管の企業誘致対策費について、委員から「企業専門監の廃止理由について伺う。」との質疑があり、当局からは「マイナスな要因ではない。令和4年度から5年度にかけて新規開拓していただいた企業情報を基に、県の企業立地事務所へ派遣経験のある職員が在籍している強みを生かし、より強力に誘致活動を行う段階へ進んでいきたいと考えている。」との答弁がありました。

次に、花火産業推進課所管の花火伝統文化継承資料館管理費について、委員から「はなび・アムの隣地は、毎年300万円の賃料を支払っている。花火以外では利用していないのではないかと。月別で借りるとか、購入するとか、今後の見通しや計画はあるか。」との質疑があり、当局からは「利用率を高めるため様々なイベントをたびたび開催している。はなび・アム利用者からの要望が多い、飲食やお土産品の購入が可能な施設の用地として検討を進めていく。」との答弁がありました。

次に、観光交流課所管の道の駅なかせん管理費について、委員から「道の駅なかせん内のレストランが閉店したと聞いた。閉めたままの状態が続けば、集客数の減少につながると思うが、今後の対応はどのように考えているのか。」との質疑があり、当局からは「レストラン経営者から2月下旬をもって営業を終了する旨の連絡を受けている。これを踏まえ、現在、新たな運営者の募集に向けた現場見学を行っており、問い合わせも何件かあると聞いている。3月11日から応募が始まるが、利用者が多く訪れる「なかせん桜まつり」までには間に合わせたいと考えている。」との答弁がありました。

次に、温泉施設対策室所管の「中里温泉改築事業費」について、委員から「施設については良いものができ上がると思うが、運営再開時に管理運営するスタッフが見つからないという事態になれば大変だと思う。運営再開時の従業員の確保や、施設をきちんと

管理できる技術を習得してもらうための従業員教育が大事だと思うが、今後の計画について伺う。」との質疑があり、当局からは「現在、中里温泉の従業員は17名いるが、全員と面談を行い、その多くが再び同温泉で勤務していただけることを確認している。休館中は、従業員の多くが市直営の「柵の湯」にて勤務することとしており、2名がリニューアルオープンに向けた準備事務と経理事務を行うこととしている。また、これを機に退職する方も数名いる。退職者の補充については、早期にハローワークを通じて募集するなど人材確保に努めていく。また、オープン前には接客や施設管理に関する従業員教育も行っていきたい。」との答弁がありました。

次に、文化財課所管の文化財保存活用経費について、委員から「重要文化財指定の佐藤家住宅について、予算が少ないと感じる。今後、どう管理・整備していく予定でいるのか。また、旧池田氏庭園の池田家のように住宅を別に持ち、市の文化財として管理する可能性はあるのか。」との質疑があり、当局からは「個人所有の住宅であり、今後については佐藤家の当主と相談している。補助金を活用して整備していくとなると、個別の保存活用計画が必要となってくるが、その場合は市で全面的にサポートしてまいりたい。また、直近の意向確認では、池田家とは違い、住んだまま活用していきたいという意向を伺っている。」との答弁がありました。

次に、スポーツ振興課所管の屋内体育施設管理費について、委員から「旧町村のスポーツ施設についても、利用者の思いを酌み、適切な管理をお願いしたい。」との要望があり、当局からは「施設によっては避難所となっているスポーツ施設もあることから、地元公民館や関係各課と協議を行い、総合的に判断してまいりたい。」との答弁がありました。

次に、道路河川課所管の道路情報管理システム整備事業費について、委員から「このシステムは建設部のみならず庁内関係部署との共有は図られているのか。また、全庁的に利用していくような体制を整えるべきと考えるが、いかがか。」との質疑があり、当局からは「職員ポータルから誰でも使用可能な状況にあり、建設部、上下水道局など必要とされる部署では活用している。今後は、議員ご指摘のとおり、庁内での活用について周知を図ってまいりたい。」との答弁がありました。

次に、用地対策課所管の国土調査事業費（補助分・単独分）について、委員から「国土調査の調査方法として、リモートセンシングデータを活用して実施するようだが、この「リモートセンシングデータを活用した調査」とは、どのようなものか。現地で地権

者による境界確認は不要なのか。」との質疑があり、当局からは「航空機等から地上にレーザーを照射し、地形や植栽等のデータを計測・採取するもので、そのデータから3Dモデルを作成し、公図や調査資料を重ねて筆界案を作成する。地権者同士の境界確認は現地に立つことはなく、公民館などの最寄りの公共施設において図面や境界確認をしていただいている。」との答弁がありました。

次に、都市管理課所管の公園維持管理費について委員から「前年度対比1,600万円ほどの予算減額となっているが、その理由は何か。また、農村公園管理について、今後どのように進めていくと考えているのか。」との質疑があり、当局からは「減額の理由は、令和5年度に事業費1,600万円ほどのフェンスの更新工事を行ったことによるもの。今後については、現在管理していただいている方々から、高齢化などの理由から管理できないなどの声が届けば、その都度協議し検討していく。また、公園施設の点検結果に基づき、優先順位をつけながら事業を進めてまいりたい。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第42号「令和6年度大仙市企業団地整備事業特別会計予算」及び議案第43号「令和6年度大仙市スキー場事業特別会計予算」の2件につきましては、当局からの内容説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本2件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第45号「令和6年度大仙市小水力発電事業特別会計予算」について、委員から「令和5年度の発電量はどのくらいか。また、上流の頭首工取水口の改修について受益者から修繕の要望は届いていないか。」との質疑があり、当局からは「令和6年2月までの発電量は2万5,965キロワットアワーであり、頭首工管理組合からの改修の要望は、今のところ届いていない。」との答弁がありました。

その他、質疑はなく、当局からの内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第53号「令和6年度大仙市上水道事業会計予算」につきましては、当局からの内容の説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第５４号「令和６年度大仙市簡易水道事業会計予算」について、委員から「能登半島地震のような震災発生に備え、飲料水を確保するため、個人の井戸水、地下水等の水質検査をすることは可能か。」との質疑があり、当局からは「市内においても住民が組織している民間の水道がある。自分たちの井戸を使って実際に生活水として使用しており、簡易水道と同じように検査の規定がある。このような場合は震災の時にでも飲料水として使えるが、個人の井戸となると検査規定はないため、対応は難しいと思うが、防災対策として何かできないか総合防災課と協議していく。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第５５号「令和６年度大仙市下水道事業会計予算」について、委員から「上下水道局では、管路の情報データをどのように管理しているのか。また、他部署との共有は図られているのか。」との質疑があり、当局からは「水道の管路データは、他部署のシステムと互換性があり共有できる。また、下水道台帳は、道路河川課が保有する道路台帳と同一会社のシステムで共有できる。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【５番 挽野利恵議員 降壇】

○議長（古谷武美） これより討論を行います。討論の通告がありますので発言を許します。

はじめに、３番佐藤文子議員。

（「はい、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ３番。

【３番 佐藤文子議員 登壇】

○ 3 番（佐藤文子） 私は、議案第 3 7 号、令和 6 年度大仙市一般会計予算案に反対の立場から討論をいたします。

本予算編成の基となります国の地方財政計画に示す自治体情報システムの標準化・共通化である基幹業務システム標準化移行経費とマイナンバーカード普及推進事業は認められないという立場からであります。

岸田内閣は、マイナンバー情報総点検実施のただ中に、昨年 1 0 月 6 日にデジタル行財政改革会議を閣議決定いたしました。

デジタル行財政改革会議は、急激な人口減少社会への対応として、利用者起点で我が国の行財政の在り方を見直しし、デジタルを最大限活用して公共サービス等の維持・強化と地域経済の活性化を図り、社会変革を実現するとうたっておりますが、要は経済界の要望に基づいて国と地方等の持つ行政情報を円滑に利活用することを通じて、健康や医療、介護、子育て、教育、インフラ、モビリティ、防災など、あらゆる分野での成長戦略を展開しようとしているものであります。

岸田政権の 2 0 2 4 年度のデジタル予算でも、正念場としてのデジタル基盤情報システムの整備に大きく重点を置いており、自治体には政令で定められた 2 0 の基幹業務について 2 0 2 5 年度までガバメントクラウドに構築された標準準拠システムに移行するための予算を計上しております。

情報システムの標準化を巡っては、オプション機能が必要最小限度に抑制されること、契約価格に格差や財源不足が生じる心配があること、コスト削減ありきで独自施策を放棄する自治体が増える恐れがあること、標準化作業が一斉に行われるために、システム事業者の人材不足が起こり、需要過多による価格の引き上げが起こる恐れがあること、また、目標期限に無理に作業を合わせることで、住民サービスが低下することなど、たくさんの問題が指摘されております。国の方針を無批判に受け入れるのではなく、住民や業務を担当する職員の意見を十分に反映させ、住民の要求に基づく独自施策を実施できる情報システムの整備が望まれます。

岸田内閣は、2 0 2 3 年度補正予算と 2 0 2 4 年度予算でも、マイナンバーカードの普及・活用とマイナ保険証の推進に重点を置いております。

総務省は、2 3 年 1 2 月末時点でのマイナンバーカードの保有者数が 9, 1 5 4 万人、人口に対する割合が 7 3 パーセントと公表し、着実に交付が進んでいると言っております。しかし、高齢者や障がいを持つ国民にとっては、マイナンバーカードの取得が極め

て困難である事実が明らかになりました。

また、マイナ保険証によるオンライン資格確認は、わずか４パーセント程度にとどまっております。その理由は、メリットが乏しいこと、マイナ保険証に対する不信感が拭えないことにありますが、岸田政権は、現行の保険証の廃止に固執し、２０２３年度補正予算でもマイナ保険証の利用率で医療機関への補助金に差別と傾斜をするマイナ保険証利用促進のための医療機関への支援策を措置するなどして、マイナ保険証利用促進をこり押ししております。

マイナンバーカードを事実上義務づけるマイナ保険証化は中止し、現行保険証継続を強く求めるものであります。

住民サービスの向上につながるものであるならば、デジタル化そのものには反対するものではありません。しかし、今の岸田政権のデジタル化は、行政システムの標準化や健康保険証の一体化をはじめとするマイナンバーカードと行政サービスとの野放図なひも付け拡大を推進し、民間企業へ情報漏えいが、これまで以上に危惧されるとともに、大企業のもうけの材料になっているというふうにししか思えないのであります。

こうしたことから、本予算案には、保育園の無償化拡大や補聴器購入助成など高く評価できる内容もありますが、これまで述べた理由から反対するものであります。

以上です。

【３番 佐藤文子議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、８番安達成年議員。

（「はい、議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、８番。

【８番 安達成年議員 登壇】

○８番（安達成年） 大地の会の安達成年です。私は議案第３７号、令和６年度大仙市一般会計予算について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

令和６年度の予算規模総額が４６４億円、前年度比３．８パーセント増、歴代３番目に多い予算となっております。これまで積み上げてきた財政調整基金の取り崩しによる編成ではあるものの、約束どおり３０億の財政調整基金は確保されており、限られた財源を効率的にバランスよく配分されており、市民の負託に応える予算編成であるとも感じますし、財政の手腕には理解を示したいと思います。

歳入においては、一般財源、前年度比１．２パーセント増の３億５，０００万円を見

込んでおりますが、市税には少し不安を残すところでもあります。

また、令和7年3月で合併特例債が終了することを鑑みても、今後の市債の償還には十二分に気を遣う必要があると思ってございます。ただし、年々着実に減少していることには一定の評価をいたします。特に減債基金の積み増しを図ることは非常に大事であり、最低でも市債の1パーセントの積み増しを図るとの財政当局の姿勢には大いに期待するところであり、財調よりも減債基金の大切さを認識していただき、今以上の積み増しをお願いいたします。

当初予算では、県内どの市を見ても大仙市以上に子育てに対して重点的に進めている市は、ほかにないくらいの施策が盛り込まれております。特に次年度は、少子化対策の司令塔となりますこども未来部を設置するとの意向でございまして、県内13市の中では秋田市と大仙市の二つであり、ほかの市には負けない非常に意気込みを感じるところでもあります。部を作ることが目的ではなく、様々な施策を今以上に実行することが必要と考えますので、大仙市の一丁目一番地としての役割を果たしていただきたいと思います。

特に予算配分の約3割以上を占めます六つの重点施策には、昨年以上の期待を寄せるところでもありまして、市が目指す地域の隅々まで元気なまちの実現には、大いに期待するところであり、我々議会としても、その実現のためには労力を惜しまない所存でありますので、安心して進めていただきたいものだと思ってございます。

現在のデジタル化の推進については、確実に進めることを希望いたします。実際に、本日で確定申告も終了を迎えることになります。マイナンバーカードの存在により、どれだけ便利に素早く確定申告が終了するのか、次世代の若い方々、Z世代というそうですけれども、様々な行政サービスをスマホ一つで完結し、便利さを実感しているのが事実であります。だからこそ、行政が進めるデジタル化につきましては、市民が安心してサービスを受けられる、さらには情報の漏えいなどがないような安全な管理、いわゆるこのセキュリティを構築することが今求められていることであり、それがかつ必要条件でございます。そのことを心から願うものの一人として、見識ある対応を今後もしてまいりたいと考えます。

また、今後、少子化に伴う学校再編や教育現場の環境の整備についても、スピード感を持って取り組んでいかなければならないとも感じております。それぞれの地域との意見交換を大いに進めていただきたいと思いますし、私どもも地域の中でお互いに協力で

きるところは協力していきたいものだと思ってございます。よろしくお願いいたします。

最後になりますが、市長の方針演説にもありましたが、住みよさを実感し、将来に希望が持てるまちの実現に向け、老松市長は、市民の皆様とともに作り上げてまいりますと力強く宣言されております。非常に頼もしく感じているところであり、今定例会においてのそれぞれの議員の一般質問、予算質疑における指摘事項においても、情勢に合わせた臨機応変な対応をお願いいたしますとともに、私たち議会の果たす役割は、ますます重大であるとも思いますし、市政を担う両輪として、老松市長のリーダーシップを私たちも陰から支えていくことをお伝えして、私は議案第３７号、令和６年度一般会計予算案について賛成討論とさせていただきます。

以上です。

【８番 安達成年議員 降壇】

○議長（古谷武美） ほかに討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、ただ今、議題となっております案件中、議案第３７号、令和６年度大仙市一般会計予算を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。なお、確認のため、起立された議員は、そのままをお願いいたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者２１人 起立）

○議長（古谷武美） ご着席ください。

起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただ今、議題となっております案件中、議案第３８号から議案第５５号までの１８件を一括して採決いたします。

本１８件に対する委員長報告は原案可決であります。本１８件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本１８件は、原案のとおり可決されました。

○議長（古谷武美） 次に、日程第４９、陳情第３５号から日程第５１、陳情第３９号までの３件を一括して議題といたします。

本３件に関し、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長５番挽野利恵議員。

（「はい、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、５番。

【５番 挽野利恵議員 登壇】

○産業建設常任委員長（挽野利恵） ご報告いたします。

陳情第３５号「あきたこまちＲについての陳情書」及び陳情第３９号「『あきたこまち』の『あきたこまちＲ』への全面切り替え計画に関する陳情書」の２件につきましては、関連があることから一括で審査いたしました。

委員から「陳情の内容は、全面切り替えを強制的にやらないでほしいという内容になっている。３月４日の本会議で農林部長の答弁にもあったように、一部の取り引きに関しては従前のこまちも認められ、切り替えを強制するものではないため、陳情者の願意には沿いかねる。」との意見があり、採決の結果、本件を採択することに賛成する者はなく、本２件は不採択すべきものと決した次第であります。

次に、陳情第３７号「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書につきましては、委員から「昨年も同じような内容の陳情が提出された。昨年は「最低賃金の大幅な引き上げを実現すること。」については、願意を妥当と認め、採択し意見書を国へ提出している。昨年と大きく状況も変化しておらないことから、趣旨採択すべきとの意見があり、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は趣旨採択すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【５番 挽野利恵議員 降壇】

○議長（古谷武美） これより討論を行います。討論の通告がありますので発言を許します。

はじめに、６番秩父博樹議員。

（「はい、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、6番。

○6番（秩父博樹） 公明党の秩父博樹です。私は、陳情第35号、あきたこまちRについての陳情書及び陳情第39号、「あきたこまち」の「あきたこまちR」への全面切り替え計画に関する陳情書について、反対の立場で討論をいたします。

4点申し上げます。

まず1点目に、これは陳情第35号の方ですけど、「これまでのあきたこまちは今後一切つくられなくなってしまう」とありますが、先ほどありましたように、これは違います。自家採種したり、他県から種子を買って、従来の「あきたこまち」を作付けすることはできますし、従来の「あきたこまち」であることを表示して販売することも可能です。

2点目に、周知についてですが、これについては、私自身もまだ十分とはいえないと感じております。今後も、生産者や消費者の方々に対しては、丁寧な説明と科学的知見に基づく正しい情報の発信により、周知と理解醸成に努める必要があります、報道機関・各社におきましても、さらなる正しい情報の発信をお願いしたいと思います。

3点目に、放射線育種の安全性についてですが、これは育成中の水稻や収穫後の米に直接放射線を照射しているものではなく、育種の最初の段階で1度だけ放射線を照射して突然変異を起こさせたものであり、その後、農業上有用な性質を持った個体を何世代も選抜しているので、新しい品種として登録されるまでには何年も経過しています。

したがって、米に放射線が残っていることはなく、自ら放射線を出すものでもありません。

自然界でも宇宙線や大気、大地などから、自然放射線で突然変異が発生しています。放射線育種は、このような自然放射線による影響と同じ種類の効果を放射線の照射によって短期間で得る手法で、米だけではなく野菜や果樹など様々な品目の育種でも既に使われています。この技術で育種された品種であり、従来の手法で開発された米と同様に安全なものです。

4点目に、全面切り替えの必要性についてですが、これまでも安全な米しか流通されていませんが、今のままでは、県内の多くの地域で、稲の穂が出てくる時期に長期間田んぼに水を入れ続ける必要があります。

また、海外の一部の国や地域で、さらに厳しいカドミウムの基準を設定している国もあることから、今後、そのような基準に合わせて国内基準が、より厳しくなったとして

も対応できるように、その前に「あきたこまちR」へ切り替えておく必要があります。

さらに、「東北一の米生産地である大仙市」という立ち位置からしても、今後、海外への販路拡大を視野に入れば、全面切り替えは必要な農業政策であると考えます。

加えて、海外ではヒ素の基準が決まっている場合もあり、ヒ素の吸収を抑えるには、カドミウムと逆で、田んぼを乾かす水管理が求められます。

このようなことから、米生産地として将来を見据え、海外のより厳しい基準にも対応した米を国内外の消費者に届けるためにも、県全域で「あきたこまちR」に切り替える必要があります。

また、「あきたこまちR」への切り替えについて、米の流通や販売に関わっている方たちからは、従来の「あきたこまち」よりカドミウムを吸収しないし、味も品質も変わらないから、「あきたこまちR」になっても問題ないといった声が多く、また、同じような品種が二つ流通することは混乱を招くとの声もあります。

最後に申し添えますが、現在、SNS等で、カドミウム低吸収品種「あきたこまちR」に関して、不安をあおる情報や県内農業者など個人に対して誹謗中傷^{ひぼう}と受け取れる発信が目立っています。特に、個人に対するインターネット上の誹謗中傷は、軽い気持ちであっても許されるものではなく、内容によっては名誉毀損罪^{きそん}や侮辱罪等の刑事事件に問われる場合があります。

「あきたこまちR」に関心の高い皆様方におかれましては、科学的知見に基づく正しい情報を基に、冷静な判断と行動をお願い申し上げ、私の反対討論といたします。

以上です。

【6番 秩父博樹議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、3番佐藤文子議員。

（「はい、3番、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、3番。

【3番 佐藤文子議員 登壇】

○3番（佐藤文子） 私は陳情第35号及び陳情第39号に賛成の立場から討論いたします。

陳情第35号は、あきたこまちRへの全面切り替え計画の延長を求めたものであります。そして、陳情第39号は、全面切り替え計画を見直し、従来のあきたこま치의生産継続を求めたものであります。

あきたこまちRの導入と全面切り替えの方針が公表されて以降、県内外から県に対し6千件以上に及ぶ批判や意見が寄せられているとのことでもあります。

これだけの意見が寄せられるその原因は、あきたこまちR導入と全面切り替え方針の決定に至る過程で、生産者や消費者不在のまま進められてきたということにあると思います。

カドミウム汚染地帯はわずか3パーセントといわれておりますが、その中での全面切り替えがなぜ必要なのか。汚染のない土壌で作られている米のカドミウム濃度は、国際基準に照らしてどうなっているのか。これまでのカドミウム対策でさらなる低減が図られないのか。^{たん}湛水管理の負担が軽減されると同時に、ヒ素対策にもなるといいますが、ヒ素汚染土壌は調査されているのか。重イオンビーム照射による突然品種の安全性や安定性はどうか。こまちRはカドミウム吸収を著しく抑えられる一方で、米の本来持っているマンガン吸収機能も抑制されます。生産管理上や米の成分、品質に今後影響はないのか。それを食べ続けていくことによって人体への影響、そして農家の皆さんの生産上の負担、これらが無いのか。

遺伝子の異なる米は品種は明らかに異なると思いますが、販売ではこまちRとせず、こまちとする真の狙いは何なのか。

このような様々な問題について、情報提供もなく、公聴会など議論の場もなく、決定先にありきとして、後追いの根拠の薄い説明に終始しているのが実態ではないでしょうか。これでは全関係者からの理解、納得が得られているものとは思えません。

あきたこまちRは来年度からの作付け、流通が始まりますが、従来のあきたこまちを植えるという方々もおります。県の新たな登録品種となったあきたこまちRが予定どおり売れるものなのかどうか、不安を抱えている農家もいるのではないかと心配しております。

こうしたリスクを考慮しても、全面切り替え方針を延期や見直ししてほしいという陳情内容は当然のことであり、ぜひとも採択すべきものと考えております。

以上で討論を終わります。

【3番 佐藤文子議員 降壇】

○議長（古谷武美） ほかに討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、ただ今、議題となっております案件中、陳情第35号、あきたこまちRに

ついでに陳情書を採決いたします。この採決は起立をもって行います。なお、確認のため、起立された議員はそのままをお願いしたいと思います。

本件に対する委員長報告は不採択であります。本件は、採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者 2 人 起立)

○議長（古谷武美） ご着席ください。

起立少数であります。よって本件は、不採択とすることに決しました。

次に、ただ今、議題となっております案件中、陳情第 39 号、「あきたこまち」の「あきたこまち R」への全面切り替え計画に関する陳情書を採決いたします。この採決は起立をもって行います。なお、確認のため、起立された議員はそのままをお願いしたいと思います。

本件に対する委員長報告は不採択であります。本件は、採択することに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者 2 人 起立)

○議長（古谷武美） ご着席ください。

起立少数であります。よって本件は、不採択とすることに決しました。

次に、ただ今、議題となっております案件中、陳情第 37 号を採決いたします。本件に対する委員長報告は趣旨採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本件は、趣旨採択することに決しました。

○議長（古谷武美） 日程第 52、議案第 56 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 議案第 56 号の監査委員の選任につきまして、ご説明申し上げます。

資料ナンバー 6、議案書の 1 ページをご覧くださいと存じます。

代表監査委員であります武田哲也氏の任期が、来る令和 6 年 3 月 31 日をもって満了いたします。

本案は、伊藤 淳^{じゅん} 氏を監査委員に選任することにつきまして、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

なお、任期は 4 年であり、来る 4 月 1 日より就任させたいと考えております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

【老松市長 降壇】

○議長（古谷武美） これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 討論なしと認めます。

これより議案第 56 号を採決いたします。本件は同意と決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本件は、同意することに決しました。

○議長（古谷武美） 日程第 53、議案第 57 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。老松市長

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 議案第 57 号の監査委員の選任につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の 2 ページをお願いいたします。

本案につきましても、佐藤富佳^{とみよし} 氏を監査委員に選任することにつきまして、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申

し上げます。

【老松市長 降壇】

○議長（古谷武美） これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 討論なしと認めます。

これより議案第57号を採決いたします。本件は同意と決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本件は、同意することに決しました。

○議長（古谷武美） 日程第54、議案第58号から日程第81、議案第85号までの28件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 議案第58号から議案第85号までの荒川財産区、峰吉川財産区、船岡財産区並びに淀川財産区の各財産区管理委員の選任につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の3ページから30ページまでをお願いいたします。

本28案は、荒川、峰吉川、船岡並びに淀川財産区管理会の財産区管理委員の任期が、来る令和6年5月18日をもって満了することに伴い、その後任として、議案記載のとおり委員を選任することにつきまして、大仙市（荒川、峰吉川、船岡、淀川）財産区管理会条例第3条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

【老松市長 降壇】

○議長（古谷武美） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本２８件については、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本２８件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 討論なしと認めます。

これより議案第５８号から議案第８５号までの２８件を一括して採決いたします。本２８件は同意と決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本２８件は、同意することに決しました。

○議長（古谷武美） この際、暫時休憩いたします。再開時刻は後ほどご連絡いたします。

午前 １１時 ５７分 休 憩

.....

午後 ０時 ０５分 再 開

○議長（古谷武美） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○議長（古谷武美） お諮りいたします。ただ今、議会運営委員長から、議案第８６号、大仙市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてが提出されました。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって、この際、議案第 86 号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

○議長（古谷武美） これより議事日程第 5 号の 2 をもって進めます。

○議長（古谷武美） 日程第 1、議案第 86 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。議会運営委員長 6 番秩父博樹議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、6 番。

【6 番 秩父博樹議員 登壇】

○6 番（秩父博樹） 議案第 86 号、大仙市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を説明させていただきます。

令和 6 年第 1 回大仙市議会定例会第 1 日に上程された大仙市役所部等設置条例の一部を改正する条例の制定が本日の本会議において可決されました。これに伴い、大仙市議会委員会条例第 2 条第 1 項第 2 号に規定する教育厚生常任委員会の所管を、市民部、健康福祉部、こども未来部、教育委員会事務局及び市立大曲病院とするものであります。

施行は、令和 6 年 4 月 1 日からとするものであります。

何とぞ本提案のご趣旨をご理解いただき、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（古谷武美） これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【6 番 秩父博樹議員 降壇】

○議長（古谷武美） ただ今、議題となっております本件については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会には付託いたしません。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 討論なしと認めます。

これより議案第 86 号を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異

議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（古谷武美） 日程第８２、各委員会からの閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

各委員長から審査及び調査中の事件につきまして、会議規則第１０４条並びに第１１０条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり決しました。

○議長（古谷武美） ここで、武田代表監査委員から発言の申し出がありますので、これを許します。武田代表監査委員。

【武田代表監査委員 登壇】

○代表監査委員（武田哲也） こうして議場の演題に立つのは最初にして最後ということでございますが、こうした機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

私は、監査委員を仰せつかりましたのは令和２年４月からの４年間でございまして、この間は、ちょうど新型コロナウイルスのパンデミック、コロナ禍という期間であったというのが印象的であります。

何とか任期を、１６日ほど残っておりますが、無事に終えることができますのは、市長はじめ市執行部の皆様、議会議員の皆様のご協力のおかげであり、心から御礼を申し上げます。

ご承知のとおり監査委員は、いわば市のモニタリング機関でございます。私が監査委員に着任する際に留意しましたことは、当たり前のことではありますけれども、市民サイドの目線に立って監査を行おうと思ったことであります。これには自分なりに二つの

意味合いがございました。一つは、自分自身についてであります。私の前歴は、行政を進める側の仕事が長かったということから、自分の志向や考え方に前歴によるバイアスがかかっているのではないかというふうに思ったからであります。また、もう一つは、市民サイドの目線というときの立ち位置の捉え方でございます。市民サイドの目線という言葉としては理解しやすいんですが、個々の市民の方々の目線を考えれば、人それぞれでございます。特定の視点にこれを集約するということとはできません。とすれば、モニタリングの際には、できる限りいろいろな角度から物事を見る必要があるだろうということでありました。ただ、そうして留意、意識したことが、実際の監査結果に現れているのかと問われますと、少なからず不安であるというのが正直なところでございます。

この４年間、主に書面と担当課所からの説明を基に、市の施策事業、仕事を見させていただきました。市として多岐にわたる施策事業、仕事を、よく遂行しているというのが外観しての感想でございます。大仙市においてもいろいろな課題、将来、市や市民生活に影響を及ぼすような課題がいろいろあると思います。自治体として対応できる領域には限界がございますが、市執行部と市議会においては、そうした課題に今後も果敢に取り組んでいただきたいと思います。とっております。

結びになりますが、４年間大変お世話になりました。改めて、市長はじめ市執行部の皆様、市議会議員の皆様の皆様のご協力に感謝を申し上げまして、簡単ですが退任と御礼の挨拶といたします。ありがとうございました。（拍手）

【武田代表監査委員 降壇】

○議長（古谷武美） 武田代表監査委員におかれましては、４年間にわたり本市の財務に関する事務の執行及び経営に関わる事業を管理され、市の発展に大きな成果を上げられました。ここにその功績とご苦勞に対しまして、議会を代表いたしまして感謝申し上げます。

長い間、どうもありがとうございました。

○議長（古谷武美） 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

○議長（古谷武美） これにて令和６年第１回大仙市議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたり大変ご苦勞様でした。

午後 ０時１５分 閉 会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

大仙市議会議長

議 員

議 員

議 員

令和 6 年第 1 回大仙市議会定例会日程表

日 程	月 日	区 分	会 議 内 容
第 1 日	2 月 2 2 日 (木)	本会議	1. 開 会 2. 会議録署名議員の指名 3. 会期の決定 (23 日間) 4. 議長報告 5. 施政方針演説 6. 議案等審議 ・承認を求める件 1 件 (説明・質疑・委員会付託 ・委員長報告・質疑・討論・表決) ・同意を求める件 3 件 (説明・質疑・討論・表決) ・条 例 案 4 件 (説明・質疑・委員会付託 ・委員長報告・質疑・討論・表決) ・補正予算案 1 件 (同 上) 7. 議案等上程 ・条 例 案 14 件 (説 明) ・議決を求める件 5 件 (同 上) ・補正予算案 9 件 (同 上) ・当初予算案 19 件 (同 上) 8. 散 会
	2 月 2 3 日 (金)	休 会	
	2 月 2 4 日 (土)	休 会	
	2 月 2 5 日 (日)	休 会	
	2 月 2 6 日 (月)	休 会	
	2 月 2 7 日 (火)	休 会	一般質問・議案質疑・予算質疑通告締切 (正午まで)

日 程	月 日	区 分	会 議 内 容
	2 月 2 8 日 (水)	休 会	
	2 月 2 9 日 (木)	休 会	
	3 月 1 日 (金)	休 会	
	3 月 2 日 (土)	休 会	
	3 月 3 日 (日)	休 会	
第 2 日	3 月 4 日 (月)	本会議	1. 開 議 2. 一般質問 ※一般質問者 (5 人) 1. 石塚 柏 2. 秩父博樹 3. 橋本琢史 4. 大山利吉 5. 佐藤文子 3. 散 会
第 3 日	3 月 5 日 (火)	本会議	1. 開 議 2. 一般質問 ※一般質問者 (2 人) 1. 小笠原昌作 2. 挽野利恵 3. 散 会
第 4 日	3 月 6 日 (水)	本会議	1. 開 議 2. 議案等審議 ・ 条 例 案 1 4 件 (質疑・委員会付託) ・ 議決を求める件 5 件 (同 上) ・ 予 算 案 9 件 (同 上) 【令和 5 年度一般会計ほか補正予算】 ・ 予 算 案 1 9 件 (同 上) 【令和 6 年度一般会計ほか当初予算】 ・ 陳 情 5 件 (委員会付託) 3. 散 会

日 程	月 日	区 分	会 議 内 容
	3 月 7 日 (木)	休 会	各常任委員会審査
	3 月 8 日 (金)	休 会	各常任委員会審査
	3 月 9 日 (土)	休 会	
	3 月 1 0 日 (日)	休 会	
	3 月 1 1 日 (月)	休 会	各常任委員会審査
	3 月 1 2 日 (火)	休 会	事 務 整 理
	3 月 1 3 日 (水)	休 会	討論通告締切日 (正午まで) 事 務 整 理
	3 月 1 4 日 (木)	休 会	事 務 整 理
第 5 日	3 月 1 5 日 (金)	本会議	1. 開 議 2. 議長報告 3. 議案等審議 ・ 条 例 案 1 4 件 (委員長報告・質疑・討論・表決) ・ 議決を求める件 5 件 (同 上) ・ 予 算 案 2 8 件 (同 上) ・ 陳 情 3 件 (同 上) 4. 議案等審議 ・ 議決を求める件 3 0 件 (説明・質疑・討論・表決) 5. 議案等審議 ・ 条 例 案 1 件 (説明・質疑・討論・表決) 6. 閉 会

一般質問通告者

質 問 者	質 問 事 項
17番 石 塚 柏 議員	1. 小中校の統合について
6番 秩 父 博 樹 議員	1. 外国人材の受け入れと多文化共生社会の実現について 2. 非常時への備えについて 1) 災害時避難所の空調設置について 2) 地震発生時の業務継続体制の強化について 3) 備蓄品の周知について 4) A E Dへの三角巾配備について 3. 子どもを被害者にも加害者にもさせないアプリの活用について
11番 橋 本 琢 史 議員	1. 空き家対策について
1番 大 山 利 吉 議員	1. 公共施設の再編と再編後の施設の活用と整備について 2. 高齢者や障がい者に配慮した公共施設のきめ細やかなバリアフリー化について 3. 大仙市誕生20周年記念事業について
3番 佐 藤 文 子 議員	1. あきたこまちRについて
12番 小笠原 昌 作 議員	1. 相次ぐ特殊詐欺被害について
5番 挽 野 利 恵 議員	1. 女性と若者の市内定住につながる取組について 2. 学校における多様性への配慮について

予算質議通告者

質 問 者	質 問 事 項
4 番 佐 藤 隆 盛 議員	【歳出】 〔2 款 1 項 1 1 目 1 1 事業 地域振興事業費（地域 枠）〕 1. 地域枠予算について
8 番 安 達 成 年 議員	【歳出】 〔7 款 1 項 4 目 6 0 事業 大仙市観光物産協会補助 金〕 1. 大仙市観光物産協会補助金について 〔1 0 款 6 項 1 目 1 5 事業 スポーツツーリズムコ ミッション運営費〕 2. スポーツツーリズムコミッション運営費につい て 〔8 款 2 項 1 目 1 5 事業 市道敷地対策費〕 3. 市道敷地対策費について 【国民健康保険事業特別会計】 〔9 款 1 項 1 目 9 0 事業 財政調整基金積立金〕 4. 国保財政調整基金積立金について
2 1 番 金 谷 道 男 議員	【歳出】 〔2 款 1 項 1 1 目 1 4 事業 地域交通対策事業費〕 1. のりのりきっぷの充実について

議案等一覧

番号	件 名	議決月日	審議結果
1	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	2月22日	同意
2	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	同上	同上
3	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	同上	同上
4	大仙市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について	同上	原案可決
5	大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	同上	同上
6	大仙市（荒川、峰吉川、船岡、淀川）財産区管理会条例の制定について	同上	同上
7	大仙市（荒川、峰吉川、船岡、淀川）財産区基金条例の制定について	同上	同上
8	令和5年度大仙市一般会計補正予算（第14号）	同上	同上
9	大仙市役所部等設置条例の一部を改正する条例の制定について	3月15日	同上
10	大仙市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	同上	同上
11	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	同上	同上

番号	件 名	議決月日	審議結果
1 2	大仙市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	3 月 1 5 日	原案可決
1 3	大仙市空き家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について	同 上	同 上
1 4	大仙市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	同 上	同 上
1 5	大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	同 上	同 上
1 6	大仙市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大仙市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	同 上	同 上
1 7	大仙市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	同 上	同 上
1 8	大仙市立武道館に関する条例の一部を改正する条例の制定について	同 上	同 上
1 9	大仙市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	同 上	同 上
2 0	大仙市神岡福祉センター条例を廃止する条例の制定について	同 上	同 上
2 1	大仙市神岡市民センター条例の制定について	同 上	同 上
2 2	大仙市コスモス奨学基金条例の制定について	同 上	同 上

番号	件 名	議決月日	審議結果
2 3	中里温泉改築事業（建築）工事請負契約の締結について	3 月 1 5 日	原案可決
2 4	中里温泉改築事業（機械設備）工事請負契約の締結について	同 上	同 上
2 5	市道の路線の認定及び廃止について	同 上	同 上
2 6	令和 6 年度大仙市企業団地整備事業特別会計への繰入れについて	同 上	同 上
2 7	令和 6 年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入れについて	同 上	同 上
2 8	令和 5 年度大仙市一般会計補正予算（第 1 5 号）	同 上	同 上
2 9	令和 5 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	同 上	同 上
3 0	令和 5 年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第 4 号）	同 上	同 上
3 1	令和 5 年度大仙市奨学資金特別会計補正予算（第 1 号）	同 上	同 上
3 2	令和 5 年度大仙市企業団地整備事業特別会計補正予算（第 3 号）	同 上	同 上
3 3	令和 5 年度大仙市太陽光発電事業特別会計補正予算（第 1 号）	同 上	同 上
3 4	令和 5 年度大仙市峰吉川財産区特別会計補正予算（第 1 号）	同 上	同 上
3 5	令和 5 年度大仙市上水道事業会計補正予算（第 2 号）	同 上	同 上

番号	件 名	議決月日	審議結果
3 6	令和 5 年度大仙市下水道事業会計補正予算(第 2 号)	3 月 1 5 日	原案可決
3 7	令和 6 年度大仙市一般会計予算	同 上	同 上
3 8	令和 6 年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算	同 上	同 上
3 9	令和 6 年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算	同 上	同 上
4 0	令和 6 年度大仙市学校給食事業特別会計予算	同 上	同 上
4 1	令和 6 年度大仙市奨学資金特別会計予算	同 上	同 上
4 2	令和 6 年度大仙市企業団地整備事業特別会計予算	同 上	同 上
4 3	令和 6 年度大仙市スキー場事業特別会計予算	同 上	同 上
4 4	令和 6 年度大仙市太陽光発電事業特別会計予算	同 上	同 上
4 5	令和 6 年度大仙市小水力発電事業特別会計予算	同 上	同 上
4 6	令和 6 年度大仙市内小友財産区特別会計予算	同 上	同 上
4 7	令和 6 年度大仙市大川西根財産区特別会計予算	同 上	同 上
4 8	令和 6 年度大仙市荒川財産区特別会計予算	同 上	同 上
4 9	令和 6 年度大仙市峰吉川財産区特別会計予算	同 上	同 上
5 0	令和 6 年度大仙市船岡財産区特別会計予算	同 上	同 上
5 1	令和 6 年度大仙市淀川財産区特別会計予算	同 上	同 上
5 2	令和 6 年度市立大曲病院事業会計予算	同 上	同 上
5 3	令和 6 年度大仙市上水道事業会計予算	同 上	同 上

番号	件 名	議決月日	審議結果
5 4	令和 6 年度大仙市簡易水道事業会計予算	3 月 1 5 日	原案可決
5 5	令和 6 年度大仙市下水道事業会計予算	同 上	同 上
5 6	監査委員の選任について	同 上	同 意
5 7	監査委員の選任について	同 上	同 上
5 8	荒川財産区管理会財産区管理委員の選任について	同 上	同 上
5 9	荒川財産区管理会財産区管理委員の選任について	同 上	同 上
6 0	荒川財産区管理会財産区管理委員の選任について	同 上	同 上
6 1	荒川財産区管理会財産区管理委員の選任について	同 上	同 上
6 2	荒川財産区管理会財産区管理委員の選任について	同 上	同 上
6 3	荒川財産区管理会財産区管理委員の選任について	同 上	同 上
6 4	荒川財産区管理会財産区管理委員の選任について	同 上	同 上
6 5	峰吉川財産区管理会財産区管理委員の選任について	同 上	同 上
6 6	峰吉川財産区管理会財産区管理委員の選任について	同 上	同 上
6 7	峰吉川財産区管理会財産区管理委員の選任について	同 上	同 上
6 8	峰吉川財産区管理会財産区管理委員の選任について	同 上	同 上
6 9	峰吉川財産区管理会財産区管理委員の選任について	同 上	同 上
7 0	峰吉川財産区管理会財産区管理委員の選任について	同 上	同 上
7 1	峰吉川財産区管理会財産区管理委員の選任について	同 上	同 上

番号	件 名	議決月日	審議結果
7 2	船岡財産区管理会財産区管理委員の選任について	3 月 1 5 日	同 意
7 3	船岡財産区管理会財産区管理委員の選任について	同 上	同 上
7 4	船岡財産区管理会財産区管理委員の選任について	同 上	同 上
7 5	船岡財産区管理会財産区管理委員の選任について	同 上	同 上
7 6	船岡財産区管理会財産区管理委員の選任について	同 上	同 上
7 7	船岡財産区管理会財産区管理委員の選任について	同 上	同 上
7 8	船岡財産区管理会財産区管理委員の選任について	同 上	同 上
7 9	淀川財産区管理会財産区管理委員の選任について	同 上	同 上
8 0	淀川財産区管理会財産区管理委員の選任について	同 上	同 上
8 1	淀川財産区管理会財産区管理委員の選任について	同 上	同 上
8 2	淀川財産区管理会財産区管理委員の選任について	同 上	同 上
8 3	淀川財産区管理会財産区管理委員の選任について	同 上	同 上
8 4	淀川財産区管理会財産区管理委員の選任について	同 上	同 上
8 5	淀川財産区管理会財産区管理委員の選任について	同 上	同 上
8 6	大仙市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	同 上	原案可決

《報告》

番号	件 名	議決月日	審議結果
1	専決処分報告について（令和５年度大仙市一般会計補正予算（第１３号））	２月２２日	承認

《陳情》

番号	件 名	議決月日	審議結果
３５	あきたこまちＲについての陳情書	３月１５日	不採択
３７	「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書	同上	趣旨採択
３９	「あきたこまち」の「あきたこまちＲ」への全面切り替え計画に関する陳情書	同上	不採択